

静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和3～5年度）案に
関する意見概要と意見に対する市の考え方

意見のあった分野等	番号	ページ	件数
大分野1 権利擁護・理解促進	1～48	1～9	48件
大分野2 地域生活支援	49～163	10～33	115件
大分野3 医療・保健	164～172	33～35	9件
大分野4 生活環境	173～208	36～42	36件
大分野5 生活・安全	209～231	42～46	23件
大分野6 子ども	232～271	47～53	40件
大分野7 雇用就労	272～297	54～58	26件
大分野8 文化活動・市民生活	298～304	58・59	7件
その他（各分野に属さない意見等）	305～342	60～68	38件

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和3～5年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
大分野1					
1	大分野1 権利擁護・理解促進 (5) 虐待の防止		夜間帯に通報の際、担当者がいない等で繋がらない。通報するには勇気がいるのに、この段階でつまずく人もいる。通報して、指導が入っても、その後のシステムが緩く、実態は変わらない。むしろ、事業所側は内部で責任逃れや責任の擦り付け合いをし、さらに闇が深くなっている事業所もある。そもそも静岡市の障害福祉課の役人や福祉関係職員の質は悪く、自分で訴えることが難しい障がいを持つ人に対して行政や福祉関係者が真剣に考えたり、サポートすることができていないように感じる人が多い。また、「自立支援協議会・虐待防止部会」等の関係機関の人材の素質にも問題があるのではないかと感じる。役所や学校や各事業所にも質のある人は必ずいるだろうが、この人達が力を発揮できる環境やサポートがない。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	権利擁護・虐待防止部会は弁護士や精神保健福祉士等の専門職を含め18名で構成されています。今後も現場の御意見を反映し、課題解決に向けて検討してまいります。
2	大分野1 権利擁護・理解促進		手帳の使い方をくわしくしてください。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	身体障害者手帳の使い方は、手帳受取時に各区障害者支援課による説明会を実施しております。 療育手帳の使い方は、手帳の面談に地域リハビリテーション推進センターへいらしたご本人及びそのご家族に、福祉サービスや相談機関等の情報を掲載したガイドを配付し、手帳の使い方を説明しています。ガイドは情報を厳選し、写真やルビを使用しており、困った時には窓口にお問い合わせができるよう工夫しています。また、各区障害者支援課において手帳をお渡しする時などに各種制度の詳細を記載したしおり等を配布し、御案内しています。 精神障害者保健福祉手帳の使い方は、手帳交付時に各区障害者支援課においてご本人様やご家族様等に精神保健福祉のしおりを配布し、受けられるサービス等について説明させていただいております。併せて自立支援医療制度などの精神保健福祉に関する各種制度も掲載されており、必要に応じて説明をさせていただいております。いただいたご意見を参考に更にわかりやすい説明の工夫をさせていただきます。ご不明な点があれば、各区障害者支援課へお問合せください。
3	地域における障がい者の理解促進事業		最近、仕事で障がい者と接するようになり、いろんなことを学びました。それと同時に、過度な気遣いや態度が相手にとっては迷惑に感じる事もあることわかりました。コミュニケーションの取り方、手話などもそうですが、講座も平日の昼間が多かったりするのでなかなか受講できませんが…身体などの障がいはすぐにわかりますが、精神や知的、高次脳機能障害の方などは分かりにくいので、生活しづらいと思います。実際に当事者の方たちのことを理解し、誰もが暮らしやすいまちになるように、できる限り講座や研修に参加したり、実際に活動に参加してみたいと思います。	D：その他のご意見	静岡市では、障がいに関する理解促進を目的として、市政出前講座や精神障がいや高次脳機能障害の普及啓発のための講座・研修会を行っており、市民向け講座は、主に土日に開催しています。 今後も、年によってテーマは異なるかと思いますが、障がいに関する理解促進に向けた事業を継続していきますので、ぜひご参加ください。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
4			障がいと障害と様々な標記の仕方を見かけます。国が統一してくれるとわかりやすいですね。	D：その他のご意見	ご意見のとおり、「障がい」・「障害」の表記については、現在、統一的な取り扱いは示されていません。静岡市障がい者共生のまちづくり計画では、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合に、「害」の字を「ひらがな」で表記していますが、団体等の固有名詞や法令及び制度の名称に関するものは漢字としています。
5	地域における障がい者の理解促進事業		ある作業所がグループホームの建設にあたって地元の反対にあい苦勞したと聞きました。障がい者共生といいますが、大変びっくりしました。統合失調症のことをもっと知ってください。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がいのある人が地域で自分らしく暮らしていくためには、地域の皆様に障がいについて理解していただく必要があります。障がいについて理解していただくために、市では、啓発活動や講演会等を実施しています。今後は、施設整備事業に併せて、建設予定地の周辺自治会に対し、障がいの理解促進に係る講座等を行っていくなど、対応を検討してまいります。
6	地域における障がい者の理解促進事業		精神障がい者のグループホームを建設する際に近隣の方から犯罪者集団のような言葉を浴びせられました。共生社会にはほど遠いと思いました。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がいのある人が地域で自分らしく暮らしていくためには、地域の皆様に障がいについて理解していただく必要があります。障がいについて理解していただくために、市では、啓発活動や講演会等を実施しています。今後は、施設整備事業に併せて、建設予定地の周辺自治会に対し、障がいの理解促進に係る講座等を行っていくなど、対応を検討してまいります。
7	心のバリアフリーイベント		現状各種イベントが中止されているが、今後様々なイベントを企画していただき、一般の方の障がいへの理解を深める努力をしてもらいたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	新型コロナウイルス感染症の影響により、心のバリアフリーイベントなどの大型イベントは開催が難しい状況が続いています。一方で、共生社会ホストタウン関連事業として、地元メディアと連携した障がいのある人へのQ&Aを行うなど、新しい生活様式に合わせた心のバリアフリーの普及啓発も行っています。今後も、新しい生活様式に合わせたイベントの開催方法の検討や、障害者週間における各種啓発活動等、障がいへの理解が深まるようなイベントを企画してまいります。
8	学校におけるボランティア活動の実施	28	事業の内容 小学校、中学校に加えて、高等学校も含めて欲しい。	A：計画案に反映します。	学校における児童生徒のボランティア活動推進については小学校、中学校と高等学校との縦のつながりを大切に、ボランティア活動推進をより一貫した取り組みにしてまいります。
9	初心者向け手話講習会		課題に「参加者が定員に達していない」とあります。たしかに、最近の児童は土日に習い事が多く、興味があっても参加が難しいです。小学校では、クラブ活動や、学校応援団が行っている放課後の短時間預かりがあり、そこで体験できたらよいと思いました。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	なるべく多くの子ども達に受けもらえるよう、学校や地域を限定せず募集しておりますが、過去の参加状況も踏まえ、今後の開催場所や曜日について検討してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
10	アイボランティア入門展示講習会		受講後に、どこで何ができるのか、関わっていけるのか、イメージができず、受講に躊躇してしまいます。	D：その他のご意見	「アイボランティア入門講座」は、名前のとおり、視覚障がいのある方を支えるボランティアを始めるきっかけづくりとして開催しており、講座の中で、受講後に参加できるボランティア団体などのご紹介をしています。 頂いたご意見については、今後の受講生募集の際の参考とさせていただきます。
11	1. 権利擁護・理解促進 (2) ボランティア、NPO等による協働の促進		現行だと、「障がいのある人への支援」がボランティアの内容ですが、障がいのある人自身が、社会貢献活動に参加し、社会に入り、「社会に役に立つ活動ができる」ことが大切だと考えます。地域の清掃活動や、介護施設訪問、芸術・文化活動への参加など、障がいのある人によるボランティア活動・地域貢献活動・NPO活動を推進する事業をおこなってほしいです。	D：その他のご意見	ご意見のとおり、障がいのある方が社会貢献活動を通じて社会参加をすることは共生社会を進める上で重要なことだと考えます。市民活動支援システム「ここからネット」のボランティア情報を充実させるなど、障がいのある方々が社会貢献活動に参加できるように努めてまいります。
12	大分野1 権利擁護・理解促進 (5)		【長期化する虐待対応について】 長期続く虐待事例について、こちらの相談（委託相談が主ですが）で複数抱えている現状が続いています。今後の見通しが課題化されていないようです。本来行政が主として、解決に向けてアプローチをしていくことが、マニュアルにあるかと思いますが、行政の担当職員によって対応に相当差があります。今の担当は本当に協力していただいていると思いますが、以前の方は、訪問すら、何もしなかったため、こちらが市に意見書（平成30年3月31日付け）を出したこともありましたが、また、長期継続事例について虐待部会がありながら、対応について検討された記録があるのでしょうか。報告だけで具体的な提案や対策が載っている資料があれば教えていただきたいのですが、「解決に向けた動きが本当にあるのか」と感じます。「どうせ受入先がないから」「この方が暴れるから見つからないし、家で見た方がいいのでは」と、虐待が起きたのは家で、改善をその保護者には任せられない、のを伝えたのに、被虐待者に責任があるような意見をいわれた行政の方も過去にありました。現在もその被虐待者は自宅で生活しており、時折「真夏に自家用車内に本人がいたいからといって、保護者がバイトのためそのまま1～2時間放置する」「いつ折れたかわからない骨折の後がある」「熱があるのに通所させる」「体に引きずられた時できたと思われるあざがある」などの問題が時折おきますが、対応に進展はありません。現状がこれなので、「相談支援事業所だけ整備した」では、今後も「解決」「改善」は難しいのではないのでしょうか。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご意見にあるとおり、虐待対応が長期化する案件もあり、委託相談支援事業所を中心とした支援者の皆様が大変苦勞されながら障がいのある方とその家族を支えていらっしゃることに感謝申し上げます。 虐待対応が長期化する案件には、様々な課題が複雑に関係していることが多いことから、解決のためには、様々な専門家の意見を参考にする必要があります。 そのため、令和2年度の虐待防止部会において、ケース会議に弁護士や社会福祉士、精神保健福祉士を派遣するための手続きについて定めたところです。 今後も、これらの専門家の力を借りながら、行政及び委託相談支援事業所が協力して、長期化する虐待対応に対応してまいります。
13	専門性の高い意思疎通支援事業	38	盲ろう者向け通訳兼介助者の養成、派遣について：①事業費の具体的な中身について 養成、派遣ともに、「静岡県、浜松市と三者で前計画の目標のとおり共同実施することが出来ています」と記述されています。実際には静岡市としては通訳兼介助者の養成は行われておらず県の委託事業に関して予算面での負担をしているという認識でいます。県障害福祉課に確認させていただいたところ、「人口の割合に応じて負担」とのことです。偏在、静岡市が負担している事業費の中身について、詳細な情報開示をお願いします。	D：その他のご意見	ご意見のとおり、専門性の高い意思疎通支援事業は、県の委託事業に対し、両市が負担金を支出することにより、県、静岡市、浜松市の三者で共同実施しています。 事業費について、詳しい内容をお聞きになりたい場合は、障害福祉企画課までお問合せください。
14			盲ろう者向け通訳兼介助者の養成、派遣について：②養成、派遣の実績・見込みについての詳細情報について 「実施」とだけ記されています。浜松市のように、具体的な件数や人数、時間数等についての情報開示をお願いします。	A：計画案に反映します。	養成・研修事業は、開催場所により毎年実績値に大きく増減があるため、計画の特性上、人数ではなく、「継続して実施すること」を目標とさせていただきます。派遣事業に関しましては、目標値を設定させていただきます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
15			盲ろう者向け通訳兼介助者の養成、派遣について：③県、浜松市との三者での共有理解の場について 県障害福祉課に確認させていただいたところ「県、静岡市、浜松市の三者で中身について共通理解の場を持っている」とのことなので、その場には是非当事者として当会を参加させていただきたくお願いします。視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者にとって、通訳介助者による支援は、まさにライフラインの中のライフラインといえます。当事者にとって非常に重要な問題について、当事者が参画する形で是非進めていただきたいと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご意見のとおり、盲ろう者にとって、通訳介助者による支援は、生活していくうえで非常に重要なものであると認識しております。 当事者団体の参加につきましては、今後、静岡県及び浜松市と相談し、検討を進めてまいります。
16	アイボランティア入門講座・点字講習会	29～31	市民に対する視覚障害、聴覚に関する理解啓発の取組の枠組みの中に、アイボラ入門講座や点字講習会、手話奉仕員・要約筆記者養成事業や初心者向け手話講習会等が位置付けられ、「理解、啓発」も含めた取組として説明がなされています。そのことは、他市（例えば浜松市）と比較しても高く評価できることであり、当会としてもありがたく感じています。現在、全国的にも「盲ろう」に関する話題や情報が徐々にメディア等にも取り上げられるようになり、日本国内でも少しずつ「盲ろう」に関する理解が広がり始めているようです。静岡市として「盲ろう」に関する理解啓発の取組の中に、盲ろうに関する内容を加えていただくことで、静岡市において、盲ろう者の存在や盲ろうに関する理解を広げていくことをしていただくようお願いします。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	まずはアイボランティア入門講座内等で「盲ろう」に関する理解啓発を図るよう検討してまいります。
17	■初心者向け手話講習会		課題として、周知不足などによると挙げられています。 教育委員会を通して各学校に呼びかけを依頼する工夫が必要と考えます。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	今年度から全市立小学校にチラシを配架し始めましたが、より小学生やその親御さんの目につく施設等への配架の工夫を図っていきます。
18	■手話通訳者設置事業		現状の分析 専任手話通訳者を配置することができているだけでなく、適切な人数配置ができているかの分析も必要と考えます。	A：計画案に反映します。	計画に反映させていただきます。
19	■手話通訳者・要約筆記者派遣事業		申請があったものに対しすべて派遣していることについては感謝しています。	D：その他のご意見	今後もすべての申請に対応するよう努めてまいります。
20	■専門性の高い意志疎通支援事業		それぞれの事業を実施していることは評価しますが、事業を実施した結果、何人の手話通訳者や支援者を養成できたか、ということが目標ではないでしょうか。	A：計画案に反映します。	養成・研修事業は、開催場所により毎年実績値に大きく増減があるため、計画の特性上、人数ではなく、「継続して実施すること」を目標とさせていただきます。派遣事業に関しては、目標値を設定します。
21	大分野1		障害者への理解・差別の解消：世間の理解も大切だと思うが、まず行政の窓口（障がい担当以外も）の障がいや特性を理解した対応ができるよう研修や啓発をしていただきたいと思います。	C：計画案に盛り込み済みです。	ご意見のとおり、行政職員が障がいの特性を理解し、それぞれの方に配慮した対応ができることは重要であると考えています。次期計画では、「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用による市職員の人材育成」を新規に掲載し、市職員の研修や啓発に取り組んでまいります。
22	第4章(1)心のバリアフリーイベント	26	イベントの実施の活動指標で、目標値が「実施」になっているが、令和3年度以降「1回実施」と表記を変えたらどうか 他の目標に倣って数字を数値目標にする。令和3年度は、既に2回の実施を検討しているようで、もし2回実施となれば、計画1回、実績2回となる。「実施」の表記だと、積極的にはやるとはみられない。	A：計画案に反映します。	計画に反映させていただきます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
23	第4章(1) 1地域における 障害の理解促進	27	<p>市政出前講座等の開催増加による普及活動の促進 <u>開催「年3回」を「年6回」に</u> 民児協や小学校等に「年3回」の目標を掲げているが、以下のテーマではそれぞれターゲットを絞った普及啓発活動を推進した方が効果があると思われる。目標は、「年6回」にして差別解消法を3回、共生のまちづくりを3回とする。 例えば、障害者差別解消法関係では、民児協、自治会、商工会議所などへの啓発が遅れており、理解が深まっていない。実際、民生委員が住民の味方になり障害者を排斥（差別）する事例もあったし、自治会役員が自治会活動で障害者差別をしていることに気づかない相談事例もあった）。</p> <p>また、「周知を行う」では、実績は上がらないので、待ちの姿勢でなく、少なくともモデル的、試行的にも、民児協、自治会（連合会）、商工会議所に売り込んで、それぞれ1回は実施していただきたい。障害者団体に対する「共生のまちづくり計画」の説明も、出前講座なら1件だけではないだろう。</p>	A：計画案に反映します。	開催回数について、御意見を参考にし、「年6回」の開催を目標とします。また、講座の内容については、いただいたご意見を参考に、出前講座のニーズ、対象者等を分析し、より障がいへの理解促進に効果のある講座内容とできるよう取り組んでまいります。
24	第4章(1) 5学校教員・・・	28	<p><u>目標達成のための計画中の取組み</u> 下段<紹介の誤変換> 現状 福祉教育プログラムの提案や講師等の<u>照会等</u>を行います 修正案 福祉教育プログラムの提案や講師等の<u>紹介等</u>を行います</p>	A：計画案に反映します。	御指摘のとおり修正します。
25	第4章1(1) 7こころのバリアフリープロモーター育成講座	28	<p><u>「こころのバリアフリープロモーター」とは何で、講座修了生の役割を記載願いたい</u> こころのバリアフリープロモーターについての説明が分かりにくく、役割も不明。 ただ単に、研修があり、受講生を増やすだけなのか、何らかの資格としてその後の地域での役割を期待しているのか、わからない。事業目標との関係も不明。 言葉からは、「心のバリアフリーを推進する人」なので、専門知識を持って地域での役割を期待される人だと思われるが、ボランティアなのか、有償かによっても位置付けが違う。</p>	A：計画案に反映します。	日常生活場面において出会う精神的不調を抱える方との関わり全ての全てがバリアフリープロモーターとしての実践の場であり、受講生には、共生のまちづくりを支える人材として自主的に活動することが期待されます。また、修了生を対象にフォロー講座を開催しており、修了生同士の交流を行うとともに、関係機関からの要請に応じて普及啓発イベント等におけるボランティア活動を行っていきます。御意見を参考に計画案を修正させていただきました。
26	第4章1(4) 意思疎通・意思決定支援	34	<p><u>この項目に設置済の成年後見支援センターの設置と役割の記載をしてほしい</u> 成年後見支援センターは、成年後見制度利用促進協議会にて検討し、令和2年度に設置された静岡市の機関（市社協運営委託）であるので、この項目で説明するのが妥当な機関。現状で、成年後見の相談や市民後見人養成研修を実施し、法人後見などの事業にも関与する機関であり、P34と35の両方に関係してる。 本来なら、3名で開始する予定が、2名となって機能の限界もあるが、将来的には、後見人の需給調整も担う予定であり、業務も拡大し早期に3名以上への増員を望みたい。 仮に、説明が不要な理由があれば、お教えいただきたい。</p>	A：計画案に反映します。	本市では、関係機関や地域関係者と連携し、成年後見制度に関する相談支援、広報・研修、市民後見人（担い手）の養成・支援を行う中核機関として、令和2年7月に「静岡市成年後見支援センター」を静岡市中央福祉センター内に設置しました。 意思決定支援は成年後見制度の基本理念であることから、ご意見のとおり「意思疎通・意思決定の支援」の項目にセンターの設置と役割について記載をいたします。
27	第4章1(4) 専門性の高い意思疎通支援事業	38	<p>盲ろう者向けの通訳介助者の養成・研修、派遣事業の目標値には、人数の掲載を 盲ろう者向けの通訳介助者の養成・研修、派遣事業は、県と浜松市とでの協働（主体は県で、事業所へ委託？）で行っているようだが、少なくとも養成と派遣の人数を全県と静岡市在住の従事者の人数は目標値として掲げていただきたい。 さらに、利用者数についても、静岡市の利用者が何人かは現状と目標値を掲げていただきたい。 さらに、養成・研修の事業の企画内容、派遣状況の実態は、盲ろう者の障害の特性を鑑みて、当事者や支援者を入れた協議の場を設定することを願いたい。</p>	A：計画案に反映します。	養成・研修事業は、開催場所により毎年実績値に大きく増減があるため、計画の特性上、人数ではなく、「継続して実施すること」を目標とさせていただきます。派遣事業に関しては、目標値を設定させていただきます。また、協議の場につきましては、静岡県と浜松市とともに検討してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
28	第4章1(5) 虐待の防止 法制度周知のための研修等の開催回数	40	事業所での虐待が減らないので、その対応として研修を全体と個別での開催を提案 施設や事業所での虐待は被虐待者からの声も出にくく、表面化しにくい。また、訴えがあっても事実の確認が難しい。虐待が起こっている事業所では、職員や管理者が外部の研修に派遣していない場合が多く、実地指導時の指摘や指導でのチェックが求められている。 虐待の外部研修を管理者や職員が受けていない事業所には、特に研修の受講を義務付けて、集中した研修を行っていただきたい。静岡市で主催する全体研修を2回、個別事業所向けの研修2回を提案したい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご意見のとおり、施設従事者による虐待は、被虐待者からの声が届きにくく、訴えがあっても事実の確認が難しい現状があります。 しかし、障がいのある方に対する虐待を防止することは極めて重要であると認識しており、令和2年度は、事業所虐待をテーマとした虐待防止講演会の開催を予定しております。 また、令和3年以降も、全体研修等を年2回開催する予定です。 個別事業所向けの研修のご提案については、今後の検討とさせていただきますが、個々の事業所への指導については、実施指導等の際に、適切に対応してまいります。
29	第4章1(5) 虐待の防止 軽微な修正	40	目標達成のための計画実施期間中における取組で記載の修正 原稿 「自立支援協議会 虐待防止部会」 正確には、「自立支援協議会 権利擁護・虐待防止部会」であるので、修正願いたい	A：計画案に反映します。	計画に反映させていただきます。
30	1 大分野1 権利擁護・理解促進～認め合う・守る～(1) 障がいへの理解を深める活動の促進	25 26	アンケート結果により、障がいのある方との交流機会を増やすという着眼点は大変重要であるが、その交流の具体例が「心のバリアフリーイベント」だけであることは課題だと感じている。官製でない、地域の交流の場が必要であり、地区社協の活用、地域防災の活用や、町内会・自治会における障害者差別解消出前講座等にも広げていただきたい。担当課だけの施策になっているのではないか。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	官製ではない「地域交流の場」の創出は重要であることから、担い手の養成等も含め、地区社協等との連携についても、あらゆる機会を捉えて検討できるよう努めてまいります。「心のバリアフリーイベント」だけでなく、市政出前講座への当事者の参加など、機会を捉えて交流の機会の創出に努めます。
31	地域における障がい者の理解促進	27	民児協・自治会町内会・商工会議所などへの啓発が進まない現状があり、理解が深まっていない。特に障害像が目に見えない方（知的・発達・精神・内部・難病等）への誤解が差別や排除につながっている。また、疲弊し始めた地域の中で、公費のサービスを使う障がいのある方への非難中傷（あなたは障害年金があってパートの私より恵まれている等）もある。本市のSDGsが「東京ガールズコレクション」等の上滑りした企画でなく、地域福祉、丸ごと我が事、絆の再構築等 "誰ひとり取り残さない"こと等 、価値観の創造に資することを望みます。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ヘルプマークの普及とともに、見た目からは分からない障がいについての理解が進んできましたが、より一層の啓発が必要だと考えています。「すべての人に福祉を」をはじめとするSDGs関連ゴールの実現に資するよう、事業を進めてまいります。また、静岡市障害者自立支援協議会地域移行支援部会におけるワーキンググループでは、『安心できる暮らしを支える人材・ネットワークづくり』を目的に活動しています。地域の支援者である民生委員等へ、精神障がい者への理解をより深めてもらうため、民児協等へ講師を派遣し、研修会を計画しています。疾病やその特徴、相談先等を理解してもらうことで、地域における支援の一助になればと考えています。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
32	(3)障がいを理由とする差別の解消	33	<p>障害者差別解消協議会や相談窓口の設置などを積極的にすすめることが感じられる。</p> <p>障害者差別解消法が関係する分野は、消費生活、地域生活、医療、教育、福祉、司法等多岐に渡ることから、差別解消協議会の委員については、オブザーバーの参加も含めて多様な分野の方が参画する協議会にしていきたい。とりわけ障がい当事者の方の参加は必須である。</p> <p>自治会、町内会、地区社会福祉協議会、民生児童委員会も障害者差別解消法にいう「事業者」であることの周知が進んでいない状況があるので、自治会連合会等を通じて障害者差別解消について啓発する必要があるのではないかと。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障害者差別解消支援地域協議会につきましては、関係する皆様のご意見を伺いながら在り方を検討してまいります。いただいたご意見を参考に、今後も差別解消法の趣旨の周知や啓発に取り組めます。
33	(5)虐待の防止	40	<p>障害者虐待防止支援対策事業</p> <p>障害者虐待通報については、事業所自ら通報に及ぶ事例が非常に少ない。(通報義務があることへの理解と周知不足)</p> <p>国では障害福祉サービス事業所の基準省令を改正し、事業所ごとに「虐待防止委員会」の設置を義務付ける方向にあり、相談を含めた虐待通報件数は増加すると思われる。現状、障がい福祉サービス事業所虐待は、実地指導、事業所指定事務を管轄している「障害者支援推進課」が担当されている。</p> <p>実地指導ですら3年に一度の頻度でしか巡回できない人員数で、増加する事業所虐待案件に対応できるかは、はなはだ疑問であり、行政職員の適切な確保をお願いしたい。(他の政令都市と比べても、人口当たり、事業所数当たりの職員数が少ないのではないかと。)</p> <p>また、事業所における障害者虐待の有無、虐待防止委員会の開催状況、苦情解決への対応状況については、実地指導時に確認するだけでなく、定期的(年1回程度)、報告書を徴することで、防止効果が期待できるのではないかと。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	通報義務があることへの周知につきましては、「静岡県虐待防止センター一覧」を新たに作成し、通報義務について明記しています。この一覧は集団指導の資料として全事業所に配布し、事業所内にて周知徹底していただくよう依頼する予定です。また、御指摘のとおり、事業所における障害者虐待や苦情に関する対応状況については、基準省令の改正も踏まえながら、定期的に確認していく必要性があると認識しています。今後は、御提案の定期的な報告書の徴取や対応する職員の配置体制の確保等、必要な取組について検討してまいります。
34	市民活動センターの運営	32	<p>障害者関係の団体の多くは市民活動センターではなく、社協の施設を使っています。市民活動センターに「相談窓口の実施」とありますが、イメージが持てません。</p> <p>それよりは、3階4階の番町小学校通級教室や、特別支援教育センターとの連携を進める方が現実的ではないでしょうか。教育と福祉の連携を市民活動センターを使って行う、など。</p>	D：その他のご意見	市民活動センターでは、障がい者団体を含む市民活動を行う団体の設立、運営に関する相談など市民活動全般に関する支援を行っており、障がい者団体にもご活用いただける施設となっております。また、社会福祉協議会と異なる支援としては、NPO法に関する相談、講座・研修会などを行っております。市民活動センターが、障がい者団体の活動場所としてもご活用いただける場所であるという点については、さらなる周知に努めてまいります。
35	手話通訳者設置事業	36	市庁舎に設置されている手話通訳者は、4人となっており、令和5年度までの人員増は計画されていない。各庁舎に複数の手話の出来る職員又は通訳者の配置を要求する。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	適切な人数配置につきましては、今後も関係団体とともに協議してまいります。
36	点字・声の広報紙等の発行	139	「点字版広報紙等の発行種類拡大に向け、各課に必要性を周知する」とあるが、市が主催する会議や出前講座等を行う際にも点字資料を必要部数準備することを徹底されたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご意見のとおり、市が主催する会議や出前講座に視覚障がいがある方が参加する場合、点字版資料は内容を伝える有効な手段になるかと思えます。点字版資料の準備には一定の時間が必要となることから、今後、点字版資料を準備する基準などについて検討してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
37	成年後見制度利用支援事業	34	令和元年度から助成の対象を拡大したことは、とても良いことだと思う。 これを機に、制度利用が広まってほしいと思う。	D：その他のご意見	今後も報酬助成について周知し、成年後見制度の利用促進を図って参ります。
38	成年後見制度利用支援事業	34	目標値の設定について、特に「精神」についてR元実績より、R3、R4の値が少なくなっているのは、どのような根拠に基づいているのか知りたい。「精神障害者」数自体は増えているのではないか。	D：その他のご意見	市長申立件数（精神）につきましては、平成27年度が1件、平成28年度が0件、平成29年度が3件、平成30年度が1件、令和元年度は6件、令和2年度見込が4件で、年によってばらつきがありますが、平均すると1年あたり2～3件となります。 ご意見のように、精神保健福祉手帳の所持者や自立支援医療（精神通院）の受給者は年々増加傾向にあり、併せて成年後見支援センターが設置されたことによる市長申立制度の認知度上昇が見込まれることから、令和3年度は4件、令和4年度は5件と1件ずつ増加すると見込み今回の目標値の設定としております。
39	障害者虐待防止対策事業	40	虐待一時保護協定施設について【現状の分析及び課題】に「適正な運営の継続が必要」とあるが、例えば、受入れ実績又は断った実績など「適正さ」を示す指標の設定が必要と考えるが、いかがか。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご意見にある「適正さ」の評価は重要であると認識しておりますが、どの指標を活用するかは慎重に検討する必要があると考えております。 特に、一時保護の協定施設は任意の協力を求めるものであり、強制力はないことから、協定書の施設がすでに満床であった場合は他の居場所を確保できるよう調整しています。
40			健常者が、障がい者に理解を示し共生したい気持ちがあったとしても、具体的に何をしてあげたら良いのか、何ができるのかわからないと思います。障がい者一人一人ヘルプは違います。実際に様々な障害者、その周りの方々の声を聞いたり、市民がそれを知る場も必要だったり、もっと情報が身近でないと現実的にならないと思います。	C：計画案に盛り込み済みです。	障がいのない人が障がいを理解するためには、実際に交流をすることが大切であると考え、次期計画では「静岡市ならではの取組」として、「協働」「交流」を重視していくことを明記しました。出前講座・イベント等の増加により、より身近に感じることができるよう障がいのある人とない人の交流の機会のを設けられるよう取り組んでまいります。
41	大分野1（4）		生活介護事業所等の利用者及び保護者の高齢化に伴い、今後益々成年後見制度の必要性が高まると思います。成年後見制度の利用が促進するよう各種施策の推進とともに市民後見人の誕生を期待します。	D：その他のご意見	本人にとって、より身近な立場で本人の意思を尊重し寄り添う支援を行う市民後見人の誕生に向けて尽力して参ります。
42	大分野1（4）		市長申し立て件数（知的）が今後増えていくとを感じるが、相談があった場合はその都度対応は可能ですか	D：その他のご意見	市長申立てに関する御相談には随時対応しておりますので、各区障害者支援課に御連絡ください。
43	大分野1		知的障がい者の高齢化に伴い、ご利用者の身体の変化に応じ生活環境の変化が求められます。次の施設への移行等スムーズに行えるようにしていただければと思います。	C：計画案に盛り込み済みです。	御指摘のとおり、別の施設への移行等を円滑に行えるようにするためには、適切な支援が必要ですので、適宜、事業所に対して指導を行ってまいります。
44	大分野1		成年後見制度の普及が現在進んでいる中で、各自の必要性への浸透が、現在サポートしている家族に対してさらにわかりやすく、制度を使いやすくする一步の工夫として必要と感じられる。特に高齢者世帯での親・子それぞれの必要性に対してとなるが、未知な領域、経験のない領域に対する不安感を取り除く工夫で制度利用して良かったに繋がればと思う。	D：その他のご意見	成年後見制度の利用にあたっては、福祉関係者等支援者が制度利用の必要性に気づき、制度利用に関わっていただけるよう、関係者向け研修会等を開催していく予定です。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
45	大分野1		障がい者施設の高齢化。障がい者施設、高齢者施設でそれぞれやり方（支援の方向性や内容）は違うと思う。一体化された場合、（ならざるをえない）の支援法の知識や技術が必要になってきていると思う。（別物にしないで）	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がいのある方が高齢になったときの支援につきましては、障がい福祉関係機関と高齢者福祉関係機関との連携協力が必要であると考えております。知識や技術の共有等もそのひとつであり、今後の取組の参考とさせていただきます。
46	大分野1		昔からと思いますが、もっともっと障がいをもっていない方々が障がいをもっている方々やその家族の気持ちを考えられる生活をおくれる様、子どもの時からもっと関わり合う様に共生のまちづくりに活かしてほしい	C：計画案に盛り込み済みです。	次期計画では、出前講座の増加や、パラパドミントンを通じた共生社会教育を新規に掲載し、子どもたちへの理解促進の取組をさらに推進していきます。また、ボランティア活動も含めた教育活動の中で、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことを通し、共生のまちづくりを進めてまいります。
47	大分野1		地域における障がいの理解促進事業：出前講座の対象として、地域内で障害者が立ち寄ることが多いスーパーやコンビニ等、ビデオ屋他一般企業の店舗責任者、さらに交番巡査まで拡張していただきたいです。（一番知っていただきたい人たちです。）	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご意見にありますスーパー等の店舗責任者や交番巡査も、出前講座の対象ですが、申し込んでいただく必要があります。積極的に申し込んでいただけるよう出前講座の周知に取り組みます。
48	大分野1		市民アンケート①②の結果から、障害者に対する理解が不十分だと感じる。20年前、学校教育で福祉への接点がない世代だったので理解できる。現在の学校教育では、福祉教育もある程度行われているが、老人介護分野が主になっていると感じる。障害分野についても、もっと理解促進について進めていくことを望みます。	C：計画案に盛り込み済みです。	次期計画では、出前講座の増加や、パラパドミントンを通じた共生社会教育を新規に掲載し、子どもたちへの理解促進の取組をさらに推進していきます。障がいのある子ども、障がいのない子どもが共に学び交流する「交流及び共同学習」の実施などを通し、相互の理解を進めてまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
大分野2					
49	相談支援専門員数活動指標	50	第5期（令和元年度実績）の相談支援専門員数が71人に対して第6期（令和3年度）目標値が117人まで一気に増えるのはどういう状況ですか？	D：その他のご意見	相談支援専門員1人当たりの計画作成件数を39件/月とし、各年度の利用者数を除して算出しています。これは、利用者の方がセルフプランで計画作成をせずに、すべての利用者の方について、相談支援専門員が計画作成した場合に、本来必要とされる人数となります。相談支援専門員の確保対策については、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に協議してまいります。
50		50.51	↓の部分、枠内の内容がどこを指しているのか（6や（3）はどこなのか）わかりません。	D：その他のご意見	本計画では、国の指針に基づき、計画の効果を測定するための成果目標を定めています。障害福祉サービス等を実施することにより、どの成果目標に影響があるかを矢印の先で表しています。成果目標1から7までについては、素案の20ページ下部に記載があります。 また、本計画では、3つの基本目標を定めており、それぞれの障害福祉サービス等と関連の深い基本目標を矢印の先で表しています。基本目標につきましては、素案の16ページに記載があります。
51	活動指標	51	利用者数が令和元年度実績1,756人から令和3年度目標値2,613人一気に増えていますが、2年間でそんなに増えるものでしょうか？	D：その他のご意見	障害児の通所支援の利用者数が毎年大幅に増加しているため、その伸び率を踏まえた目標値を設定しています。
52	大分野2 地域生活支援		仮に重度の身体障害を有していても、本人が「一人前の人間として、人間らしい生活がしたい、地域でひとり暮らしがしたい」と願ったとき、その当たり前の願いを24時間ヘルパーを配置して叶えることができるだけの人員が欲しい。そのため資質を持つヘルパーの育成に力を入れてほしい。	C：計画案に盛り込み済みです。	本市では平成30年度から様々な福祉資格の入口に位置づけられる介護職員初任者研修の受講料助成について、受講後に障害福祉サービスに従事した方についても助成対象としております。 福祉人材の確保につきましては、重要な課題として捉えており、本計画でも、基本目標に障害福祉人材の確保に向けた取組を進めることを記載しました。ご意見いただきましたヘルパーの育成のための施策についても、今後、検討してまいります。
53	大分野2 地域生活支援		いじめや差別などを受けたときの相談所がもっとたくさんあってほしい	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	現在、障がい者差別についての窓口は、障害福祉企画課と精神保健福祉課となっていますが、相談しやすい窓口を複数設置することが必要だと考えています。今後、検討してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
54	大分野2 地域生活支援		家に車がないので、交通手段を作ってほしい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	移動を支援するサービス等としては、同行援護、行動援護、移動支援事業、重度心身障害者タクシー利用料金助成事業などがあります。状況に応じて、利用できるサービス等をご案内させていただきますので、各区窓口にご相談ください。
55	課題		精神科病床における1年以上の長期入院者数が目標を達成できていませんが、重い症状で地域で生活するのは困難で、やむを得ず病院に留まらざるをえない人もある程度おり、一概に課題にするのはどうかと思います。	D：その他のご意見	国の方針に合わせて1年以上の長期入院者数の減少を成果目標に掲げていますが、ご意見のように「症状が重く、やむを得ず入院されている方」を退院につなげる趣旨ではなく、入院治療によって症状が安定し、地域の支えがあれば退院できる方を主な対象と考えています。
56	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		共生都市の実現のためには、地域住民の精神障がいに対する理解が不可欠です。市には障がい者への差別・偏見を正すよう、期待しています。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご意見のとおり、共生社会を推進するためには、地域の皆様の障がいに対する理解が不可欠です。障がい理解に向けた啓発を行ってまいります。
57	依存症対策事業		コロナ禍の中、飲酒量が増加しているとの統計がありました。依存症は気づきにくい症といわれています。本人や家族への手厚い支援を要望します。	C：計画案に盛り込み済みです。	依存症にはご指摘いただいた特徴があるため、支援につながりやすい環境の構築が重要と思われます。当センターでは、個別相談を始め家族教室や支援者の技術向上を目的とした研修会の開催、断酒会（当事者グループ）との協働事業による地域の支援機関の連携を促すなど、ご本人を取り巻く周囲の方々への支援、普及啓発活動も積極的に行っております。ご意見を参考に今後もより充実した依存症支援に努めてまいります。
58	8050問題・親亡きあと支援		先週NHKスペシャルを観ました。ひきこもりになる背景は様々で精神障害ばかりが原因ではないように思います。番組では社協の職員が対応に困っていましたが関係機関も協力して取り組む仕組づくりを目指してほしいです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ひきこもり支援については、静岡市ひきこもり地域支援センターが平成27年度に設置されて、支援を行っています。しかし、ひきこもりの長期化やその家族の高齢化等、問題が複雑化してきており、この状況に対して、医療や福祉に関する関係課や支援機関等が連携をして支援に取り組んでおり、今後も支援体制をより充実させていきます。
59	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		知人の家族に重い精神障がい疾患があり、暴力暴言のため家族との生活をあきらめた人がいます。解決は簡単ではありませんが、実現に向け期待しています。	D：その他のご意見	障がい者ご本人の意向とご家族の意向を尊重しながら、支援が行えるよう体制を整備していきたいと考えます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
60			日曜日のヘルパーが足りないと聞きました。ヘルパーが増えるといいですね。	C：計画案に盛り込み済みです。	本市では平成30年度から様々な福祉資格の入口に位置づけられる介護職員初任者研修の受講料助成について、受講後に障害福祉サービスに従事した方についても助成対象としております。 福祉人材の確保につきましては、重要な課題として捉えており、本計画でも、基本目標に障害福祉人材の確保に向けた取組を進めることを記載しました。ヘルパー不足につきましても、解決を目指して、施策を検討してまいります。
61	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		精神疾患の方たちの退院後の支援が家族頼みで家族の負担が大きいと思います。病院（医師）の訪問治療などがあると思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	医師の訪問治療を行っている病院は少ないのが現状ですが、静岡市では、入院中から退院後まで継続した支援を行うことができるよう、各区に一名ずつ退院支援専任相談員を配置しております。訪問看護等とも連携し、今後更に地域定着を推進していくことができるよう検討していきます。
62	施策の体系		65歳以上の方の介護保険優先が、精神障がいの方の対応を考えた場合に、本人と介護側ともにマイナスが大きい。	C：計画案に盛り込み済みです。	介護保険優先の原則はありますが、個々の障がいのある方の実情を踏まえながら、障害福祉サービスの支給決定を行ってまいります。
63	生活介護		精神障がい者は、状態の変化が激しく、自力通所を原則としたB型作業所にも自立通所できなくなる場合があります。生活リズムを整えるため、生活介護施設を増やしてもらいたい	C：計画案に盛り込み済みです。	生活介護事業所を増やす計画となっています。
64		45	相談支援従事者の初任者研修の市職員の参加人数 目標値1人は少ないので、各区に専門知識を持つ職員を配置して欲しい	C：計画案に盛り込み済みです。	毎年1人以上の職員の参加を促していきます。
65	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		精神障がいを持つ家族について、かかりつけ医に相談をする際、生活支援や受けられる公的制度についての情報が得にくく、別の相談機関に頼らなくてはいけないことが多いです。長期入院から帰ってきた見守りの必要な家族を抱えて相談機関を探すのは難しいです。医療機関で生活相談もできるよう連携強化やワンストップのコールセンター（夜間開設あり）の設置をしていただければ助かります。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	精神科病院では、病院のケースワーカーが各種制度の相談にも応じてくれると思いますが、静岡市では、入院中から退院後まで継続した支援を行うことができるよう、各区に一名ずつ退院支援専任相談員を配置しております。 ご意見の内容から、こうした支援をうまく利用できなかったと推察されますので、退院後の生活が不安な方に、支援が行き渡るよう医療機関と連携を強化してまいります。
66	大分野2 地域生活支援(5)		現在は、放デイですが、放デイが立ち始めた頃からの事業所は、障がいに対する考えや個々のレベルに合った対応に欠けている気がします。人材確保の理由なのかわかりませんが、大きな問題のない人なら全く「障がい」ということに関わりを持っていなかった人でもスタッフとして働くことが出来ています。保護者の立場から事業所を見たときにスタッフの対応に疑問をもつこともあります。（言い方等）時々、ニュース等で観るように放デイだけでなく障がい者が働く場所での対応も心配の一つです。資質の向上というだけでは目に見えず伝わって来ないし、と言って書面に記したとしても伝わらないかもしれません。現に研修等を定期的に行っているのか保護者にはわかりません。研修すれば良いという問題ではないかもしれませんが、対人間に対する安心感が欲しいです。	C：計画案に盛り込み済みです。	障害福祉サービス等事業所では、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を確保する義務があります。また、放課後等デイサービスの場合、定期的（おおむね年1回以上）にサービスの質について、事業所スタッフや利用するお子さまの保護者に対してアンケート調査を行い、課題に係る改善策を立て、結果を公表しなければなりません。こうした取組が利用者や御家族の安心感につながるよう、適宜、指導してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
67	大分野2 地域生活支援		ヘルプマークをもっと知ってもらえるように広げてもらいたい。	C：計画案に盛り込み済みです。	本計画では、活動指標に「ヘルプマークを知っていると答えた人の割合」等を設定し、普及啓発に取り組んでまいります。各種イベントへの参加に加え、市のSNSの活用等より良い周知方法を検討してまいります。
68	障害福祉サービス等の充実		グループホームの充実を多々願います。国で入所施設を増設しないので有るなら高齢で入所している人たちがいなくなるという限り利用できないので有れば自立支援をもっと充実させていかなければならないと思います。	C：計画案に盛り込み済みです。	グループホームは、「8050問題」や「親亡き後支援」等でニーズが高まっており、障がいのある人が地域生活を送るための重要な施設だと考えています。社会福祉施設整備費補助金の活用等により、グループホームの充実を図ってまいります。
69	ヘルプマークについて		静鉄グループ等のバスに…ラッピングバスで載せるとかも1つの手ではないのでしょうか？ヘルプマークの配布は何故一人につき1枚なのでしょう？	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ヘルプマークの普及啓方法については、より効果的な方法を今後も検討して参ります。また、ヘルプマークについては、希望者に広く行き渡るよう原則として1人につき1枚とさせていただきますが、破損や紛失等があった場合は新たにお渡しすることが出来ますので、ヘルプマーク配布窓口までお申し出ください。
70	計画相談支援		放課後等デイサービスの増加で、利用する学齢期の方は多いと思います。計画相談支援事業所は大丈夫でしょうか。心配です。	C：計画案に盛り込み済みです。	御指摘のとおり、計画相談支援事業所の確保は本市の課題です。このため、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に対応策を協議してまいります。
71	大分野2（3）と大分野1（5）		【障がいの状況で利用の可否があるサービスについて】 前回策定に自立支援協議会委員として関わらせていただいた時からお伝えしていた事項で、「短期入所」や「ヘルパーの充実」は毎年の課題と思いますが、内容の分析がされているのか疑問です。例えば、前回策定時、短期入所受入可能事業所とそのベッド数を挙げ、確保できているような報告でしたが、実際には、短期入所を支給された方が利用したい時に利用できる状況ではなかったり、全県での枠数を静岡市の枠数として報告していたように思います。また障がいの特性によっては、サービスの支給を受けているのに、「人員が足りない」「手がかかる」「他害がある」と利用を断られた事例が、コロナ以前から多々ありました。今回8月の資料についても、特にそのような説明は探せなかったため、隠れている課題の部分の掘り下げの必要性が感じられました。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	短期入所の緊急時の受け入れが進むよう、地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」のコーディネーターにより短期入所事業所連絡会を開催し、好事例の共有、健康診断書様式の統一、体験利用の促進に取り組んでいます。短期入所の利用を断った事例についても、今後事業所連絡会で共有し、多くの方の受入が進むよう解決策を検討してまいります。また、御指摘いただいた課題について、障害者自立支援協議会や各部会を中心に、隠れている課題の部分の掘り下げを含め、また、将来を見据えたうえで、今後も引き続き協議してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
72			<p>【人材育成と人材確保について、と、少し行政の人材について】</p> <p>「8050」はご存じかと思いますが、「2040」問題＝介助側の人材不足が2040年頃、必要な支援者数が足りない予測があります。国も対応を考えていますが、令和2年11月頃の国の会議資料中でも、医療が改善策を出せば保育が、保育が改善策を出せば介護が、介護が改善策を出せば・・・と人手確保のための「いたちごっこ」が続いているともしています。近い将来のための準備も、「今」必要ではないでしょうか。他分野も含め「社会的な支援が必要な人」のトータル的で基礎的な支援体制、保育や高齢者の支援と合わせていく、またどの分野も人材は増えそうになく、「考えられる工夫」を実現化していく仕組みが必要ではないでしょうか。「高齢者」「障がい者」「児童」が同じようなサービスで課題が解決できるようであれば、利用できる仕組み、特にヘルパーの利用などがあげられますし、保育園の医ケア児受け入れなど、同じような方向性の取組も出てきています。本来なら、「地域生活支援部会」などから活発な意見があがってもいいかと思うのですがあまり聞いたことがありません。前回の自立支援協議会資料では充足しているように見えます、が、計画相談から見る静岡の状況で言うなら、移動支援は何ヶ所提供を中断し、再開をもう2～3年待っていたり、新規の利用で居宅が調整に半年かかったり、ヘルパーさんが減っていると感じています。支給量、利用量、本当の希望量の比較が必要かと思います。またある予測では、コロナ禍の中または後、リスクが大きい介護職に進みたい人は減るのではないかと予想されています。コロナの影響もあり、この地域の将来につながる部分を今一度掘り下げて検討されるのはどうでしょうか。</p>	<p>C：計画案に盛り込み済みです。</p>	<p>本市では平成30年度から様々な福祉資格の入口に位置づけられる介護職員初任者研修の受講料助成について、受講後に障害福祉サービスに従事した方についても助成対象としております。</p> <p>福祉人材の確保につきましては、重要な課題として捉えており、本計画でも、基本目標に障害福祉人材の確保に向けた取組を進めることを記載しました。ご指摘のとおり、将来を見据えて施策を立案することが必要ですので、いただいたご意見を参考に検討してまいります。</p>
73			<p>行政内の対応で少し、私自身が近年で静岡市が横の連携が得意ではない場面に直面、経験が複数ありました。同じ局内でも各課で範囲を決め隙間が出来ていても対応は頑なにしないなど、担当者以外わからず、担当者が変わればまた1から、または、その変わった人の判断でやらないなど、人により局、部、課により、全く違う状況になってしまうのは、困ります。異動はしょうがないと思いますが、対応が慣れてきた利用者さんにはメリットかと思えるので、また変わると思うと、特性を理解してもらいたい利用者さんにとってはデメリットです、と思います。せめて、全員そっくり変わる、一人だけ残って負担がその人に行く、などは避けて欲しいと思いました。</p>	<p>B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。</p>	<p>区役所の窓口では、相談の事例に応じ、高齢者の関わるものについては高齢介護課、児童の関わるものについては子育て支援課、児童相談所等と、情報の共有及び支援の協働を行うよう心がけています。</p> <p>担当者が変わっても、隙間や切れ目のない支援を行うことができるよう、関係機関による連携と引継ぎの徹底に努めてまいります。</p>

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
74	大分野2 相談支援体制の充実		<p>【基幹、委託、計画の役割】</p> <p>国が目指している相談支援体制の仕組みと違い、また偏りがあるように思います。基幹を利用、またはまいむ・まいむを利用して、困難事例を解決する仕組みかと思われますが、現状では委託が抱え続けたり、基幹がケースワークしていたり、まいむまいむをあえて利用しなくても展開できていたり連携していない事例もあります。見方を変えれば改善状況に合わせて必要な各機関などに連携やバトンタッチしていく事例が少ないように思います。本年9月27日の地域生活支援ネットワーク会議資料P5で静岡市の相談機能の説明でも、「委託相談と計画相談との役割を明確化していく」としていますが、国の三層の相談支援体制からすると基幹相談の役割も明確化することも必要ではないでしょうか。また、資料で気になる部分で、「計画相談は忙しいから基幹を委託するのは難しい」とされていましたが、逆に基幹が困難ケースに対応するのであればある程度の期間、計画作成を請け負うべきかと思われ、生活や課題も計画相談で対応できる範囲になればバトンタッチしていく、困難事例を課題の度合で対応する機関を回していき、一つの事業所が抱えることなく、関わる人を増やすことで、隙間をなくしていくことができます。「基幹、委託、計画」の連携と役割分担にも着目して欲しいです。また、利用者の特性の相談や支援の相談を受けながら計画を対応していない専門相談機関や社協、更生相談所、こころの健康センターあたりは、現状から計画相談支援の導入を本来するべきかといえると思いますがどうでしょうか。件数を確認していただきたいと思いますが、計画相談との連携があるのでしょうか。少なければ独自の対応多いことになり、生活支援の一部として計画を描くべきかと思えます。そうすれば計画相談支援専門員も増えるのではないのでしょうか。</p>	<p>B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。</p>	<p>まいむ・まいむについては、年度ごとに目標を定めて取組を進めているところであり、その中で困難事例への助言やコーディネートについても今後更に役割を担っていきよう進めて参ります。基幹、委託、計画の役割分担について、本来であれば基幹が個別のケース対応を担うのではなく、委託、計画が担当するケースへの助言等の役割を担えることが望ましいと思われませんが、現状、基幹相談が長期的にケース対応を行っている事例も多々ある中で即時の方針転換は難しい状況です。そうした中でご意見にあるような基幹が計画作成を請け負うべき点について今後行政内で検討を行っていく予定です。</p> <p>地域リハビリテーション推進センターは、関係機関と連携して「地域リハビリテーション推進、広域的な支援」を理念に、身体や知的障害、児童や高齢者、介護予防まで幅広く支援ネットワーク、地域作りを行っております。特に、高次脳機能障害や視覚障害など、支援が十分でない障害に対して、研修会や連絡会の開催を通じ、委託相談・計画相談事業所や地域包括支援、関係機関との連携を行い「地域支援力の強化と底上げ」を図り、より効果的な支援体制の構築やネットワーク作りを推進して行います。また、委託・計画相談事業所、障害者協会等には、研修や情報交換会に参加・利用し支援力を強化して頂き、「制度の狭間の障害者」に対し、積極的な相談支援に取組まれることを期待しています。更生相談所が計画相談を担うことはできませんが、相談事例については、計画相談事業所を含めた関係機関と密に連携し、生活支援や相談を行っています。</p> <p>・こころの健康センターでは支援機関支援事業として「アウトリーチ支援事業」を実施しております。地域の支援機関や計画相談支援事業所等が抱える複雑困難事例に対して多職種チームを派遣し事例検討会を実施し、支援計画の立案や具体的な支援方法等についてコンサルテーションを実施しております。また、困難事例に多く見られる依存症や8050問題などについて研修会を開催し、知識や支援方法、連携方法について学ぶ機会を提供しております。計画相談支援については更生相談所同様、当センターで担うことはできませんが、今後も必要な支援について情報収集を行い、関係機関と連携して精神障害者及び支援機関への情報提供や支援が必要と考えております。</p>

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
75	大分野2 相談支援体制の充実		<p>【計画相談のモニタリングについて】</p> <p>12月現状国の報酬改定検討チームによる、オンライン会議で議題にありましたが、利用者の生活上の必要性に応じて本来はモニタリングの対応をしていくことになっているかと思えます。ただ静岡市では、現在、決められた月しか認められていない傾向が強いと思われま。例えば、ある人が、急遽予定していた以外の月に、「今のグループホームで実は職員との相性が悪く無視なんかもされていて、他の事業所を検討するかどうか相談したいので、相談にのってほしい、その時自分の後見人と、信頼している通所先の職員、姉を集めて相談して欲しい」といわれたとき、「現状を確認し、本人の言い分、支援者から見た情報、会議の実施、またこのことを本人の意向を伏せてグループホームに確認する」ことがあったとき、モニタリングに値するのではないのでしょうか。または事前に区役所に申し出て、参加するなら参加してもらい、現状を確認する、個別支援会議を実施して、生活環境の改善を考えることは、モニタリングの一連の動作に含まれるのではないのでしょうか。その提案をしたら、やんわり断られたことがあります。静岡市は認めないというのが規則でしょうか。必要性がある支援、解釈では正当性が対応については柔軟な対応と、「該当するルール」を見えるようにしていただきたいのですが。また「補助は難しい」とよく言われますが、ならば上記の対応で対応して評価しづらい部分が正当に評価され賃金化していくことで、生業の成り立ちにくい相談支援事業所が資金的なカバーの一部ができ、なり手に繋がるなど、相談支援事業の充実につながる可能性があるのではないかと思えますが、いかがでしょうか。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	個別ケースとして、厚生労働省令で定める期間以外に、モニタリングが必要と判断される場合には、新たにモニタリング月を設定することが可能となります。
76			<p>全体的な感想で、「おおよその対象者が良ければよい」判断なのでしょうか。社会的に弱い立場の人ではなく、その中でもより大変な人の目線を考慮して基準を考えていかないと、困り感に対応した制度は作れど、より大変な困り感に対応できていない状況は、長期継続の虐待事例でも明らかです。あと通常会議以外の現場に出てくる「本庁の方」がほとんどいなくなったように思います。支援課が各区にあるからこと足りているかもしれませんが、現状を現場でみなくてよいのでしょうか。気になりました。長文ですみません。全てを「どうこう」できるとは思っていません。あくまで自分の役割から見て、「滞り」や「流れ（対応）の悪さ」が気にな所を上げさせていただきました。</p>	D：その他のご意見	SDGsの関連ゴールである「すべての人に福祉を」を目標として計画を策定しています。支援を必要とする人に必要な支援が届くよう計画を推進してまいります。関係機関が連携して現状の把握に努めています。現状に即した事業の推進に努めます。
77	静岡市ならではの取組のポイント3に記載されている[まいむ・まいむ]について		<p>[まいむ・まいむ]がどのようなものであるか、計画に記載されているのか分かりませんでした。関係者であれば記載がなくてもわかるのかもしれませんが、初めて知る方もあると思います。</p> <p>静岡市ならではの取組とアピールするのであれば、もう少し取組内容など記載してもよいのではと思いました。</p>	A：計画案に反映します。	計画案に地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」がどのようなものか示す図と、「まいむ・まいむ」が担う5つの機能についての説明を記載いたします。
78	■日常生活用具助成事業		<p>・助成の対象として、障害者手帳の等級を条件にしているものがあります。障害の程度によらず、基本目標「多様なニーズに対応したサービス」SDGs関連ゴール「すべての人に健康と福祉を」に沿って、必要な人に必要な支援ができるよう、助成の条件を撤廃していただきたいと思えます。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	日常生活用具助成事業は、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために、障がいの種類や程度に応じた日常生活を支援する用具の購入費の一部を助成する事業となっております。よって、障がいの程度を判断するために障害者手帳の等級を条件にしている用具もありますが、障がいのある方のニーズを把握し、必要な方へ適切な助成を実施できるよう対応していきたいと思えます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
79	計画相談支援		第5期（令和元年度実績）の相談支援専門員数が71人の専門員がいて、令和3年度の目標が、117人となっているが、現実的な目標になるような制度（予算など）があるのか？ないのなら目標を考え直して欲しいです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	相談支援専門員1人当たりの計画作成件数を39件／月とし、各年度の利用者数を除して算出しています。これは、利用者の方がセルフプランで計画作成をせずに、すべての利用者の方について、相談支援専門員が計画作成した場合に、本来必要とされる人数となります。相談支援専門員の確保対策については、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に協議してまいります。
80	第4章2全体 地域生活拠点等の機能充実	42	<p>目標は期間を通して「設置」だが「箇所数」に替え、1カ所増やし人員も2名増員を提案。</p> <p>地域生活拠点が、本計画で求められる位置や役割は、多岐にわたりがつ重要なものがあるが、現状、年6百万未満の事業費で70万人全市で1カ所2名では、荷が重すぎ役割を期待に応えられない。また、コロナ禍では、入所施設所属の職員は事業所側の相談調整がほとんどできず、現在、稼働は実質的に1名。緊急時の対応など今年度予定している目標は、まだほとんどできていない。</p> <p>当初、厚労省は10万人のエリアを対象にした事業なので、少なくとも市内には3カ所は必要な事業。したがって、期間中（例えば令和4年度）に1カ所2名を増やし計2カ所4名にすることを目指す計画にしていきたい。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご指摘のとおり地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」コーディネーターについて、コロナ禍で当初の予定どおりには動いていない状況がありますが、両コーディネーターで連携しながら取組を進めております。今後の取組内容や必要な人員については、地域生活支援ネットワーク会議や障害者自立支援協議会等の関係会議でご意見をいただきながら検討してまいります。
81	第4章2全体 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築事業	43	<p>協議の場の参加者数内訳の目標値として、地域の受け皿の事業者を追加する。</p> <p>まず、この協議の場は設置済みだとすると、その名称が何か（地域移行支援部会のことか）、実態は何かを記載願いたい。</p> <p>参加者の内訳は、医療（精神科以外）のみ令和5年度に追加する部分しか変化はないのでこのままではあまり意味がないが、この内訳を活用して必要な立場の人材の参加を目標にすることを願いたい。</p> <p>特に地域生活、地域定着の受け皿となる事業者、具体的には日中活動の事業者、計画相談の事業所、グループホームの事業者、自治会役員を含めることを提案する。現在の地域移行支援部会は、病院関係者の割合が多いため、病院からの退院の色彩が強いが、地域定着や地域包括、地域生活支援に関わる事業所、人材は薄く、その点は偏っている。</p>	A：計画案に反映します。	協議の場は地域移行支援部会になります。計画案に内容を反映します。また、参加者につきましては、ご意見のように地域移行のみならず、地域生活・地域定着を推進する体制に向けた協議を行えることが望ましいと考えております。現在も福祉関係者も5名参加しており、その中には、相談支援事業所や民生委員児童委員協議会の方もいらっしゃいますが、今後も医療・福祉・行政が連携して幅広い協議を行うことができるよう検討していきます。
82	第4章2全体 各種研修の活用による職員の人材育成	45	<p>「市職員の人材育成」とし、県の実施の研修以外の外部研修、内部研修を充実させる</p> <p>まず、「職員の人材育成」では、施設職員との誤解も生じるので、「市職員の」と改称し、また県の研修以外の研修への参加するようにして早期に人材の戦力化を図ってほしい。</p> <p>「障害者支援区分認定調査員研修」はもちろん、「相談支援従事者初任者研修」への参加はいわば、業務上必要なことであり、そのことだけを計画に載せるのでは、人材養成にならないと思う（これに載せないと、予算が付かないのなら、仕方ないが）。</p> <p>もっと積極的に、障害者の差別解消や医療的ケアの支援、強度行動障害の支援など全県的、全国的に高い水準の研修があるので、核となる市職員が研修に派遣することはぜひ推奨したい。</p> <p>また、障がいの部門の新任職員（新規採用以外の転入者を含む）を戦力化するためには、入所施設や通所施設等の実習を1日でも行えば、その後の業務には役立つが、変に構えていつまで経っても「新人だし現場を知らないの・・・」では、行政の仕事はできない。</p> <p>特に、障害者差別に関することでは、全庁の各窓口「対応要領」があると思われるが精神障がいや知的障がいの本人が来た時の対応には不安があり、合理的配慮の提供ができていない可能性がある。全庁の窓口担当職員への差別解消についての基礎知識は積極的に研修しないと問題が起こる可能性がある。浜松市では11月に職員研修を実施した。</p>	A：計画案に反映します。	「市職員の人材育成」と改称します。また、取組欄には、障害支援区分認定調査員研修、相談支援従事者初任者研修以外の研修にも積極的に参加を行っていく旨を追記します。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
83	第4章2(1) 発達障害者支援センターの運営	49	<p>活動指標の「相談件数」を児童と大人に分け、半々になるような目標を設置する</p> <p>発達障害児支援センターではなく発達障害者支援センターと言っているが、相談の内訳では、児童が8割で大人は2割であることが厚労省に報告されており、全国の平均から見ても大人の比率が低い。早期発見から早期治療につなげるために、就学前や義務教育の学校への支援つまり児童の支援はやられているが、高校以降の支援、サポート校などとの連携、その後社会への円滑な移行（就職時や中途退職時の支援）をお願いしたい。本来は「社会で困っている大人への支援すること」がこのセンターの役割だと思料する。</p> <p>実は発達障がいにより困っている人は、学校より社会に出てからの方が困る割合や場面が多くなり、進学や就職に失敗したり、中途退職したりする。その結果、引きこもりになったり、最悪は罪を犯したりする。これらのケースは福祉の支援が一度もなかった例が多い。具体的には、関係機関への助言の件数に、企業や雇用主への助言も明示していただきたいし、市民や外部機関向けの講座にも、企業や雇用主も対象に加えてほしい、</p>	A：計画案に反映します。	<p>ご意見のとおり、発達障がいについては、幼児期や児童期だけでなく、成人期までの継続した支援が重要であると認識しております。</p> <p>そのため、静岡市発達障害者支援センターでは、乳幼児期からの発達相談に加えて、その後就労を希望する方の就労支援も併せて行っています。</p> <p>ご意見にありました「相談件数を児童と大人に分け、半々になるような目標の設定」については、相談者からの働きかけとなるため、目標設定は難しいですが、「市民及び外部機関向け講座開催回数」については、「うち成人期向け講座開催回数」の項目を設定し、大人への支援姿勢を明確にしました。</p> <p>成人期向け講座の周知方法については、今後検討してまいります。</p>
84	第4章2(1) 計画相談支援【計画達成のための取組み】	50	<p>計画相談については、前計画から未達成かつ重要な課題であるので、根本的な解決を図るための施策を打ち出すべき</p> <p>計画素案では、令和元年度71人の相談支援専門員を、令和3年度の2年間で1.6倍の46人も増加して117人にする計画になり、当初から無謀とも言える。最終年度の124人の達成（1.74倍）は策定前から未達成が予想される。</p> <p>取組の現記載、「相談支援部会を中心に対応を協議する、開設を希望する事業者等の相談に積極的に応じる」は、従来と何ら変わらず、この計画に記載できない何らかの起死回生の打開策がないのならば、抜本的な施策を講じる必要がある。</p> <p>その一案として以下の提案をしたい。</p> <p>推進する課と係を明確にして次のような具体策を掲げ、実施する。</p> <p>「施策を推進する課や係等が①まず初年度に関係事業者等を集めて増加の方針を伝え、②既存の事業所には増員をお願いし、③事業所として未参入の社会福祉法人には、未参入の理由と参入するための課題を聴取し、事業者の協力を得ながらその課題を解決し、誘導策を講じる」。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>相談支援専門員1人当たりの計画作成件数を39件/月とし、各年度の利用者数を除して算出しています。これは、利用者の方がセルフプランで計画作成をせずに、すべての利用者の方について、相談支援専門員が計画作成した場合に、本来必要とされる人数となります。相談支援専門員の確保対策については、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に協議してまいります。</p>
85	第4章2(2) 地域移行支援利用者数と事業者数	56	<p>地域移行支援については、事業概要で「個別給付事業」の説明をつけ、本来の地域移行について「地域移行支援部会」で協議する形にして、ゼロからスタートする。</p> <p>個別給付の地域移行支援について、導入された当初から、実施する事業所がほとんどなく、現在実質的に実施しているのは、登録8箇所中、2～3カ所程度だと思われる。本人が地域移行したいということが必要で、計画相談も必要なサービスである。委託の相談支援事業所に付けるように指導してきたが、行政による利用方法などの説明がないため、外した事業所もある。現在、精神部門の地域移行を毎年1名の目標で掲げる計画は、どうしても形だけと思われる。</p> <p>概念としての「地域移行」をどう進めるかと、そのために制度やサービスをどう利用するかの検討がなされていないのを、利用の実態把握という形で調査し、考えるのも一案だが、地域移行支援については、自立支援協議会の地域移行部会があるのだから、精神の地域移行とは別に、身体と知的の地域移行も協議する場を作ることを提案したい。計画になぜ、知的障害や身体障がいの入所施設の計画がないかを考え、なくていいかを検討する場として部会を機能させる必要がある。</p>	A：計画案に反映します。	<p>御指摘を踏まえ、障害者自立支援協議会の地域移行部会等において必要な協議が行われるよう検討してまいります。</p>

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
86	第4章 2(3) 短期入所（医療型）	65	<p>重度で医療的ケアのあるような人への支援やサービスは、3区で偏りがあり、かつ困ったときに使えない問題は、難しくても予算がかかってもぜひ解決していただきたい</p> <p>本来、重度で医ケアがある人への支援やサービスはより身近な所にあるべきだが、現状では、数が限られ、場所も限られている。さらに、介護者の緊急時に関しては、家族に他の代替策がない時でも、調整する機関や専門職の不在、移送（送迎）の問題などが多く、ほとんど家族の責任で何とかせざるを得なく、問題は放置されている。</p> <p>これらについては、医療的ケア児等支援協議会で検討されることになっているが、計画には以下のことを考慮して、表記していただきたい。</p> <p>①医療的ケアのある児者が使える短期入所は実質的に葵区にしかなく偏っている。公平性の観点から、駿河区、清水区で医療的ケアのある人が利用できる資源を準備すべき。</p> <p>②葵区にある医療的ケア児者が使える短期入所（定員）は、3施設あることになっているが、実際は2施設計10床（A施設3床+B施設4床・3床）しかない。さらに利用する人は志太榛原から富士富士宮まで網羅しているため、静岡市民が使える割合は50%であり、表面的な定員の数字では実態は把握できない（実質5床）。</p> <p>駿河区にある施設は療養介護施設化したことにより医療的ケアを受け入れる表示だが、実態は数人の利用者に限られ、一般的な利用は断られる。</p> <p>③うち人工呼吸器の利用者は、A施設の1床しか使えず、人工呼吸器の利用者が奪い合うように利用している。この実態は表面化していないが、人権にも関わる切実な問題。</p> <p>④医療的ケアがない人が使える短期入所を増やしたり、通所施設での宿泊が可能にしたり、医療的ケアができるヘルパーや訪問看護師の利用を柔軟にしたりする方策を制度の限界を超えることや例外を設けることで充実させる必要がある。</p> <p>⑤この逼迫度合いや問題の専門性から、解決には「医療的ケア児等支援コーディネーターの設置」が不可欠であり、「地域生活支援拠点のコーディネーター強化」との記述には無理があるが、「増員」するならば考えられる。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	医療的ケア児者および重症心身障害児者の方への支援については、昨年度末に実態調査を実施し、静岡市医療的ケア児等支援協議会で支援体制を検討しているところです。いただいた意見を参考に、今後さらに議論を深め、既存の地域資源の中で医療的ケアへ対応できる事業所を増やす支援方法を検討してまいります。
87	第4章 2(6) 将来の生活を考えるための支援	77	<p>この項目は、前期から課題として残っている「親亡き後」のことを扱うので、その経過や趣旨、方針について、全体を説明する記述を項目の最初にしていきたい。</p> <p>そのうえで、何ら新しい事業がないのだとすると、既存の事業を使ってどう解消するのかを、絵や図を使って解説する必要がある。このままだと単なる関連事業の再掲の羅列でしかない。</p>	A：計画案に反映します。	大分野2 冒頭ページに親亡き後についての説明を追記します。また、静岡市ならではの取組として、「8050問題」、「親亡き後支援」に取り組んでいくことは、「第3章 計画の目指す方向性」に記載しております。「親亡き後支援」の第一歩は、支援を必要とする方を既存のサービスや制度につなぐことであると考えており、そのために有効であると考えられるサービス等を取りまとめ、再掲しています。新規事業として重要であると考えられるのは、高齢者、障がい者、子どもなど各福祉分野を超えて包括的に支援を行うための重層的支援体制ですが、令和3年度から移行準備に入る予定です。今後は、重層的支援体制の構築の状況等を踏まえ、いかに「親亡き後支援」に取り組むべきか、施策推進協議会等のご意見を踏まえながら検討し、施策を立案、実施してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
88	2 大分野2 地域生活支援～支え合う・つながり～	42	<p>地域生活支援拠点等の機能拡充</p> <p>・面的整備の理解について、関係障害福祉サービス事業所の理解が不足しているが、基準省令にある関係機関や相談支援事業との連携義務について整理し周知する必要があるのではないか。</p> <p>地域生活支援拠点の専門性の機能の中に、「医療的ケア児に対する専門的な支援」に触れているが、この点はP114に記載されている「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」の役割ではないかと思うがいかがか？</p> <p>社会福祉法の改正により、令和3年4月から、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための「重層的支援体制整備事業」が全国的に展開する。その中では「本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援、いわゆる断らない相談」体制の構築の必要性が上げられている。静岡市が主唱している「静岡型地域包括ケアシステム」の構築とも重なり合う部分が多いと思われるが、「重層的支援体制整備事業」との関連性について触れるべきではないか。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」の面的整備に関する周知として、コーディネーターが事業所連絡会等に参加し、説明や協力依頼を行っています。今後も関係機関との連携が進むよう、周知方法を検討してまいります。</p> <p>「医療的ケア児に対する専門的な支援」については、多機関において効果的な人材育成が進むよう「まいむ・まいむ」コーディネーターが、その専門性機能として、医療的ケア児等コーディネーターと連携して人材養成研修を実施・または協力することを想定しています。</p> <p>重層的支援体制整備事業については、現在本市でどのような体制を作っていくか検討段階です。今後、「まいむ・まいむ」がどのように関わり、どのような役割を果たすべきか検討してまいります。</p>
89	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用による人材育成	45	<p>県研修だけではなく、幅広に研修の場を共有することで、障がい福祉が現在何を目標しているのかといった点が共有できるようなと思います。</p> <p>制度上できないの回答が、市共通のものでなく、各区の窓口での差異も見られます。</p> <p>反面、者見なしでグループホームに入居した児童の放課後デイサービス事業所利用について、厚生労働省に連絡して利用につなげて下さった職員の方もあり感謝しています。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	各区で情報共有し、運用の統一に努めます。
90	(1) 相談支援体制の充実	47～	<p>困難事例の増加の背景には、児童期、学齢期からの連携が不十分な事例があり、事態が重大化、重篤化してから相談支援事業所に持ち込まれる課題もある。</p> <p>障害児の相談（サービスの給付だけでなく）を専門的に行う機能を集約して、児童期から障害児本人の療育と家族支援を重層的に行う必要がある。児童相談所も家庭児童相談室も他の関係機関との連携が上手ではなく、また業務も多忙であるので課題の整理が必要と思われる。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	児童期からの支援という点については、静岡市障害者自立支援協議会 子ども部会を中心に検討を行っているところがございます。この部会には児童相談所担当者も出席しているため、引き続き連携強化を図っていく所存です。
91	計画相談	50	計画相談支援事業所が経営的に自立できるような経営モデルを示すことなしに事業所の増加を図ることは困難と思われる。（自立生活援助・地域移行支援等との組み合わせ、加算モデルの提示）	C：計画案に盛り込み済みです。	支援に見合った報酬・加算が受けられるよう、国に対して報酬体系の改善要望を行ってまいります。併せて、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に対処策を協議してまいります。
92	施設入所支援	55	<p>入所施設利用者は高齢になっても、自立歩行（移動）が可能である等、特別養護老人ホームの入所要件の介護区分に達しないことから、入所施設から高齢者施設に移行できる方は少ないのが現状である。地域で暮らすためにも、日中サービス支援型共同生活援助や他の共同生活援助事業所に移行する選択ができるような支援が期待される。</p> <p>選択肢が利用者に示されない、また体験の機会がない状態では、退所の意思決定ができないのは明らかで、本人の意思にそって、入所施設の継続もGHへの移行などが出来るような支援が大切である。そのためには施設入所支援の受給者証更新のを漫然と行うのではなく、退所に向けた意思決定支援（GHの体験含む）が行われているかチェックする仕組みが必要なのではないか。</p> <p>強度行動障害がある方については、入所施設のほうが「ご本人にとっての刺激が少なく」また家庭に比べて環境調整がしやすいメリットがある。しかし現状では入所施設は常に満床であり、困難な状況で在宅生活を続けている現状も踏まえ、限られた資源の中で真に必要な方が利用出来る仕組みを、事業所と協働して考えていく必要があるのではないか。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	入所施設からの地域移行につきましては、次期計画期間においては、さらに実態の把握に努めるとともに、具体的な対応策について検討してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
93	地域移行支援	56	利用者数が事業数以下（1/8 1/7）で年間を通じて全く稼働していない事業所があることから、事業所全体を集めて、推進策を協議する必要がある。また地域移行支援について、精神科病院の認識が不足している側面もある。（利用実績がないことが主な理由）加えて、矯正施設（少年院・更生保護施設・拘置所含む）からの地域移行についても利用できる仕組みであるが、必要な面談の確保、本人との契約、計画相談支援との契約等、司法関係者と福祉行政との実務的調整がなされておらず、利用できない状況にあるので改善していただきたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御指摘を踏まえ、障害者自立支援協議会の地域移行支援部会等において必要な協議が行われるよう検討してまいります。
94	自立生活援助	58	他市の成功事例などを紹介することで、自立生活援助の事業所開設を促すなど、必要な情報の提供をお願いします。また、「新規開設を希望する事業者の相談に積極的に応ずる」という受け身の姿勢ではなく、新規開設事業者を積極的に開拓するというスタンスであって欲しい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	令和3年1月、駿河区に自立生活援助事業所が新設されました。開設にあたっては、市から必要な情報提供を行い、事業者に検討いただいた経緯がございます。御指摘のとおり、新規開設事業者を積極的に開拓していくスタンスは重要ですので、そのための体制整備や仕組みづくりなどにつきましても、引き続き検討してまいります。
95	短期入所	65 66	地域生活支援ネットワーク事業の調整機能を強化する前に、受け皿の確保が急務である。空床確保策についても記載されたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」においては、今ある短期入所の有効利用のため、短期入所事業所連絡会における好事例共有、健康診断書様式の統一、体験利用の促進等の取組を進めています。空床確保策については、その必要性や方法について障害者自立支援協議会、専門部会における意見も踏まえて検討を進めてまいります。
96	訪問入浴サービス	67	居宅介護等による入浴介助では、身体的、設備的に入浴が困難な方の利用が多い。生活介護等の器械浴、介助浴も含めて、週3回程度の入浴の機会が得られるよう配慮していただきたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	入浴回数の上限につきましては、現在年96回ですが、今後増加を検討してまいります。
97	日常生活支援事業	71	ITの進歩等に応じて、支援ソフトのバージョンアップがあるが、更新時期に達しないとの理由で利用ができない事例があった。旧バージョンの利用停止の場合もあり柔軟に対応していただきたい。（視覚障害の方からの相談）	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	旧バージョンの利用停止というような、支援ソフトを利用できなくなってしまう場合には、状況に応じ、耐用年数が経過していても助成が受けられるよう柔軟に対応していきたいと考えております。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
98	(5) 人材の確保と資質の向上	73～	静岡市に移住を希望される方で、福祉、介護、医療に従事する方についての優遇策を講ずる。また福祉、介護、保育系学部の大学等に進学し、静岡市内の事業所に就職を希望する学生に対する優遇策を検討する。地元大学に対し、静岡市の寄付講座を開設し、市の職員や福祉関係者が講義を行い、障害福祉の魅力を伝える等の企画を検討していただきたい。 (関係法人から資金を集めても良いのでは)	C：計画案に盛り込み済みです。	本市では平成30年度から様々な福祉資格の入口に位置づけられる介護職員初任者研修の受講料助成について、受講後に障害福祉サービスに従事した方についても助成対象としております。 福祉人材の確保につきましては、重要な課題として捉えており、本計画でも、基本目標に障害福祉人材の確保に向けた取組を進めることを記載しました。いただいたご意見を参考に人材確保のための施策を検討してまいります。
99	その他（再掲）		社会福祉法の改正により、令和3年4月から、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための「重層的支援体制整備事業」が全国的に展開する。その中では「本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援、いわゆる断らない相談」体制の構築の必要性が上げられている。静岡市が主唱している「静岡型地域包括ケアシステム」の構築とも重なり合う部分が多いと思われるが、「重層的支援体制整備事業」との関連性については、取り上げないのでしょうか。	A：計画案に反映します。	令和3年4月開始される重層的支援体制整備事業は任意事業です。本市においては、令和3年から重層的支援体制への移行準備の事業の実施を予定しております。そのため、ご意見のとおり「重層的支援体制の整備」について記載させていただきます。
100	地域生活支援		サービス事業所を定年で退職した場合のその後の生活の仕方など親なき後の事も含めてアドバイスがほしい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ライフステージに合わせた支援を行うことができるよう事業を推進してまいります。
101	大分野2（2）地域移行を推進するための支援施設入所支援	55	現状の分析及び課題の中で、入所施設が満床であり、待機者がいる状態だと記されています。 重度の重複障害（重心）があるため、自宅で親の介護だけでは限界があり、介護者（親）の高齢化により、いつまで続けられるのか不安です。 新たな入所施設の開設や増床以外の方法で改善すると書かれてますが、どんな方法を考えているのでしょうか。	C：計画案に盛り込み済みです。	地域で安心して暮らしていくことができるよう、重度の障害者にも対応することができる訪問サービス、グループホーム（特に日中サービス支援型）、生活介護等の充実を図ってまいります。
102	大分野2（3）日常生活を支援するためのサービスの充実 短期入所	65 66	緊急時の利用の受入れを調整する機能が必要と書かれていますが、どんな方法を考えていますか 電話等で相談でき、施設への連絡もできるのでしょうか また、短期入所先への送迎も考えてください (高齢者施設では送迎は行われているサービスです)	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」のコーディネーターは、緊急時の受入が進むよう短期入所事業所連絡会における好事例共有、健康診断書様式の統一、体験利用の促進等の取組を進めています。また、緊急時の受入がスムーズに行えるよう、短期入所事業所のより詳細な情報を特定相談支援事業所、委託相談支援事業書に共有することを検討しています。さらなる取組について、いただいたご意見も参考に検討してまいります。 送迎につきましては、報酬加算対象であり、利用者の利便性向上のため、障害福祉サービスの短期入所でも送迎を行っています（行っていない事業所もあります）。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
103	計画相談支援 障害児相談支援	50 51	相談支援専門員の業務は、計画の作成だけではありません。利用者からの様々な悩みを受け付け、対応しています。いわゆる計画書に反映されない見えない部分の業務がとても負担となっています。丁寧に相談対応を行えば行う程、自らの首をしめてしまう現状を改善していただけるよう検討していただきたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	相談支援専門員の方々の負担が年々大きくなっている点については本市としても重々承知しているところでございます。御指摘のとおり、基本相談については報酬上の評価がされておらず、事業者の皆様からは、利用者の相談を受けたものの計画作成に結びつかず、時間と労力をかけても無報酬であった例や、モニタリング等の報酬算定対象業務以外にも頻回な相談に対応せざるを得ない例などの実情を伺っております。その中で事務手続を簡素化し、少しでも負担感を減らしていただけるような取組を静岡市障害者自立支援協議会 相談支援部会とも連携しながら取り組んでまいります。 また、支援に見合った報酬・加算が受けられるよう、国に対して報酬体系の是正について要望を行ってまいります。
104	8050問題 老障介護		医療的ケアを必要とする人や重症心身障害者は将来への不安が大きい。サービス量の不足を感じる。介護を行う人の疾病等の緊急時、短期入所での対応が可能となるように、常に、空床を確保するなど「本市ならではの取組」として、市の主導で進めていただきたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	緊急時の空床確保につきましては、医療的ケアを必要とする方や重症心身障害者以外の障がいのある方にも必要であり、高齢者施設や介護福祉施設のような既存の地域資源の中で調整できるよう検討を進めてまいります。
105	障害者相談支援事業	47	地域の相談支援機能を高めるには、タテ（障がい分野について、例えば、基幹一委託一計画一行政など）とヨコ（関連分野…児童・高齢・生活困窮といった狭義の福祉に加え、教育・産業・司法・医療など）との関係性の中での検討が欠かせないと思います。「地域」ベースでの検討も望みます。	C：計画案に盛り込み済みです。	地域ベースでの検討の部分については、当課の委託事業として、「多職種連携アセスメント研修」を開催し、地域の関係機関との連携を図っておりますので、引き続き同取組を進めてまいります。
106			地域に生きる知的障がいを持つ方の暮らしについて：親が活着ている間はそのまま暮らし、親の体調が悪くなってきたところから短期入所や入所先を探し活動に入ることが多く見受けられる。ご本人のライフステージを大事にするのであれば、事前の親子分離を事前に行えるようGHの整備を行い経験を促す形が欲しい。	C：計画案に盛り込み済みです。	保護者や支援者が支援が難しくなる前から将来に備えることが重要であると考えています。そのために必要なグループホームの整備につきましては、社会福祉整備費補助金を活用して、進めてまいります。
107			短期入所事業：短期入所の健康診断フォーマットを一緒にしていく等の配慮が出来てきており、有難く思います。どうせでしたら生活部分の得意・苦手や問題行動など同じフォーマットで作れたらいいと思います。短期入所等、利用する前に説明する時間を減らすため、今までの経験等で、ご本人は活動されることが多いこと、聴き取りをしたいときに主に支援している家族が動けない（話せない）とわからないことが多くなり、混乱を生みやすいためです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	健康診断書の統一、周知を進めてまいります。その他、支援に必要と考えられる情報の統一様式の必要性については、いただいたご意見も参考に関係機関の連絡会等での意見を踏まえて検討してまいります。
108			経済面では短期入所専門でも営業できる体制があるとありがたいです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御指摘のとおり、単独型の短期入所が安定的に運営可能な報酬体系となるよう、引き続き国へ要望してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
109			幼い頃から利用でき、緊急時も安心して利用できる短期入所事業があると、とてもスムーズに利用できるのではと感じます。	C：計画案に盛り込み済みです。	御指摘のとおり、幼い頃から、緊急時も、安心して利用できる短期入所は必要であると考えます。地域生活支援ネットワークまいむ・まいむの機能強化による利便性向上や、社会福祉施設等整備事業所費補助金の活用等により、短期入所の受け皿増加を進めてまいります。
110			施設入所からの移行：施設入所からGHへの移行として、ご本人のわかっている職員と一緒に移動することや穏やかな日課で高齢化に配慮したGHの設置。知的障がいの方に特化した形で暮らせると進めやすいかもしれません。今の入所利用されている方は長く入所された方も多く、外での暮らしに慣れていない方ばかりです。いきなり地域に暮らすよりは、知っている顔がある状況で移行していくことで、安心感が大きいのではないかと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	施設入所から地域に移行する際には、ご本人が安心感を持つことができることが重要であると考えます。いただいたご意見を参考にさせていただきます。
111	大分野2		静岡市医療的ケア児等支援協議会の情報をみると、（静岡市HP内）医療的ケア児コーディネーター20名中うち2名市独自のものを含むとなっているが、計画では別のような記載になっている。どちらが本当ですか？	C：計画案に盛り込み済みです。	医療的ケア児コーディネーターとは別に2名のコーディネーターを配置予定です。
112			市独自の（医療的ケア児等支援）コーディネーターについて（仮）とついている。もうすでに市独自の方ではないコーディネーターは配置されているので、（仮）ではなく正式名称を決めてほしい（同じ名称でない方がよい）	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	別の名称は検討されていないため計画上には反映しませんが、御意見について今後医療的ケア児等支援協議会で情報提供します。
113		55	施設入所支援「現状の分析及び課題」：「新たな入所施設の開設や増床以外の方法で」の具体的な方法を少し記載することはできますか？住居の確保だけでなく、生活の援助者・支援者の確保も含まれているのかが分かりにくかったです。「取組」の方に記載でもありがたいです。（担当の皆様へ 多くのことに細やかに対策していただいております。）	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	住居の確保だけでなく、人材確保も重要であると考えていますが、障害福祉サービス等に係る人材確保策については、素案74～76ページにまとめています。福祉人材確保のため、「介護職員初任者研修」受講費の助成等のほか、施設従業者の賃金水準を引き上げるため、働きやすい職場環境を整えている事業者等に対し報酬を加算する取組を行っております。
114			精神障がい者に対する支援がまだまだ足りないと思います。まず、先日市役所でお伺いしたのですが、国の考えはお払い箱という表現で伺いました。従って家でひっそり暮らしているお宅（自分含め）が数多いと思う。精神障がい者に対するお知らせ（こんな切口があるよ）とか市として伝えてあげる機会があるはずです。	D：その他のご意見	精神障がいをお持ちの方の支援内容については、「精神保健福祉のしおり」を作成してご案内しています。各区の障害者支援課でもお持ちになれますし、静岡市のHPでも掲載しておりますのでご活用ください。
115			年金をかけそびれている人もあると思いますが、そのようなことがないように、全市民に成人式でもよいので知らせる。年金の担当は、本人へのお知らせ義務があるはず（払う義務は当然ですが）紙（広報誌）にのせるだけで終わらないで、徹底したお知らせが必要と思うし、万一の時は、何か方法を考える提案（払わないから悪いじゃなくて）	D：その他のご意見	本市は国民年金の加入や免除申請の受付等の業務の一部を受託しているのみであるため、本件については日本年金機構へ情報提供いたします。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
116			親亡き後の障がい者の扱いは何かあるのでしょうか？今までの人はどのように過ごしているのかしら（精神障がい者別扱いしないで手厚い支援（くどい）を考えてほしい。	D：その他のご意見	人によって異なると思いますが、障害サービスを活用しながら自活しているか、それが難しい場合はグループホームなどに入所されている方が多いかと存じます。なお、受けられるサービスは、他の障がいの方と変わりありません。
117			精神障がいの支援が遅れている実でケースワーカー様とかお世話してくださる方々との教育にもっと力を入れてほしいです。全く不足しているように思っています。グループホームをやってくださる方がいても許可が出ないとのこと。前向きに検討してほしいです。※精神障がい者は全くバカではありません。頑張りすぎて大変な人、人から聞捨てられない言葉をあび我慢して働いている人、普通の人より気づくし気を使っている人がいます。薬のんで穏やかな言葉使いで接していただければ一生懸命頑張れる人がいます。（扱い方ひとつ）普通に働いて普通に生活して暮らしたかった。とつくづく言ってきました。本人もこんな病気になるとは思わない。手を差し伸べてできる仕事をさせたい。本人も働きたいと（以下解読不能）	D：その他のご意見	障がいや障がいのある人への理解の促進や支援のためのケースワークをする人材の育成を進めていくことは重要なことだと考えています。障害福祉サービスには、就労を支援するためのものがありますので、ご相談ください。
118	大分野2 地域生活支援		計画相談について、相談員の数について増やすという計画になっているが、事業側からは、数を増やすためには人件費が必要で、現在、求められているルールを遵守し、質の高いサービスを提供すると一人の相談員が得られる報酬は人件費に見合っていないのが実情である。そのため、ルールを守らず質の低下が心配される事業所が見受けられる。理想論ではなく、現実に即した計画として欲しい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	支援に見合った報酬・加算が受けられるよう、国に対して報酬体系の改善要望を行ってまいります。併せて、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に対応策を協議してまいります。
119	大分野2 地域生活支援（1）		計画相談支援：給付費収入だけでは事業所の経営難が原因で相談員の疲弊につながるのでは。市として財源の確保を進めるべきでは。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	支援に見合った報酬・加算が受けられるよう、国に対して報酬体系の改善要望を行ってまいります。併せて、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に対応策を協議してまいります。
120	大分野2 地域生活支援		施設入所者の地域移行：重度の知的障がい者には、ハードルが高く、実際に実現するのは困難である。市でGHなどを整備し、どこかの法人へ委託して事業を行う方が、障がい者にとってもサービスにつながるのでは。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	市において施設を整備し、委託する計画はありませんが、グループホーム（日中サービス支援型）を創設する事業者に社会福祉施設整備費補助金を交付することにより整備を進めてまいります。
121	障害者支援		地域で暮らしている障害者の中には、両親の高齢化により将来の生活に不安を持っている方が多くいる。すでに片親になっている方も多く。保護者が若い方は制度を上手に利用しているが、高齢な保護者は利用できていない方も多くいる。高齢な保護者ほど、制度を理解し、利用できるようにする対策が必要。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	保護者や支援者の高齢化により支援が難しくなったときの支援体制を整えることは重要であると考えており、本計画では「将来の生活を考えるための支援」を推進することを明記しました。相談窓口の周知や制度の分かりやすい説明など高齢の保護者にも制度が利用しやすくなるよう検討を進めてまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
122			緊急時、ショートステイが利用できていないケースがある。そのために、①市でベッド数の確保、市の権限で利用できるようにする②個人情報の問題はありますが、地域の民生委員、入所・通所施設、居宅事業所など、関係機関での定例会を設置し現状把握をする万が一の時、すぐに対応できる体制づくり。（ショートの利用民生委員やヘルパーの派遣など）	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	①空床確保策については、その必要性や方法について障害者自立支援協議会、専門部会における意見も踏まえて検討を進めてまいります。②緊急時に対応できる支援者の情報共有や支援体制づくりについても、いただいたご意見を参考に、地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」の中でも検討してまいります。
123	大分野2		居宅介護：一人暮らし世帯への利用時間数の増加（年齢とともに、体力が低下し、家事や身体介護が必要となるため）	C：計画案に盛り込み済みです。	居宅介護の利用については、必要に応じて審査を行い、必要と認められた場合には、利用時間数の増加は可能となっています。また、サービスの利用者数や利用時間の統計を取ることでサービスの利用実態の把握に努めてまいります。
124	大分野2		障害者支援区分認定等事務：障がいの特性がおおまかな枠組でなく、細かな分野に分かれていることから、より認定の審査項目や家族、現場の声を判定内容に追記し、その方に見合った区分判定を依頼する。	D：その他のご意見	障害者区分認定に当たっては、国において定められた認定調査項目（80項目）の聴取りを中心に調査を行っております。その際、ご家族や支援者からの聴取り、通所・入所している事業所から聴き取った声を反映し、審査会に諮っています。今後も、適正な調査及び審査を行うよう努めてまいります。
125	大分野2		生活介護：利用者数、利用日数とも増加傾向であり、職員の増員が求められるとあるが、現状として、新規職員の確保に苦労している印象である。職員の増員のために、基本給の引き上げや、福利厚生手当などをもう少し検討してはどうか。	C：計画案に盛り込み済みです。	福祉人材確保のため、「介護職員初任者研修」受講費の助成等のほか、施設従業者の賃金水準を引き上げるため、働きやすい職場環境を整えている事業者等に対し報酬を加算する取組を行っております。
126	大分野2		障害者支援区分認定等事務：利用者ひとりひとりに適した支援を行うためにも障害者支援区分は重要なものであるため、資質の向上を図り適正な審査、判定をお願いしたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	認定調査員については今後も調査員研修への参加を促し、更なる資質向上に努めてまいります。障害支援区分認定等審査会委員については、専門的な知識を持った委員で2次判定を行うため、引き続き研修への参加を促し、更なる資質の向上を図り、適正な審査、判定に努めてまいります。
127	大分野2	47	障害者相談支援事業：相談支援部会の立ち上げのために相談支援事業所が集まり、話し合う場が多く持たれ、他事業所の業務内容の詳細を知ることができました。今後も相談支援事業所が連携し、お互いの支援を向上していくためにも、このような話し合いの場を継続していくことが必要だと思えます。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	今後もこうした相談支援事業所同士の集まりを活用して有意義な議論ができるよう、取り組んで参ります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
128	大分野2	50	計画相談支援・障害児相談支援：基本目標（2）でも挙げられている、利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援することを目標とする上では、相談支援事業所、相談支援専門員の確保が目標達成のために必要不可欠であると思います。	C：計画案に盛り込み済みです。	御指摘のとおり、相談支援専門員の確保対策は重要ですので、引き続き、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に協議してまいります。
129	大分野2		計画相談支援：計画相談の相談員の増加を計画するのであれば、報酬の見直しが必要になってくると思う。報酬の単価が現状のままであれば、件数をこなしても黒字になることは難しいと思われる。1件の支援には、計画相談時以外の相談や対応をしなくては行けないが、その報酬はないので、そのような対応時も報酬がもらえるような体制作りも必要になってくると思われる。	C：計画案に盛り込み済みです。	計画作成以外の基本相談の評価も含め、支援に見合った報酬・加算が受けられるよう、国に対して報酬体系の改善要望を行ってまいります。併せて、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に対応策を協議してまいります。
130	大分野2		計画相談支援:相談支援専門員の人材確保や相談支援事業所の新規開設が課題となるとされているが、自立支援協議会の部会で対応策を協議となっているが、何故、人材確保や事業所が増えないか→報酬改定が解決に向けて一番の方法ではないか。市として単独では上乗せ等できないかの協議が必要ではないか。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	支援に見合った報酬・加算が受けられるよう、国に対して報酬体系の改善要望を行ってまいります。併せて、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に対応策を協議してまいります。
131	大分野2		居宅介護・短期入所：緊急時に対応できる資源が少なすぎることに、今後はどのように対応していくのか。ヘルパー不足解消に向けて早急な対策が立てられて来なかったのは、どうしてなのか、事業所だけが努力しても解決はわからないのではないか。市として何ができるのか、考えることも必要ではないか。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	緊急時に対応できる短期入所の不足について、地域生活支援ネットワークコーディネーターの取組により、短期入所事業所連絡会を実施し、緊急受入の好事例共有、体験利用の促進に係る取組を実施しています。また、静岡市障害者自立支援協議会においてヘルパー不足が課題として取り上げられた際、本市では「移動支援事業従事者養成研修」「ヘルパーガイドブックの作成」等の取組を行いました。今後も解決策を検討してまいります。
132	大分野2		居宅介護事業所について、入所施設の増が見込めない中、グループホーム、自宅で生活を送ることが基本となるが、居宅事業の数、ヘルパーの数が少なすぎる。市独自で行う、移動支援同様力を入れるべきではないか。	C：計画案に盛り込み済みです。	本市では平成30年度から様々な福祉資格の入口に位置づけられる介護職員初任者研修の受講料助成について、受講後に障害福祉サービスに従事した方についても助成対象としております。福祉人材の確保につきましては、重要な課題として捉えており、本計画でも、基本目標に障害福祉人材の確保に向けた取組を進めることを記載しました。ヘルパー不足につきましても、解決を目指して、施策を検討してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
133	市の課題3		親亡きあと支援について 静岡市ならではの取組に取り上げていますが、大分野の（6）将来の生活を考えるための支援では 個別施策○地域生活支援拠点等の整備では8050問題に取り組む姿勢が伝わらないと思う。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	将来の生活を考えるための支援について、地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」で、支援が必要な世帯の把握、備えの支援の方法について検討・実施してまいります。また、施策推進協議会、障害者自立支援協議会、専門部会でいただいたご意見も踏まえて、今後の解決策を検討してまいります。
134	大分野2（1）		計画相談、障害児相談、委託相談、基幹相談：各相談支援事業所の違いが難しいので、わかりやすく説明してあげてほしい。	A：計画案に反映します。	計画案に反映します。
135	大分野2（1）		計画・障害児相談のところにいろいろ直接いろいろな相談があるようですが、委託基幹との連携が上手くいく方法があると思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	委託相談と計画相談との連携については、毎月区ごとに開催している「障害者相談支援事務局会議・連絡調整会議」の中で中心に行っておりますので、引き続き連携強化に努めてまいります。
136	大分野2（6）		精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業：亡くなった兄が精神障がい（統合失調症）でした。精神障がいの場合、周囲の偏見もあり、家族が孤立しやすいため、地域で支える精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業に期待します。	D：その他のご意見	周囲の偏見で家族が孤立しないよう、障がい特性や疾患の理解促進のための講演会や研修会を実施するとともに、精神障がいの方が地域で安心して生活できるよう支援体制の整備に努めてまいります。
137	大分野2（6）		知的障がいの子どもの持つ親です。私も70歳代、子どもも50歳代になり、親亡き後のことを心配しています。静岡市で将来、子どもが安心して暮らせるよう、施策に期待しています。	C：計画案に盛り込み済みです。	障がいのある方が将来安心して過ごすことができるよう、次期計画では、新規に当該小分野を設定しました。ご期待に沿うことができるよう施策を推進してまいります。
138	大分野2	41	（3）日常生活を支援するサービスの充実について：ヘルパーの利用時間を増やして欲しい。一人暮らしや高齢の親と同居をヘルパーさんに助けてもらいながら生活しているが現状の時間数では、足りず知人や親戚に依頼することが多くある。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	必要に応じて審査を行い、必要と認められた場合には、利用時間数の増加は可能となっています。
139	大分野2	41	（4）年金を増やして欲しい。会員の経験として母の入院時に一人暮らしを経験した。食事は全て弁当、洗濯はコインランドリー、移動はタクシー利用等であった。年金だけでは生活できない。親亡き後が不安です。	D：その他のご意見	本件については、日本年金機構の管轄です。日本年金機構へ情報提供いたします。
140			短期入所のご利用者の健康診断書の統一については是非進めていただきたい。それに伴い、生育暦やプロフィール アセスメントシート等情報のフォーマットを統一したものを事業者間で共有できるとありがたいです。 また、困難な事例、特性のご利用者に関しては、相談支援、担当区役所、利用している各事業所が連携して支援ができる体制づくりをして欲しいと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	健康診断書の統一、周知を進めてまいります。その他、支援に必要と考えられる情報の統一様式の必要性については、関係機関の連絡会等での意見を踏まえて検討してまいります。困難事例の支援に係る連携体制については、「障害者相談支援事務局会議・連絡調整会議」や個別のケース会議等を活用しながらさらなる体制づくりを検討してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
141			高齢障がい者について：知的障がい者の高齢化に伴い、既存の知的障害者施設では対応が困難な方が今後急激に増加すると思われま。ダウン症などで、スムーズに高齢者施設に移行が出来ない、特養の受け皿が少なく順番待ち、特性が強く既存の高齢者施設では対応できないケースなど知的障害者高齢化の対策。例えば、高齢知的障がい者に特化したGHや、障がい者支援のノウハウをもつ特養の設置など対策を考えていただきたいと思。加えて、親亡きあとずっと在宅だった方は施設になれず、施設の利用に混乱をきたすことが多々あります。今は良くて、突然保護者の身に何かあったときの対策を呼びかけて欲しいと思。思。思。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	知的障がい者に限らず、障がいのある方の高齢化への対応は、市としても解決すべき課題であると考えており、本計画では「将来の生活を考えるための支援」の項目を設けました。いただいたご意見を参考に、ひとりひとりの状況に合わせた必要な支援が受けられるよう事業を実施してまいります。
142	大分野2		自立支援協議会等を通じ、地域で共に過ごせる環境づくり、ネットワークづくりを充足していただきたい。地域住民の協力も得られなければ日常生活でのリスクも多く懸念されるため。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	地域のネットワーク構築については、自立支援協議会及び地域生活支援ネットワークまいむ・まいむの中で検討を行ってまいります。
143	8050問題・親亡きあと		親の高齢化で、通所施設の利用が難しくなった入所できる施設が少なく待機者が多くいる。また、居住地の身近に入所施設がないため、入所を決断できない状況が多くある。特に私たちの住む蒲原地区は、この問題は深刻で、早急に何らかの策を講じていただきたいと思。思。思。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	入所待機者を減らすためには、入所施設に代わる施設として日中サービス支援型グループホームの整備が必要であると考えています。いただいたご意見と全市域のサービスの充足状況等を踏まえつつ、整備箇所について検討してまいります。
144	大分野2	20.43	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム： ・地域に対する周知が不足している。効率的・効果的な周知が必要。 ・「退院ありき」ではなく地域の受け皿を整えることが先決であり、地域移行・地域定着を十分に支援するため、病院と地域資源側のニーズのすり合わせを行う場を、公的に設けて欲しい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	協議の場において、医療と福祉、行政が連携して地域移行・地域定着に係る課題や手法等について協議を行っております。地域包括ケアシステムの周知という部分についても、今後検討を行っていきたくと思。思。思。
145	大分野2		・相談支援事業所、相談員を増やす具体的な方策が無く、目標を達成出来る見込みがあるとは思えない。予算を確保して、参入のモチベーションを喚起して欲しい。計画相談員数は、利用者の利益に直結する。既に相談員の手が足りなくなっている。危機感をもって取り組む必要があると、自立支援協議会においても繰り返し議題になっている。具体的な解決の方法を提案していただきたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	支援に見合った報酬・加算が受けられるよう、国に対して報酬体系の改善要望を行ってまいります。併せて、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に対策を協議してまいります。
146	大分野2	60.61	居宅介護・重度訪問介護：「サービスの実態把握に努め」とあるが、具体的にどのような方法で行うのか知りたい。現状の分析では、「人手が足りず事業所に断られた」「引き受けてくれる事業所が見つからず、利用を諦めた」といった状況が反映されていない。市全体の支給決定時間数と実利用時間数の差を示して欲しい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	サービスの利用者数や利用時間の統計を取ることでサービスの利用実態を把握しており、引き続き、安定的なサービス提供ができるよう利用実態の把握に努めます。
147	大分野2		居宅介護・重度訪問介護：・重度訪問介護の累計利用時間数の増加目標値が、増加人数に対して少ないように感じる。どういった人が利用者として想定されているか知りたい。	C：計画案に盛り込み済みです。	過去の利用実績をもとに、今後の利用者数や利用量を見込んでおります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
148	大分野2		居宅介護・重度訪問介護：・「ヘルパーの育成・増加」とあるが、稼働していない有資格者の活用に関して具体的に検討して欲しい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御指摘のとおり、現在ヘルパーとして従事されていない有資格者の活用も重要であると考えます。ヘルパー人材の確保対策について検討してまいります。
149	大分野2		居宅介護・重度訪問介護：・建物を用いるサービスに比べて、訪問系サービスの不足は目に見えにくい。十分な実態把握を行い、早急に対策を行わなければ、早晚資源が底をつくことを現場で肌で感じている。行政にも危機感を共有して欲しい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御指摘のとおり、必要な方に必要な支援が行き届かないことは、危機的状況であると考えます。ヘルパー人材の確保対策について検討してまいります。
150	大分野2	62	生活介護：強度行動障害を中心に、重度であったり手厚い支援の必要な利用者を支援する職員に対して、十分なスーパーバイズを行える仕組みを作って欲しい。現場の人間が相談できる相手が必要。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	強度行動障害支援について、入所施設にコンサルタント、通所施設にアドバイザーを派遣する「強度行動障がい者支援施設サポート事業」を実施しています。また、強度行動障害の支援者養成のため、事例検証会や研修等を実施しています。今後、さらに事業が利用しやすく、効果的なものとなるよう検討してまいります。
151	全般		事業所数を目標値として挙げ、増やすのはよいが実際の担い手となる「人材」の問題をどう対応していくのか。医療福祉共に、人材確保・育成なくしてこの計画は成り立たないものとする。 賃金保障だけでなく、世の中にとって必要な仕事であり、無くしては社会経済が回らない存在であることを再度認識し、人ありきの計画であってはならないと思う。 「人」を作り出す計画を望みます。	C：計画案に盛り込み済みです。	本市では平成30年度から様々な福祉資格の入口に位置づけられる介護職員初任者研修の受講料助成について、受講後に障害福祉サービスに従事した方についても助成対象としております。 福祉人材の確保につきましては、重要な課題として捉えており、本計画でも、基本目標に障害福祉人材の確保に向けた取組を進めることを記載しました。ご意見のとおり、人材の確保・育成なくしては計画の推進は困難ですので、人材の確保を目指して施策を検討してまいります。
152	サービス全般		短期入所が足りない。グループホームが足りない。重症心身障害者の受け入れ先がない。医ケア児の受け入れ先がない。ヘルパーが足りない。在宅サービスが足りない。等声が聞こえる中、例えば、短期入所は平日利用は空いているが土日が混んでいて使えない。とか、グループホームは自立している人はいつでも入居できるがトイレ介助があるだけで断られる。とか、重心は受け入れているが休みがちで事業が成り立たない。とか、ヘルパーは日中働ける人はたくさんいるが、早朝夜間、土日は出勤できない。とか、足りている場所、足りている時期、足りている障害、等、足りている部分も多くあると感じます。本当に必要とするものを見極め、限りある資源や資金を無駄なく有効的に活用できるような福祉計画を望みます。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	いただいたご意見を参考に、障害者自立支援協議会等での現場の課題を踏まえ、今後の施策を検討してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
153	希望どおりに利用できなかったサービスや主な要因関連	8.60.61.92	60,61,92Pの居宅介護、重度訪問、移動支援の目標値で時間数を上げているがヘルパー不足や土日の事業所対応力不足の中、難しいと思う。支給決定量が増えたとしても、実際の利用時間数はサービス提供体制が整わなければ難しい。目標値を上げて達成が見込めないためやめたほうがいいと思う。 また、65P短期入所の目標数も令和5年には約2倍としているが、日中支援型グループホーム併設で、身体障害者区分5,6や医療行為がある方の受け入れは難しいと思う。あわせて87Pのグループホーム目標とみあっていないため、達成は難しいと思う。計画作成のための目標設定はやめましょう。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	過去の利用実績をもとに、今後の利用者数や利用量を見込んでおります。 安定的なサービス提供ができるよう、サービス利用の実態把握に努めてまいります。
154	「福祉施設の入所者の地域生活への移行」関連	12	地域生活へ移行した後の、訪問系サービス、グループホーム、短期入所等在宅サービスでのさまざまな課題をクリアするためにも、入所施設の新設、増床による本当に困っている方々の生活場所確保を検討し、まず先に入所利用者の地域移行のための支援体制を整備してはどうでしょうか。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご意見をいただいたとおり、地域生活への移行には、障害福祉サービス等の充実等様々な課題を解決する必要があります。計画を推進し、課題の解決に努めてまいります。
155	効果測定	11.65	現在の施設入所者の地域移行は困難と考える。実際、利用者からすると、施設入所での生活が安心安全で、楽だし、お金もかからない。そもそも在宅で生活を保っていくことが難しく入所している。また、利用者、事業者、行政共に在宅支援の資源や資金は保てないと感じる。入所施設もグループホームも規模の違いだけでシステム的には何も変わらないし、変わらないのであれば規模の大きさによるスケールメリットを考え、入所施設の増床と併設によるショートステイ確保が現実的だと思います。入所待機者の解消を考えるのであれば、介護保険該当者は自動的に特養等へ移行するシステムを創り、現在の施設入所者を循環させなければ、待機者は一生待機者で終わってしまうと思います。入所施設の新設、増床が認められないのであれば、今後も待機者は増えていくばかりです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご指摘のとおり、入所者の地域移行は困難であり、様々な課題を解決する必要があります。日中サービス支援型グループホームの整備や訪問系サービスの充実など、計画に基づいて着実に課題解決に向けて取り組んでまいります。
156	事業名称について		何の事業かわかりづらいものが多いと思う。介護保険では生活介護→デイサービス、短期入所→ショートステイなど一般的になじみのある名前に変えてもいいと思う。専門用語ばかり使うため、一般市民への理解促進を妨げていると思う。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	市民の皆様へ説明する際には、必要に応じて、デイサービス、ショートステイ、グループホームなど、伝わりやすい言葉を選び、理解促進に努めてまいります。
157	大分野2		<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービス、就労継続支援A.B型事業所、生活介護事業所、就労移行支援事は増えているが、相談支援事業所または、相談支援専門員が増えていない。 各事業所を増やすのなら、相談支援専門員の人数も増やさなければ対応できない状況である。 ご家庭、ご本人に支援が必要な方、専門知識がない方にセルフプランの作成を依頼する事があり、また、支援が必要な方（家族）に限って、セルフプランというケースもある。その際、事業所が1か所しか利用していない場合、事業所の負担が大きい。 相談支援専門員が確保できていないまたは、サービスの利用が難しい状態でも、受給者証の交付をし、当事者がどのように行ってよいか困惑している。 <p>計画作成以外の相談件数が増えており、その対応に追われているが、給付費が請求できないなど、経営にも難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所施設を抱えている相談支援事業所は、相談員一人の対応人数を超えてしまい、減算になってしまう。 	C：計画案に盛り込み済みです。	支援に見合った報酬・加算が受けられるよう、国に対して報酬体系の改善要望を行ってまいります。併せて、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に対応策を協議してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
158	大分野2		<p>・相談支援事業所、相談支援専門員の不足が続いています。法制化されてから、5年半が経過しました。現状の法制度の下で改善を望むことは不可能だと考えています。</p> <p>・基幹相談支援センター、委託相談支援事業所も全く足りていません。それによって、計画相談事業所の、計画作成以外の負担、すなわち、基本相談と言われる部分(ご利用者の困り事を聴いたり、利用する事業所を探したり、通院に付き添ったりすること等)に関わらざるを得ない状況で様々な対応をしても、報酬はありません。どんなに、ご利用者の為に行動しても書面を提出しなければ、報酬がありません。…のでは、経営が成り立ちません。</p> <p>・静岡市には、地域生活支援拠点「まいむ・まいむ」があり、大変大きな期待をしていますが、静岡市の人口規模からして、1ヶ所では、機能しないことは明らかです。本来は、10万人に1ヶ所必要な物であると思いますが、とりあえず、葵区、駿河区にも整備し、それぞれが各区の課題解決や人材育成にむけて機能して欲しいと考えています。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	計画相談支援事業所の皆さまの事務負担の軽減やより加算を取りやすくなる仕組み等については、今後も静岡市障害者自立支援協議会 相談支援部会の中等で検討を行っていく予定です。
159			<p>「学校はなんとか卒業したが、社会にでてからつまずいたらどこに相談したらいいのかわからない。青年期のフォローがなさすぎる。」「小児科は行っていたが、大人になったら診てもらうところなくなった。」「発達障害者支援センターは子供がメインでしょ。」そんな声をよく聞く。発達障害児は必ず、発達障害者になるし、療育が上手くいって落ち着いていても、いつ不安定になるかわからないし、就労や引きこもり、犯罪に巻き込まれるなど問題も複雑になっていく。発達障害者にとって一番の拠り所は発達障害者支援センターだと思うので、相談件数も子供と大人と半々になるようにし、コンサルテーションも医療機関や企業も増やしてほしい。講演会や講習も成人向けのものも企画してほしい。計画の中でそういう目標を明記しておいて、取り組むべきだと思う。発達障害は治るものではなく、年齢により変化していくもの。その変化も把握してくれているところで相談したいと思う。幼児期から大人になっても継続して相談やカウンセリングができるようにしてほしい。また、発達障害者であることを知られると奇異な目でみられたり、誹謗中傷を受けると恐れている親もいる。市民への啓発も力を入れてほしい。周囲の理解が得られるだけで、救われる当事者や親はたくさんいると思う。</p>	A：計画案に反映します。	<p>ご意見のとおり、発達障がいについては、幼児期から成人期までの継続した支援が重要であると認識しております。</p> <p>そのため、静岡市発達障害者支援センターでは、乳幼児期からの発達相談に加えて、その後就労を希望する方の就労支援も併せて行っています。</p> <p>ご意見にありました「相談件数も子供と大人を半々になるように」については、相談者からの働きかけとなるため、目標設定は難しいですが、活動指標の「市民及び外部機関向け講座開催回数」については、「うち成人期向け講座開催回数」の項目を設定しました。</p> <p>市民への啓発については、発達障害者支援地域協議会を公開で開催し、内容についても市HPに掲載しております。</p> <p>今後も、引き続き市民への啓発に努めてまいります。</p>
160			<p>「親亡きあと」という問題が現実的に計画に含まれて、不安を取り除いてくれる取り組みが始まるんだと期待したが、再掲ばかり並んでおり、がっかりしている。これでは、不安は解消されないと思う。残念ながら具体的に提案ができないが、親に代わる見守る存在が必要になるのではないかと考える。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>「親亡き後」の不安を取り除くためには、既存のサービスや制度を複合的に組み合わせて、地域生活を送るための支援が必要であると考えます。そのためには、まず、支援を必要とする方を行政や関係機関につなぐ取組が重要であると考えて、計画を作成しています。今後も、不安を取り除くための施策を検討、推進してまいります。</p>

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
161	大分野2	65	短期入所：取組の中に「健康診断書の様式統一など」とあるが、区分判定の時に医師の意見書にあわせて健康診断書の提出も必須にできないのか。	D：その他のご意見	障害支援区分の審査判定プロセスの中で、医師意見書については、提出が必須となっていますが、健康診断書については、必須となっていないため、提出を必須項目とすることはできません。
162	大分野2	50	計画相談：目標達成の取組には具体的なものは書かれていない。3年度に50人増員するという計画があるのだからもっと踏み込んだ内容が必要なのではないか。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	支援に見合った報酬・加算が受けられるよう、国に対して報酬体系の改善要望を行ってまいります。併せて、障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に対応策を協議してまいります。
163	大分野2	64	自立訓練（生活訓練）：一般企業就労を目指す人の中でも日常生活の不安定さから就労がなかなかできない人が目立つ。就労移行支援にスムーズにつなげるためにもっと事業所数は欲しい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御指摘のとおり、一般企業への就労準備をスムーズに進めていくために、このサービスは必要であると考えています。事業所数は令和5年度で4箇所という指標となっていますが、これは利用者数が減少していく中であっても、最低限4箇所は必要であるということです。これ以上は増やさないよう抑制するものではありません。
大分野3					
164	大分野3 保健・医療		子ども病院が遠いので、もっと近くでみてもらいたい	D：その他のご意見	病院のアクセスの良さは、定期的に通院される方にとってとても大事なことかと思えます。子ども病院でなければ診察できない場合は受診頻度やリモート診察はいかがでしょうか。また子ども病院でなくても診察できる場合は重症心身障がいや医療的ケアに対応している地域の診療所や訪問診療について子ども病院の医療ソーシャルワーカーにご相談いただければと思います。
165	大分野3-（1）		地域においても、施設においても、多様化する障害者へのサポートとして医療と福祉の連携は欠かせない課題である。総合病院や専門医と協力、連携できるような体制作りを計画に入れてほしい。	C：計画案に盛り込み済みです。	静岡市医療的ケア児等支援協議会および静岡市発達障害者支援地域協議会は医療、福祉、教育、保育等が連携して開催しています。今後も一層連携して支援体制を構築できるよう努めます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
166	大分野3(1)		①初診予約の年間平均待ち期間の短期の短縮のR5目標値が25日以内となっているが、歯の痛み等、緊急を要する場合の診療をスムーズにできる仕組み造を行って欲しいです。健常者は歯の痛みが出た場合すぐに歯科に通えるが、障がい者は主治医の紹介状やら診断書が必要になり、書類を用意するだけでも日数がかかる。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	歯や口の困りごとが起こりにくく、また起こっても早い段階で防ぐことができ、全身状態に関しても医科の主治医と事前に連携を取り、安全に受診できるよう、何事も無い時からかかりつけ歯科医に定期的に受診することを推奨しています。かかりつけ歯科医がない人が緊急を要する場合でも迅速に安全な診療ができるよう日頃から医科と連携を持つよう努めています。その他にも個々の発達・成長や支援が記録されたサポートファイルなどを歯科受診の際にご提示いただくことを周知しています。なお、緊急を要する場合はお待たせすることの無いよう対応しています。
167			障がい者歯科保健推進事業: ②かかりつけ歯科保持率の維持R5目標値が60%となっています。目標値をもう少し高く設定して欲しいです。また、かかりつけ歯科の選択もできるようにして欲しいです。通える歯科が1箇所しかない場合、セカンドオピニオンの選択が取れない為。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	かかりつけ歯科医保持率が向上している障害福祉サービス等事業所が増えている一方で、様々な事情により歯科受診が困難な状況にある人が多くいることも把握出来ていますので、その人たちへの支援も関係機関にご協力いただきながら取組んでいく予定です。目標値は60%以上となっていますが、あらゆる面から歯や口のことで困ることがない環境づくりを目指していこうと考えています。かかりつけ歯科医については、静岡市障がい者歯科「登録医」在籍歯科医院一覧表がありますので、ご利用していただきたいと思います。この一覧表には障がい者歯科保健の研修を受講し障がい理解を深めるよう研鑽を積んでいる歯科医がいる歯科医院がわかるようになっていますので、選択の際のご参考になればと思います。
168	大分野3		知的障がいのある方(特に重度、医療機関の受診を拒否する方)への受診が難しく困っています。医療従事者の方に、障がいのある方への理解と対応方法について学ぶ場を提供していただき、受け入れていただけるとありがたい。また、障がいのある方を受け入れていただける機関をわかりやすく表示などしていただきたい。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	かかりつけ医対応力向上研修では主に発達障がいのある方への対応について研修を行っています。医師会と調整し必要に応じて研修等の開催について検討いたします。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
169	大分野3		母が介護認定5 & 身障者1級の為、年に2回（1回につき500円のカット代券をいただいているが、余ってしまうことが多いので、オムツ以外の身体を拭くウェットティッシュ、キッチンペーパー、使い捨てゴム手、ゴミ袋などにも使えるようにしていただけたら助かります。よろしくお願いいたします。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	高齢者向けの理美容サービスは、寝たきり等により外出して理美容サービスを受けることが困難な在宅の高齢者が、年度内2回まで1回500円で訪問理美容サービスが受けられるというものです。 理美容サービス利用券の目的外使用はできません。また、高齢者向けのサービスで、ゴム手袋等の購入に関する助成制度は現在のところありません。高齢者向けサービスの今後の拡充についても、現在のところ検討していません。 障がいのある人向けのサービスとしても、現在、ゴム手袋等の消耗品の購入に関する助成制度はありません。いただいたご意見を参考に、今後の検討事項とさせていただきます。
170	大分野3	79	障がい児者の専門医・病院が少ない。特に清水区は、少ない。ほとんどの人が長年、定期健診や訓練で静岡に通っている現状。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見として参考にさせていただきます。
171	大分野3、6		将来看護の道へ進みたいという高校生の娘を持つ親の立場としてはもちろん応援したいですが、特に今はコロナ禍の中、医療は崩壊寸前という情報もあり、さらに障害児・者と接する機会がある進路に進もうとしていることに不安を感じています。まさに基本理念である障がいの有無に関わらず、ケアされる側もする側も安心して暮らすことができる社会の実現に向け計画を立ててほしいです。 意見というより、感じていることになってしまっています。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	医療的ケアを必要とする方への支援をはじめとして、障がい福祉分野においても看護職員に携わっていただく場面は多く、安心して務めていただくための環境づくりは重要であると考えています。本計画では、基本目標に障害福祉人材の確保に向けた取組を進めることを記載しましたので、安心していただけるよう施策を推進してまいります。
172	大分野3	49	介護保険を使えない年齢、特に15-40歳の障がいのかたについて。 医療保険でのリハビリの制限が厳しくなっている中、リハビリできる所が増えると良いと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	静岡市心身障害者ケアセンターでは、身体、知的、精神障がいのある方、難病の方で在宅生活をされている静岡市在住の18歳から65歳未満の方がご利用いただけます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
大分野4					
173	大分野4 生活環境 (1)		これからは入所支援から日中サービス支援型やGHなどに移行する方向にあると説明を受けました。その対象になる位の障害の人にはいいと思いますが、何ヶ所計画されても対応出来ない重度の障害の子もいます。いままでも重度の人用に十分なベッド数があったわけでもなく、親たちも高齢になって不安を感じています。障害の子達も老化し重度化します。予定されている日中サービス支援型の中の1棟でも、入所施設型にし、本当に困っている高齢の親子を救っていただきたいです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	御意見いただいたとおり、重度の障害のある方を含め、本当に困っている方々が安心して暮らしていけるような様々な課題を解決していく必要があります。入所施設の新設や増設ではなく、重度障がいのある方も利用できるグループホームを確保することを目指してまいります。
174	大分野4 生活環境 外出支援の充実		重度の身体障害を有している場合（車椅子・食事等の介助も一部必要）、とくに利用者が女性の場合、外出支援のできる女性のヘルパーが静岡市ではほとんどいない現状。もっと支援のための講習などを充実させ、対応できるヘルパーを増やして欲しい。	C：計画案に盛り込み済みです。	福祉人材の不足は、ご意見のとおり福祉全般にわたる課題であり、本市では平成30年度から様々な福祉資格の入口に位置づけられる介護職員初任者研修の受講料助成について、受講後に障害福祉サービスに従事した方についても助成対象としております。
175	大分野4 生活環境 (2) 外出支援の充実・大分野1 権利擁護・理解促進		行動援護と移動支援事業に関して、特に知的障がい関連の外出支援事業所が少なすぎる、もしくはない？外出支援事業に関しては、学校や放デイのような通所施設や通院等に行く際に事業所の送迎ではなく、ヘルパーと公共交通機関等を使うことで自立や地域移行にも繋がり、権利擁護・理解促進の面でも、地域の人々の障がいへの理解を深めるきっかけになる事業でもあり、それが「共生」に繋がると考えられる。また保護者のレスパイトにもなる。さらには入所施設を利用している利用者の余暇の充実や職員の負担軽減にも繋がる。現状は保護者や各施設の職員が日々の仕事や自分を犠牲にして行っている。外出支援事業は、静岡市の福祉を先進的な市町村のレベルに近づけるためには必須だと思う。静岡市は障害福祉（特に知的）に関しては、先進的な市町村よりも10年は遅れているということを実感を持たなければならない。	D：その他のご意見	知的障がいのある方の外出支援の担い手を養成する研修を実施し、ヘルパー人材を確保するとともに、移動支援を通学時にも利用できるよう個別検討会議を開催しております。今後も、障害者自立支援協議会の地域生活支援部会における協議等を通じて、外出支援の充実に向け、対応を検討してまいります。
176	大分野4 生活環境		もっとエリアメールを多くして欲しいです。ニュースは、優しく解説して欲しいです。	D：その他のご意見	エリアメールは、緊急地震速報や大雨などの特別警報など配信する情報が決まっております、市で多くすることは難しいことですが、本計画では「安全・安心」の項目を設けましたので、障がいのある皆様にわかりやすく避難情報を伝える方法を考えていきます。ニュースに限らず、誰にでもわかりやすい情報提供をすることについても呼びかけていきます。
177	外出支援の充実	94	交通割引の手続き方法が面倒で、皆が行きたがりません。これでは不公平ではないでしょうか。精神障がい者は、特に統合失調症の人は大変です。現金にしてください。	D：その他のご意見	精神障がい者交通費助成事業につきましては、トイカやルルカなどの交通系ICカードが電子マネー化され、交通費以外にも利用できるようになったことから、事業の適正化を図るため、平成29年度から現在の支給方法（利用実績に応じた事後払い）に変更しました。申請される市民の皆様にはご面倒をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
178	外出支援の充実	94	手続きが煩雑のため、以前のようなトイカ又はルルカに至急戻してもらいたいと思います。できれば電車・バス・JRが利用できるスイカの支給をお願いしたいと思います。	D：その他のご意見	精神障がい者交通費助成事業につきましては、トイカやルルカなどの交通系ICカードが電子マネー化され、交通費以外にも利用できるようになったことから、事業の適正化を図るため、平成29年度から現在の支給方法（利用実績に応じた事後払い）に変更しました。 申請される市民の皆様にはご面倒をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
179			まちづくり計画が細かく作られていることはよく分かりますが、残念ながら私に読み込み、理解する力がないためか活用できず、計画に添った意見が言えません。でもせつかくの機会ですから、今思っていることを書きます。障害者は「施設から地域へ」と居住の移動を言われていますが、その地域での受け入れ先(グループホームになると思います)が全然整っていません。今は軽度の障害者のグループホームが少しあるだけです。入所施設を無くすなら、重度の障害者も含めたグループホームをもっと作ってほしいです。	C：計画案に盛り込み済みです。	御意見のとおり、重度の障がいのある方も安心して暮らしていけるグループホームの整備について、社会福祉施設等整備費補助金を活用しながら、進めてまいります。
180	同行援護	90	ご承知のとおり、平成30年4月から、重複障害の程度に応じて加算がつく形となったことで、実質的に盲ろう者も同行援護を使うことが可能となりました。盲ろう者の社会参加を促進していくために同行援護事業は全国的に非常な重要なものとして位置づけられることになりました。そんな同行援護の事業概要の説明の中で「情報の提供」の概念が抜け落ちているようです。同行援護の中身について誤解を招くことにもなりかねませんので、訂正していただくようお願いします。ちなみに浜松市の場合は、短い文章ですが次のように書かれています。「視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時の移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。」	A：計画案に反映します。	必要な援助、および必要な情報を提供しますという文言に改めます。
181	大分野4(1)		日中サービス支援型のグループホームは、通所のスタイルを変えずに過ごせる、安心感のある選択肢だと思いました。「常に介護の必要な障がいのある人」という頭の文章に、知的に重度なうちの子も入れる?!と嬉しくなりましたが、冷静に彼の行動や私が現在している介護を思うと、とてもそこで暮らすのは難しいかと思いました。「常に介護が必要な…」という表現には幅広い程度の障がい、医療的ケアの方も入ると思います。そんな重度の方々でも生活できる職員配置のグループホームにしていきたいです。やっぱり、そんな方々は難しい、このサービスからこぼれてしまうのでしたら、人数や頃合をみて、入所施設の増設も考えていただけたらと願います。最近、「きょうだいの会」の記事が新聞ニュースでとりあげられます。親はどうしても先に死にますが、きょうだいはそのあと、関わっていくこととなります。「きょうだい」たちが安心して迎えらるるような「親亡きあと」の選択肢が出来たらいいと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	日中サービス支援型グループホームにつきましては、社会福祉施設整備費補助金の活用などにより、整備を進めてまいります。日中サービス支援型グループホームをはじめとする障害福祉サービス等を充実させることにより、地域生活への移行、継続ができるようなまちづくりを目指してまいります。いただいたご意見を参考に、本計画に基づいて安心して将来を考えるための支援ができるよう努めてまいります。
182	第4章4(1)生活環境地域における住居の確保	86	<u>【現状の分析および課題】</u> 原文では、現状の説明と希望的観測しかかかれてなく、 <u>【目標達成のための計画実施期間中における取組】</u> の原文は、項目の羅列であり、取組の考え方や推進の仕方が示されていない。 <u>【現状の分析および課題】</u> には、「入所施設が増えない中、グループホームが必要に迫られて数は作られているが、高齢者分野や民間企業の参入が多く、利用者に適したサービスの質の確保が課題である。」位の記述が必要。また、 <u>【目標達成のための～取組】</u> では、「公的な補助金（正式名称）の活用のほか、民間活力の導入として既存住宅の活用やいわゆる『建て貸し』による注文による建設と民間資金の利用などにより定員の増加・確保を推進します。」「さらに、グループホームを検討する事業者には年に1回以上の説明会を開催し、設置を期待するエリア、各種規制や届出の注意などのノウハウを提供します。」	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	課題のご提示と新たな取組案のご提案をありがとうございます。今後、施策を実施するに当たっての参考とさせていただきます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
183	第4章4(2) 生活環境 移動支援事業	92	<p>【現状の分析および課題】では、 「・前計画期間では、特別な理由がある事例の通学時の利用について検討するため『通学における移動支援個別検討会議』を開催し、特別支援学校への通学支援を福祉側で協力しました。」 「・通常の移動支援は、新型コロナウイルスの感染を避けるため、公共交通機関を使う外出を避けたため、利用者数の減少がありました。ウイズコロナでの生活スタイルに合わせた支援の在り方を検討する必要があります。」</p> <p>【目標達成のための～取組】では、 「地域生活支援部会などでの協議を踏まえて、ポストコロナ、アフターコロナを見据え、新しい利用方法として、『グループ支援』、『車両移送型支援』を追加し、利用方法の選択肢を増やし感染予防を進めます。」 「・病院での診察や行政窓口での対応のため、通訳や意思疎通の支援を組み合わせるなどして、使い勝手のよい、社会参加に役立つ事業にすることを検討します。」</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	新しい利用方法や助成範囲の拡充については、今後の取組の参考とさせていただきます。
184	第4章4(2) 生活環境 市の事業62	96	<p>「超低床ノンステップバスの導入」は、「公共交通機関のバリアフリー化を検討するための協議の場の設置」に替え、「導入」その中の一項目とする。</p> <p>国土交通省からの指導の中、公共交通機関のバリアフリー化が進められているが、『当事者の参加』という視点での「協議の場」が静岡市にないので、設置して（または既存の会議などに参画して）すすめる。すでに、「静岡市地域交通網形成計画」は平成31年3月に制定済みだが、計画策定の過程で、障害者団体はおろか、障害福祉部門の行政の参加もなく、作成されていた。</p> <p>ノンステップバスの導入もその中の項目の一つだが、鉄道や駅のバリアフリー化、公共交通バスのバリアフリー化のほか、接遇にも「障害者差別解消」の視点が抜けており、その改善のためにも、「協議の場」の設置をお願いしたい。</p>	D：その他のご意見	本市における超低床ノンステップバスについては、国土交通省による「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき、しずてつジャストライン株式会社を主体とした「地域公共交通バリア解消促進等事業利用対策協議会」により「生活交通確保維持改善計画」を策定の上、導入を進めております。しかしながら、ご指摘のとおり協議会委員に障害者団体等の参画がないことから、運営事務局へ今回いただきましたご意見について申し伝えます。
185	共同生活援助	86	<p>グループホームが次々と開設されている。しかし入居をお願いしても入れない人は、結局は入れないでいる。ニーズに合ったグループホームではなく、職員配置等で採算を重視した結果とも思える。新規開設事業所には、開設の趣旨やその事業所のイメージする利用者像を明確にするような相談を行っていただきたい。</p> <p>グループホーム開設法人には、行政で年2～3回の説明会を開催し、出席を義務付ける等の方策は取れないか。（説明会に参加が申請の前提。同じ説明を個々の法人にしなくても良いし、同じ説明なので差異ができない。）</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ニーズに合ったグループホーム整備方法等については、障害者自立支援協議会の地域生活支援部会での協議等を通して、検討してまいります。
186	日中サービス支援型共同生活援助	87	<p>「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。」ことから、平成30年度の報酬改定に伴い、日中サービス支援型共同生活援助が創設され、自立支援協議会から評価を受けるとともに、当該協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないことになった。</p> <p>自立支援協議会で、評価を受ける障害福祉サービス事業所は本事業が唯一であり、静岡市において、どのような「日中サービス支援型共同生活援助」が必要なのか明確化しなければ、評価できないのではないかと。</p> <p>障害者の重度化・高齢化に対応するために創設されたといいつながりながらも、車いすを利用する方の移動スペースが不足する（回転できない廊下幅、エレベーターなし、バリアだらけ）事業所が出来てしまう可能性が高い。また強度行動障害の方を受け入れるのであれば、耐久性の高い造作や音に過敏な方への配慮等、基本設計段階からの協議が必要である。</p> <p>単に、定員の多いグループホーム又は、ミニ入所施設では、新制度創設の意味合いがなくなるので、事前の協議を入念に行うことが必要である。</p> <p>新設の事業所で、入所後一か月未満で退所した事例もあり、GHの退所支援の義務が理解されていないのではないかと。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	静岡市における日中サービス支援型共同生活援助の位置づけやあり方の明確化も含め、その整備方法等については、障害者自立支援協議会の地域生活支援部会での協議等を通して、検討してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
187	鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進	95	対象となっている駅がJRだけです。静岡鉄道が一駅も入っていないのはなぜでしょうか。桜橋駅のバリアフリー化の声は昔からありますが、物理的に無理ということは心得ています。その他の駅やその周辺のバリアフリー化についても取り組んでほしいものです。	D：その他のご意見	鉄道駅周辺のバリアフリー化に関する事業目標では、JR清水駅周辺地区に静鉄清水駅に係る生活関連経路（道路のバリアフリー化）、JR草薙駅周辺地区に静鉄草薙駅に係る生活関連経路（道路のバリアフリー化）が含まれています。桜橋駅につきましては現在の橋梁架け替え工事の完了後にバリアフリー化を図るため、鉄道事業者と協議を進めております。
188	大分県4（1）地域における住居の確保 共同生活援助（日中サービス支援型）	87	新規事業なので、内容がわかりにくいです 重度の重複障害者でも、ヘルパー等を利用して生活ができるのでしょうか また、施設がバリアフリーになっているのでしょうか	D：その他のご意見	一定の要件を満たす重度の障害のある方の場合、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合、令和3年3月末までヘルパー利用が可能です。現在示されている、令和3年4月以降の指定基準省令の一部改正案では、これを令和6年3月末まで延長する方針となっています。 施設の設備や構造は、車いす利用者に配慮した廊下幅の確保や段差解消等、利用者の特性に応じた工夫が必要となっています。
189	大分県 2－（2） 4－（1）		地域移行をすすめる上で、居住先は欠かせない課題となる。グループホームを含め、重度の障害者、重症心身障害者、医療的ケアの必要な方が安心して暮らせる居住先の確保を計画に入れてほしい。	C：計画案に盛り込み済みです。	ご意見のとおり、地域移行するためには居住先の確保が重要です。重度の障がいのある方も安心して暮らすことができる日中支援型グループホームの整備等について計画に記載しました。安心して暮らすことのできる居住先の確保に向けて計画を推進してまいります。
190	共同生活援助	86	目標サービス提供量の確保には、運営（立ち上げも含む）ノウハウの共有が必要だと思います。通所系施設の方に話をきくと、居住支援も必要な利用者が多くなってきているが、どこから手をつけたらいいかわからないという声もきくので。一時期に集中して整備を図るのであれば、立ち上げ・運営のアドバイスにのる機関（人材）も必要。「計画」のマンパワーが足りないなかで処遇困難事例の相談先もないため。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	開設・運営に係る助言を行えるような専門性の高い機関・人材も必要だと考えますので、今後の取組の参考にさせていただきます。
191	大分県4 生活環境～暮らす～ （1）地域における住宅の確保		住居を確保できなければ、GHの事業を始めることができない。民間賃貸住宅を借りようとしているが、「障害の人は・・・」と、次々に断られているのが現実だ。入居する一人一人の様子や国の法に基づいて、指定を受けた事業者が運営し、24時間支援が入り、環境管理も安心だと、不動産会社から大家さんに話してもらおうわけだが、直接会って理解を求める接点も持てない。（共生を求めている社会がみえる） 障害のある人の住居として「利用できる社会資源」とするための施策が必要だと考える。住居の確保に協力する大家さんや不動産会社は貢献者・優良企業として公表し、税制優遇措置やバリアフリー他整備費用補助を行う（新規事業対象を緩和する）等、実質的な啓発推進事業を望む。又、「既存住宅の活用」の具体的な方法を知りたい。グループホームは建築法・消防法のしびりが強いが法的に安全の保障は必要だ。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	共生社会を推進する上で、障がいや障がいのある人への理解のための啓発活動を一層推進するの必要を感じております。いただいたご意見を参考に、実効性のある啓発活動の実施について検討してまいります。
192	大分県4	86.87	共同生活援助：P86.87の違いがよくわかりません。共同生活援助（P86）の中に日中サービス支援型も含んでいて、P87で日中サービス支援型を分けて目標を設定しているというように事業を分けているのでしょうか？	C：計画案に盛り込み済みです。	共同生活援助において、日中サービス支援型のみ利用状況を知りたいとのご意見があり、分けて数値をお示ししております。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
193	大分野4		共同生活援助：しみず社会福祉事業団でGHや共同生活する場を作って欲しい。8050問題に直面しています。これまで言い続けていますがなんの解決にもなっていません。よろしくお願いします。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	8050問題も踏まえ、GHの整備につきましては、補助金等を使いながら進めていきたいと考えております。しみず社会福祉事業団においてGHの整備や運営を行うべきかどうかについては、事業団と話し合いながら進めてまいります。
194	大分野4		移動支援の充実：市単の事業として取り組んでいるが、独自のサービスとして自宅から事業所までの送迎に着手できないか。当事者だけでなく、事業所からの要望も多いのではないか。ショートやグループホームより、共生の視点から考えた場合重要ではないか。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、国庫補助を受けている事業であり、現状、市の予算により、自宅から事業所までの間の送迎に上乗せ助成することは考えておりません。
195	外出支援の充実	94	精神障害者交通費助成を利用していない人が多いということがあがっています。それは手続きの煩雑さにあって、以前のような申請書のみではなくなったという理由です。変更や煩雑さは苦手の人が多く、諦めてしまっているようです。折角の外出の機会を増やし社会参加を目的としていただだけに残念です。	D：その他のご意見	精神障がい者交通費助成事業につきましては、トイカやルルカなどの交通系ICカードが電子マネー化され、交通費以外にも利用できるようになったことから、事業の適正化を図るため、平成29年度から現在の支給方法（利用実績に応じた事後払い）に変更しました。 申請される市民の皆様にはご面倒をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
196	大分野4	86	地域における住居の確保・共同生活援助事業概要：「食事の介護、日常生活の中で、相談や援助を行います。」→「障がい児者に寄り添った援助を行います。」としてほしい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がい児等に寄り添った援助については、全てのサービス共通の認識となりますので、共同生活援助としての概要を記載しています。
197		141	障害福祉サービスの提供基盤：現在のグループホームの実情は、知的・精神障がい者の施設はあるが、肢体不自由児者が利用できるグループホームがない。計画の中にバリアフリーで車椅子も利用可能な施設にするよう要望します。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	施設の設備や構造は、車いす利用者に配慮した廊下幅の確保や段差解消等、利用者の特性に応じた工夫が必要となっています。社会福祉施設等整備費補助金の交付先を選定する場合には、重度の障害のある方でも利用可能な施設であることなど、ニーズを踏まえて行ってまいります。
198	大分野4		日中支援型GHもそうだが、GHをやっている利用者側の負担も含めてとても市として家賃助成上限1万円の補助で本当に足りていると考えているのでしょうか？他の市や県をリサーチしてみたらどうでしょうか？	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	グループホームの補助給付額については、厚生労働省の手引きにより、月1万円（家賃額が1万円を下回る場合は当該家賃の額）を上限としているため、それを踏まえて金額の設定をしています。現状、市の予算による上乗せ助成は考えておりません。
199	大分野4		地域におけるトイレの適正配置。トイレ全体を多機能化。障害者を含めた全ての人が社会参加するためのトイレ環境の整備	C：計画案に盛り込み済みです。	新たに整備するトイレは、ユニバーサルデザインのもので、車いすの方も利用できる仕様になっています。
200	大分野4		民間賃貸住宅の入居制限撤廃・緩和	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	民間賃貸住宅を管理運営する事業者に、障がい者も入居することができるよう合理的配慮の提供に努めていただけるよう、障害者差別解消法の啓発を進めてまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
201	大分野4		ユニバーサルデザインやバリアフリーとしての不特定多数に対する配慮に向けた取組が充実していく中、現在の高齢者・障がい者の生活圏による公共施設や福祉施設の立地状況を把握していただきながら、赤道（あかみち）への確認も安全確認として大切に感じる。道路保全課から赤道に対しての見解ではなく、福祉・暮らしに関する組織からの見解も重要視していただくことで地域生活の安全に繋がれば嬉しい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	公共施設や福祉施設の立地状況から赤道について、点字ブロックの設置など障がいのある方への配慮が必要であることを把握した場合は、福祉部局から道路部局へ必要な配慮をするよう働きかけてまいります。
202	大分野4	96	65 静岡庁舎、区役所のバリアフリー整備事業：目的達成の為に計画期間中の取組：「庁舎の定期的な点検…」の「点字ブロック等」に追加表記をお願いしたい。追加の内容は、「点字ブロックや庁舎内の車いす対応エレベーターの増設等」と具体的に表記してほしい。理由として、現在葵区の庁舎のEVの5機ある中の1機が車いす対応EVになっていますが、車いす対応EV以外は、車いす利用者の乗降に対して、車いす用の操作盤がないことや、鏡がなく、後ろ向き状態でEVから降りることが非常に困難な状態となっている、車いす利用者が一人で庁舎のEVを使うことについてとても不便で、静岡市の設備として、極めて合理的配慮に欠けた庁舎の設備と考える。ぜひ、車いす対応EVの増設を具体的に表記していただきたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	各庁舎のエレベーターについては、今回のご意見を参考に、車いす用の操作盤及び鏡の設置など車いすに対応したエレベーターへの改修を順次進めていきます。
203	大分野4	86	共同生活援助：以前精神障害の方を受け入れたが、精神科退院直後から知的や発達障害の方と共同生活を行うことが、本人にとってとても負担な様子であった。地域に移行する前に、入院中にサービスを利用して社会生活に慣れる場を作りたい。	D：その他のご意見	グループホームへの入所に伴い、環境の変化に戸惑う方も多いと思います。入院中でも体験利用や地域移行支援の制度を活用することで、入院中に入所環境を経験させたり、課題の確認、解決に向けて取り組むことも可能ですので、ご活用ください。
204	大分野4（3）	94	国土交通省から「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」に示されているようにバリアフリーのマスタープランの創設、障がい当事者参画による評価・見直しのできる協議会の設置について取り上げてほしい。「SDGs ハブ都市」に選ばれた「静岡市」には、マスタープランの創設は必要だと思います。	D：その他のご意見	マスタープランの策定については、今後検討してまいります。
205		96	65 静岡庁舎、区役所のバリアフリー整備事業：必要な整備の実施の中に以下のことについて加えていただきたいです。エレベーターの中（または扉前）で、車椅子の方が待っていた場合は、車椅子を優先して欲しい旨のアナウンスを流してほしい。車椅子はエレベーター以外の移動手段がないことも伝えて欲しい。静岡市の庁舎・区役所に来られた方は、エレベーターを利用する可能性が高いです。「SDGs ハブ都市」に選ばれた「静岡市」をアピールするよい機会になると思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	啓発用ポスター等検討していきたいと思います。また、「静岡市職員のための障がいのある人への配慮マニュアル」を職員に周知することにより、職員が率先して車椅子の方に配慮することができるよう啓発を行います。
206		95	59 鉄道駅周辺のバリアフリー化への推進：JR蒲原駅のバリアフリー化を含む、すべての駅へのバリアフリー化・エレベーター設置及び駅周辺の整備をすることをに入れて欲しい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	鉄道駅のバリアフリー化は、別途、国が定めるバリアフリー法に基づく基本方針によって目標設定がされており、整備事業を推進しております。JR蒲原駅を含め、市内の未実施駅については、引続き、鉄道事業者と協議し、実施計画を検討いたします。
207	大分野4	96	「超低床ノンステップバスの導入拡大」：ノンステップバスの導入率は最終100%を目標にする 現在、静岡市ではノンステップバスがかなり普及し、普及率が77%くらいの割合を占めているようですが、1%ずつ増やすのではなく、3年後に100%ノンステップバス導入を実現してほしいです。初期のノンステップバスに比べ最近のバスはコストが掛からなくなっており、平等も多額ではないようです。 その理由は、障害がある人が自身で運転できるのはごく一部で、いわゆる8050問題に該当する障害者は親の運転での移動が困難な方も多く、ノンステップバスの利用は必要不可欠だと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ノンステップバスの導入に当たっては、費用の平準化や安全性確保の観点から、保有車両の車齢分布が一定となるよう、バス事業者により計画的により進められていることから、3年後に導入率100%とすることは困難となっております。今後についても導入率100%の早期実現を目指し、バス事業者との協議を進めて参ります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
208	大分野4(3)	94~96	<p>この計画における、福祉有償運送についてはどのような位置づけになっているのか。</p> <p>福祉有償運送は会員制をとっており、不特定多数の利用が見込まれる公共交通機関とは性格が異なるものと考えられがちですが、バスや電車などの利用が難しい人にとっては移動のための手段として公共交通機関に近いものと言える。</p> <p>また、福祉有償運送の実施主体は社会福祉法人やNPO法人などですが、市主催の運営協議会が利用者の基準（障がいの種類や程度）や運営全体についての協議を行っており、公共性の高い仕組みであると考えられる。</p> <p>福祉有償運送は障がい者にとっては交通機関のひとつとして重要であり、その位置づけや市として福祉有償運送を今後どのようにしていくかについて、方針などが示されるとよいのではないかと考える。</p> <p>加えて、中山間地で生活する障がい者のアクセシビリティについて公共交通空白地有償運送との連携や運営に関するコストの補助なども必要と考える。</p>	A：計画案に反映します。	<p>ご意見を踏まえ、福祉有償運送を関連事業として計画に位置づけました。</p> <p>公共交通空白地有償運送との連携に関しては、福祉有償運送運営協議会を公共交通空白地有償運送運営協議会と同一組織とし、課題を共有するなど連携を図っています。</p> <p>運営コストに関する補助については、現在のところ実施する予定はありません。</p>
大分野5					
209	大分野5 障害者災害時体制強化事業	100	支援の前に、まず無事に生命が守られるよう適切に避難ができる体制づくりを防災部門とともに構築してください。	C：計画案に盛り込み済みです。	<p>各個人が適切に避難できるためには、どのようにどこに避難するかを事前に検討し、個別計画を作成することが有効と考えます。本計画に新規事業として登載した障害者災害時体制強化事業においては、令和3年度から障がいのある方の個別計画作成のモデル事業を開始します。モデル事業において計画作成における課題の抽出とその解決策の検討を行いながら、要支援者が適切に避難ができる体制づくりを進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、この計画づくりは、行政が提供する公助のみでは進めることができず、当事者の皆様の自助、地域の皆様の共助が必要となるため、その際は御協力をお願いします。</p>
210	災害・防災対策		3障がいにはそれぞれの障がいの状態があり健常者と同じような対応はできません。現実に災害時に体育館へ避難した精神障がいを子に持つ親子が居づらくて誰も居ない公民館へ二人だけで避難した例もあります。	C：計画案に盛り込み済みです。	ご意見のような状況を打開するため、本計画では、新分野として「安全・安心」を設けました。障がいのある方が避難所等で必要な支援を受けられるよう施策を推進してまいります。
211	大分野5 安全・安心		もしも地震などが来たとき、発達障がいの子は避難所にいってもパニックを起こす子もいると思います。その対策をして欲しいです。	C：計画案に盛り込み済みです。	本計画では、新分野として「安全・安心」を設け、新事業である障害者災害時体制強化事業など、障がいのある方が必要な支援を受けられるようにするための施策に取り組みます。
212	大分野5 安全・安心		横断歩道の危険な場所や障がい者の利用の多い場所の押しボタン式信号が増えると安心します。	D：その他のご意見	信号に関することは、警察の管轄になるかと思われます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
213	大分野5		各地域の防災担当や住民は被災時、障害者施設から障がい者がどのくらい避難してきてどういった対応をすればいいのか把握しているのか、行政は確認していて、地域住民に伝えているのか。	D：その他のご意見	障害者施設の通所利用者の数や個人に関する情報を、市から地域の自主防災組織等へ伝えることはしていません。各福祉施設とその施設が立地する地域の防災組織等との情報共有については、いただいた意見を参考に、防災部局と福祉部局で検討してまいります。
214	第4章5 安心・安全	97	この項目を新設した理由、趣旨を書きいただきたいことと、それぞれのリスクの認識と対応の方針を示していただきたい 提案： ○近年、全国各地で自然災害が頻発しており、災害への備えの重要性が高まっているため、この計画では新に防犯と合わせて「安心・安全」の章として独立させました。 <u>最近の災害は、従来から対象であった地震や津波等に加え、台風や豪雨の水害や土砂崩れなど多岐に亘るようになっており、被災地や被害の程度の予想、避難の方法などが災害によって違い、それぞれに対応しなければなりません。</u> ○障害のある人へのアンケート調査の結果を見ると、日常生活で「災害時や緊急時の不安」を挙げる人が多く、具体的には「すぐに避難できない」、「どのような災害が起こったか、すぐにわからない」、「必要な介助や支援、治療等が受けられない」等の意見がありました。 ○障がいのある人が、災害発生時に避難等に必要な支援が受けられるようにするために、地域や関係機関との協力体制づくりを進めていますが、まだ十分ではありません。「災害時要援護者避難支援計画」により、自治会と民生委員が一緒になり避難行動要援護者の避難支援をする形を作ることになって10年経過していますが、まだ「個別避難支援計画」の作成や実際の個別避難支援訓練までたどり着いていません。また、南海トラフ半割れや台風等の予想進路など災害の発生まで時間がある場合は、事前避難、分散避難、自宅避難等を進めていますが、避難状況の把握の方法、情報の共有など山積みの課題への対応が求められます。 ○また、障害のある人の消費者被害を防ぐための取組や新型コロナウイルス感染症対策にかかる取組なども併せて行うことで、安心して暮らすことのできるまちづくりにつなげていきます。特に、避難所における感染症対策は喫緊の課題にあるにもかかわらず、そもそも避難所の立上げ運営などの訓練も実施できていない現状では、早期に官民で協働してモデル的に訓練を実施し、地域に拡大することが求められます。	A：計画案に反映します。	「安心・安全」の項目を新設した理由、アンケートの結果の分析については、ご提案のとおり修正させていただきます。対応の方針については、個別の施策の内容であることから、新規事業である障害者災害時体制強化事業の項目を充実させることで対応しました。
215	第4章5(1) 安心・安全 防災・防犯意識の向上と備えの推進 66	98	<u>地域防災訓練の事業目標である「地域防災訓練参加者数目標118千人」の内訳として令和3年度から1%、2%、3%に当たる人数の要援護者参加を追加して目標に掲げる</u> 原案では、根拠がよくわからないが参加者数の目標を掲げてるが、同様に要配慮者数の目標も掲げていただきたい。 原案：訓練計画の中に要配慮者対応を記載します。 提案：訓練計画の中に要配慮者対応を記載し、 <u>要配慮者の参加者数目標を年度ごと1%、1.18千人とし、3年目で3,540人の参加を目標とする</u> <u>そのため、訓練の届け出様式に要配慮者数の内訳を記載する欄を設ける</u>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	要配慮者が、災害発生時に避難等に必要な支援を受けられるためには、地域などの協力が重要になるため、要配慮者対応を含めた訓練に多くの市民に参加いただくことを目標としています。 なお、目標参加者数は、過去の実績から設定しました。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
216	第4章5(2) 災害時等における支援体制の充実 81	101	<p>「避難所における障害のある人への配慮」が、身障者用のトイレのことしかないのは寂しいので、「避難所のバリアフリー化の推進」としてトイレ以外の配慮をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物へのアクセスがバリアフリー化されていない避難所には簡易スロープを設置する そのため、投票所となっている避難所は、バリアフリー化された投票所の簡易スロープの管理を学校に移し、災害時にも利用できるようにする 福祉スペースの確保を推進し、別室（バリアフリーでアクセスできる部屋）を用意できなければ、体育館内の設置するテント（横幕付き）やパーテーションを複数設置する 聴覚障害や視覚障害のある人に対する情報保障に関する対応についても具体化する。 	C：計画案に盛り込み済みです。	<p>避難所に整備してある災害用資機材（パーテーション、簡易テント、簡易ベッド等）については、多目的に使用できるものとしているため、出前講座などで周知を図ってまいります。</p> <p>本計画に新規事業として掲載した障害者災害時体制強化事業においては、指定避難所への簡易スロープの配備、わかりやすいサインの掲示、福祉避難所へのパーテーションの配備を実施します。</p>
217	第4章5(2) 災害時等における支援体制の充実 83	101	<p>「福祉避難所の確保」については、指定施設での防災訓練をうたっているが、障害者施設ではまだ実施されておらず、早期の実施をお願いし、連絡会も開催されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> その際、指定避難所との連携については、特に「福祉避難所希望の書式の制定と条件の確定、決定の基準、移送の方法など」未定の部分が多いため、関連部署（少なくとも、危機管理課、福祉総務課、障害福祉企画課、精神保健福祉課）での協議、調整を早期に行っていただきたい。 福祉避難所の受入れ訓練は、高齢者施設ではこの数年で少なくとも2回は行われているが、障害者施設では未実施なので、早期に実施していただくことを計画してほしい。 最近、福祉避難所指定施設の連絡会が開かれていないと聞くと、連携や備蓄、人材などの準備が進んでいないようで、施設や学校が不安になっている。このままでは発災時の混乱と機能不全が予想されるので、早急に対応いただきたい。 	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>福祉避難所の開設依頼や受入等に関する様式及び運用方法については、「静岡市福祉避難所の設置運営マニュアル」に掲載しているところです。移送については、支援者が基本行うこととし、必要に応じて地域の支援者等の協力を得ることとしています。</p> <p>なお、次期計画新規事業である「障害者災害時体制強化事業」では、福祉避難所に対しアドバイザーを派遣し、受入能力の向上を図ることを目指しています。</p> <p>指定施設との連絡会については、御意見を参考に検討させていただきます。</p>
218	地域防災訓練の実施	98	<p>訓練計画の中に要配慮者対応を記載したところで、ほぼ意味がありません。書いてあるだけになります。地域防災訓練に障がい当事者やその家族が参加しやすくなるような働きかけや事前の啓蒙について、何らかの動きを期待（要望）します。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>訓練計画に要配慮者対応訓練を明示し、依頼文や説明会などで訓練の実施を促します。</p>
219	安全・安心		<p>災害時等における支援体制の充実とあるが、最近では自己責任という言葉が主流で当事者は何をしたら良いかわからない。具体的な指示がほしい（明記して）</p>	A：計画案に反映します。	<p>当事者の皆様としては、番号210でも記載した「個別計画」を作成し、また作成に当たっては地域とそれを共有、支援の依頼をしていくことが重要であると考えます。それにあわせて、市は令和3年度からモデル事業（本計画に新規事業としてして掲載する障害者災害時体制強化事業）を開始し、要支援者への支援を進める予定です。</p>
220	新型コロナウイルス感染対策事業		<p>新型コロナウイルス感染症に、障害者本人、又は介護者が感染してしまった時の対応について（個々により状況は異なるが）マニュアル（障害者の介護を誰が行うのか）があるとよい。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>マニュアルの作成は検討していませんが、感染した際等の相談窓口については、周知を図ります。</p>

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
221	大分野5	69.79	重度心身障害者在宅安心システム／障害者災害時体制強化事業：一人暮らし世帯へのサービスの充実※特に災害時の対応→当事者はとても不安に思っている。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	重度身体障害者在宅安心システム事業は、身体障害者手帳1級または2級の方で、次の要件（65歳未満で肢体に障がいがある方または65歳以上で聴覚に障がいがある方、重度身体障がいがある方のみで構成される世帯、生活保護世帯または市民税非課税世帯）すべてに該当する方を対象としています。緊急の事態が発生し自ら対応を行うことが困難な方の、緊急事態の救済をするために、警備会社と契約し緊急通報システムを設置します。毎日の安否確認の支援により、在宅生活における緊急事態の不安を軽減します。
222	大分野5		福祉避難所の整備数を増やして欲しい	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	福祉避難所は民間の福祉施設等の協力を得て指定するものであるため、市のみでその施設数を増やすことはできませんが、今後も新規社会福祉施設の開設の機会を捉えるなど、施設数の増加を目指していきたいと考えます。
223	大分野5		親亡きあと支援：両親の急な病気・体調不良等で、緊急を要するケースが多く、今後も増加するのと思う。現在、どのような形で支援を行っており、どのような対応が行われているのか詳しく知りたいと思う。また、事業所として、日頃保護者・対象事業所とどのように連携を行っておくべきなのか知りたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	現在は、個別のケースについて、関係機関が連携して必要な支援を行っています。複数の事例の中から、汎用性が高い取組を共有するなど今後の在り方を検討します。
224	大分野5（2）		私は知的障がいがあります。知的障がいや精神障がいの人が避難所で不安になったり、パニックにならないような施策を期待します。	A：計画案に反映します。	本計画では、新分野として「安全・安心」を設けて、「障害者災害時体制強化事業」として、防災対策に取り組めます。障がいのある方が避難所で安心して過ごすことができるような取組も実施します。
225	大分野5	97	安全・安心して備える災害時や日常の緊急時の対応について：一人暮らしや親子二人の生活の中で、災害時は当然ですが、日常生活の中でも親が突然倒れたりした時の対処に不安があります。希望者に対して、家の主部分に設置をして欲しい。①緊急時の対応ボタン②監視カメラ③音声対応センター	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	今後の参考とさせていただきます。重度の身体障がいのある方は、重度身体障害者在宅安心システムをご利用いただける場合がありますので、障害者支援推進課（221-1587）へお問合せください。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
226	大分野5		市として全く現実味のない助成金（コロナに対する）が送られてきたが、本気で考えているとは思えない。世間・社会知らずの人が支給条件を作っているとしか思えない。リサーチして、本当に必要な助成を考えなさい。	D：その他のご意見	障害福祉サービス等事業所に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る補助事業については、厚生労働省が政策した補助事業の枠組みを活用して実施しています。補助事業の目的や助成対象経費等に係る事業所からの問い合わせに対しては、その都度対応し、事業所の方々にはご理解を頂いた上で事業を実施していただいております。
227	大分野5		災害時、避難場所が歩いて15分から20分かかる場所である。そこまで歩くことのできないご利用者も数名いる。近くに高台、高い建物もなく、避難訓練をやるたびに災害時を考えると不安になる。	A：計画案に反映します。	番号210でも記載した「個別計画」を作成し、各個人の居住地、健康状態、支援者の有無など、それぞれの状況を整理すること、そして支援者に対してその情報を共有することが重用と考えます。本計画に新規事業として登載した障害者災害時体制強化事業においては、令和3年度から障がいのある方の個別計画作成のモデル事業を開始し、要支援者への支援を進める予定です。
228	大分野5		避難所施設のバリアフリー化	C：計画案に盛り込み済みです。	スロープのない指定避難所への簡易スロープの配備、分かりやすいサインの掲示等に取り組みます。
229	大分野1、5		防災時における支援体制について、各自治体の訓練ですら、不安になる。障がい者への差別等も見られた。見た目では、判断のつきにくい知的障がい者などの人の理解や知識が必要だと思う。講習など、きちんとした場が必要だと思えます。	C：計画案に盛り込み済みです。	避難所運営における要支援者対策については、出前講座などで周知を図っていきます。
230	大分野5		災害時の時の障がいの有る方々への地域の備えのなさに落胆します。（地域防災に参加いつも思います）「共生」というのであれば、災害時もっと考えるべきことでは？	A：計画案に反映します。	避難所運営における要支援者対策については、出前講座などで周知を図っていきます。 また、本計画には新分野である「安全・安心」を設けて、スロープのない指定避難所への簡易スロープの配備、分かりやすいサインの掲示等に取り組みます。
231	安心安全関連		新型コロナウイルスや災害対策において、実際に生じた際の対応や対策・利用者への対応などは、在宅サービスが充実すればするほど不安な点が増えていきます。事業所連携等、体制整備と強化が急務と感じています。	D：その他のご意見	御指摘の通り、非常時の対応の際には、事業所同士や、地域住民との連携等が必要であり、そのための体制整備と強化が重要です。このため、体制整備や強化策について、障害者自立支援協議会の関係部会において協議し、取り組んでいく必要があります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
大分野 6					
232	大分野 6 (子ども)		<p>●児童の居場所</p> <p>小学生低学年の不登校が増えていると感じる。ある小学校関係者によると「学校現場では職員が不登校児童の対応まで手が回らないのが実情、教室に入れられない児童のために空き教室を解放しているが、手の空いている職員が常に居られるわけでもなく子どもたちだけに置かれることも。もっと地域（個人、NPO）の手を借りたい」と話していた。現在、中学校には各それぞれに相談室が設けられて、教育相談員が週3、スクールカウンセラーが週1で来校するが、小学校は、月に1回カウンセラーが訪問するのみ。児童の対応までは行きついていない。小学校にも相談室、学習室などを設けて、教室に入れられない児童を対応する場が必要と感じる。又、民間の子どもの居場所運営をしている団体は増えてきているが、それらの情報が保護者、学校関係者までほとんど行き届いていない。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>民間で子どもの居場所づくりをしている団体の情報については、相談センターで把握している情報等については、該当の保護者や関係学校に情報として提供をするようにしています。今後は、市校長会等を通して、情報提供等を行うようにもしていきます。</p> <p>小学校、中学校ともに不登校児童生徒数は増加傾向にあり、中学校には教育相談員を配置し相談室等での学習支援や相談業務を行っています。小学校についても、教室に居づらさを感じる児童が安心して登校できるよう、教育相談員の配置について検討を進めています。</p>
233	大分野 (子ども)		<p>●不登校生の学習支援</p> <p>不登校の場合、程度の差はあれど、何かしらの発達の偏りを持ち、（本人にも原因がわからない）生きづらさを抱えているケースが多い。</p> <p>いったん小学生で不登校になると、なかなか進学（中学）がスムーズに行かない。たとえ順調に登校できたとしても学習面で遅れの影響が生じる。将来のひきこもりの防止のためにも、早い段階での不登校支援は必要と感じる。学校内の教室以外の場に居られる子は救われるが、学校自体を拒否し、親が仕事のため、1日中ひとりで自宅に閉じこもる不登校生もいる。特に小学生子どもは、人と関わる機会を奪われてしまうため、その後の対人関係でうまくいかないなど二次障害を引き起こすことも。高校生の不登校の相談も増えてきた。義務教育でないため、行政の支援が薄く、不登校の問題が家庭の判断に任されているのが現状。留年、中退などを経て、うまく就労に繋がらないと、引きこもりの心配が増す。不登校・ひきこもり時期が長ければ長いほど、回復するのが困難。フリースクール、居場所、学習支援団体など、民間の力の活用を。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>不登校の背景には様々な要因があり、その状況に応じてその専門支援機関と連携をして対応しています。不登校の悩みをもつ小・中学生のに対しては、個別面談や集団への適応、社会的自立をめざす適応指導教室で支援を行っています。また、必要に応じて民間のフリースクール等の情報を提供しています。</p> <p>不登校等の悩みをもつ高校生に対しては、個別面談や令和2年度より高校生世代の居場所として「高校生ぶらっとサロン」を開設して支援を進めています。</p> <p>ひきこもり支援については静岡市ひきこもり地域支援センターが相談窓口になり、当事者やその家族への支援を行っています。就労支援については、当事者の状況に応じて関係課（商業労政課）等と連携しながら、支援をさらに充実させていきます。</p>
234	大分野 (子ども)		<p>●発達障害</p> <p>ひと昔前に比べて、支援の必要な幼児が、早い段階で支援に繋がるケースが多くなったと感じるが、静岡市は転入家族が比較的多く（子育てサークルに入会する親子の90%以上は他県からの転入）、情報が入らないまま、核家族家庭で、子どもの発達に不安を抱える親もいるはず。サイトで調べても、児童発達支援と放課後デイの全情報は載っていない（HPを持っている箇所と無い箇所があるため）。市内の一覧情報などが手に入りやすいと思う。児童発達支援など3才まで（？）は無償ということを知らない人は案外多いと思う。</p> <p>子育てで不安を抱えている親向けの（専用）窓口や情報の一元化。サイトの立ち上げなど、切れ目のない安心した子育てのできるシステムと地域（民間）連携が必要と感じる。</p> <p>また放課後デイは、それぞれ特色があり保護者の選択にはいい面もあるが、指導者の力量や、支援や療育に対する考え方の違いもあり、支援者の養成なども必要なのでは。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>指定障害福祉サービス事業所の情報は、WAMNETにてご確認いただける他、事業所一覧表を市ホームページに掲載しています。また、利用者の方により詳細な情報をお届けできるよう児童発達支援事業所については、連絡会で一覧表を作成し、各区役所の障害者支援課、子育て支援課で配布を行っています。子どもの発達が不安なときの相談先について周知できるように、子ども未来課が作成・配布する子育てハンドブックに、相談先や支援を行う事業所のご案内を掲載しております。いただいたご意見を参考に、今後も制度・周知方法等を検討してまいります。</p> <p>放課後等デイサービスについては、事業所同士の好事例に関する情報共有等を行う連絡会が各区で実施されています。</p>

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
235	大分野 (子ども)		●親への支援、支援者への支援 不登校・発達の問題は家庭内だけでは解決できないことも多く、特にひとり親家庭の場合、寄り添いながら一緒に問題解決を考えていく支援の重要性を感じる。学校の対応に不信感を持つ保護者の場合で、子どもが完全不登校のケースは、学校と遮断され孤立してしまうため、外部の行政機関、民間のフリースクールなどと繋がる術を情報提供する必要あり。不登校などの受け入れる通信制通学型のサポート高校の存在を知らない保護者もいる（学校からの情報が入らない）。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	不登校等で悩む生徒(中・高校生)に対しては、当事者や保護者の思いに寄り添いながら、その願いをもとにサポート校等の情報を提供しています。県教育委員会社会教育課では8月に「学校相談会」を開催し、サポート校を含めた情報の提供を行っています。これらの情報については学校にも伝え、該当生徒・保護者にも情報を提供するように働きかけています。
236	大分野 (子ども)		●進級・進学 中学に進む前の小5、小6児童の保護者から「学校から支援級を勧められたが・・・」と相談を受けることがある。予期せぬことで同様する保護者もいる。逆に、たとえ発達障害の傾向や知的な遅れあっても、クラスで迷惑をかけない大人しいタイプの子（問題行動を起こさない子）、友達と関わらないタイプ（ひとり遊び）の子の場合には、なかなか支援に繋がらないことも。小学校ではなんとか過ごせても、授業が難しくなる中学に入学した途端に、学校生活が送れない子も（中一ギャップ）。早めの段階から子どもを見守り、支援に繋がりをやすくすべき。子どもの特性や発達課題を早めに親が把握することで、子どもに対する親の姿勢や考え方が違ってくる。気軽に発達検査を受けられるよう情報の発信。療育機関、放課後デイ、フリースペース、フリースクール、通信制高校、又、支援級、支援学校など、進級、進路に関して、様々な道があることを子どもや保護者が前もって知り、子ども自身が、自分にあった進路が選択できる世の中になったらいいと思う。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障がいのある子どもがその能力及び希望に応じた場で適切な教育を受けることができるよう、早期からの情報の提供と、「個別的教育支援計画」を活用した支援の提供に努めてまいります。
237	大分野6 子ども(3) / 多機関の連携について		学校側にも福祉側にも保護者にも行政側に対しても言えることだが、そもそも連携をすることが難しい。連携のプロセスの共通認識が持てていないように思う。障害福祉や教育は連携が必須なのに、どこかが面倒そうな誠意のない対応をしたり、どこかに大きな負担がいたり、今までうまくいった成功体験が少ないことから、最初から諦めてしまっている部分があるように思う。それぞれ自分達の領域でのことしか考えられない。若しくは、それぞれ自分達の領域のことも出来ていないのに連携みたいな未知の負担は無理だと思っている節を日々対応していると感じる。そもそも行き当たりばったりな仕事しかできない人達が多い中、それぞれの職場で新たな仕事が増え、さらに一人ひとりの仕事の負担が大きくなっており、それぞれの事業所の中でさえ、うまくいっていない事業所が多いのに他機関同士が連携するということを求める段階ではないと感じる。まずは同じ市なのに何故か連携や協力ができない「葵区・駿河区・清水区」の3つから連携や協力をする努力をし、手本を示すべき。全体的閉鎖的なため、風通しを良くしなければ始まらない。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	「特別支援連携協議会」などの場や日常での情報の共有に努め、関係する機関の連携、協力を進めてまいります。また、3区の連携につきましては、障害者相談支援調整会議などの場を活用して一層の連携を図ってまいります。
238	大分野6 子ども		それぞれのレベルに応じた勉強会などを学校外であってほしい	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	学校外の居場所としましては、障がい福祉サービスのひとつに放課後等デイサービスがあり、学習や生活支援に特化した特色があります。
239	学校教育における障がい児の支援		(障がい児ではありませんが) 現在駿河区には知的障がいの子が選抜制ではなく通える高等部はなく、南の丘分校の試験に落ちると片道1時間かけて北特支に通うしかありません。駿河区にも、知的障がいの子がか通える高等部の早期の開設と開設までの間の配慮(南の丘増員か、清水特支への通学許可などの手立て)をお願いします。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	静岡県教育委員会が「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」で示している、静岡地区への特別支援学校新設に応じた取組を検討してまいります。
240	大分野6 子ども(3) / 多機関の連携について		「特別支援研修会の開催」の事業目標がアンケートとなっていますが、参加者数を目標にし、支援学級・支援学校に赴任する全ての先生が障がいの特性を理解し、アセスメントができ、適切な支援ができるようにして欲しいです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	特別支援教育研修会の中には、特別支援学級や通級指導教室を担当する教員を対象としたものも含まれています。その上で、引続き研修内容の充実に努めてまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
241	大分野6 子ども(3) / 多機関の連携について		登下校の補助をしてくれるボランティア組織があったらとても助かります。親だと甘えてしまうので、他人と登下校の練習をすることで、自立し、就労したときも自力通勤ができる子に育てたいです。	D: その他のご意見	現在登下校の補助をしているボランティア組織について、確認できておりません。学校の登下校見守りを行うボランティアは、各学校にいますが、障害を持った子どもへの支援を行うことは難しいと考えます。通学への不安があるような場合、教育委員会又は学校へ相談いただきたいと思います。
242	大分野6 子ども		昔に比べて発達障がいのお子さんは増えていますが、周りの方に聞くと、不安を煽る言葉を先生から言われたりすると聞きます。母親や、父親の心のケアも同時にしたいです。	C: 計画案に盛り込み済みです。	ペアレントメンター養成講座等を実施しています。今後も周知に努めてまいります。
243			認定こども園・保育園に入園、加配申込: こども園保育園に入園を希望するには8つ項目がありますが、障がい児(発達遅れ)たちは、月2~3回 OT、ST 月2回の母子同伴療育に通っています。自分の子を成長させたいため、たくさんの保護者が頑張ってます。保育園に通わせたいけど、「月60時間以上働く」時間がたりません。たくさんの児童発達支援センターを作っていただきありがとうございます。保育園にいたい理由は、友達(健常児)と多く時間をともに過ごすことで、刺激で成長につながる事、健常児が障がい児と過ごす事で知ってもらえること、大切な3年間です。保育を必要とする事由に、子どもの障害児預かりを作してほしいです。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	2・3号認定では、就労などの保育を必要とする事由について、本市では「月60時間以上就労」としてしておりますが、「月60時間未満の就労」の方でも、世帯の状況により就労以外の事由で認定を受け、入園の申込をすることができます。ただし、現時点では保育の必要性の事由に「障がい児預かり」の設定はありませんので、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、2号認定では、「保育利用調整基準」において、雇用形態や就労時間により指数を設けておりますが、障がいのあるお子さんに対し特別面談を受けた場合、調整項目として加点を行い優先的な入園の利用調整を行っております。 また、就労等の条件が必要ではない1号認定(3歳以上)では短時間の利用となりますが、仕事などのために夕方まで保育を希望する場合は、引き続き一時預かり等を利用する方法もあります。
244	通常学級と支援級との関わり		娘は普通級ですが、小学校時代のお友達が中学からの情緒級に入りましたが、ほとんど顔を合わすこともないそうです。同じ学校に通っている同級生ですので、もう少し関わりがあってもいいと思いますがどうでしょうか。校舎も別のです。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	共生のまちづくりを進めるために、障がいのある子ども、障がいのない子どもが共に学び交流する「交流及び共同学習」の実施などを通し、相互の理解を進めてまいります。
245	大分野子ども		未成年の方の心の問題で相談対応する期間が少なく、成人中心の当所での相談対応したことがあります。低年齢での居場所、交流の対応支援できる機関があると、彼等の心の問題にも大きな力を発揮すると思われます。次期計画に、ぜひ、取りあげてほしいです。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	39歳までの子ども・若者の悩みについては青少年育成課子ども若者相談センターで、個別面接相談で対応しています。その相談内容に応じて、より適切な支援機関につなげて、相談者を支援するようにしています。様々な年齢層の相談者に対して、より適切な支援をすることができるよう、今後も関係機関との連携を充実させていきます。
246	学校教育における支え合いの意識づくりの推進事業	28	特別支援学校の教職員でも、生徒が放課後利用している放課後等デイサービスなどの福祉サービスについて、活動内容を知らない、利用のための手続き方法を知らないという現実がある。教育と福祉が一体化して障害児者を支えていくためにも互いの事業理解を深める場が必要である。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	市政出前講座「障がい者の各種サービス」等を活用することにより、福祉サービスの理解を進めていただくよう特別支援学校に働きかけてまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
247	大分野6		発達期の子どもに対しての相談機関をもっとわかりやすく提示していただきたい。どこに相談したらよいか？とよく聞かれるので。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	市役所窓口等で相談機関の一覧を掲載したチラシ「子育ての心配ごとについて相談できます」を配布しています。今後も周知に努めてまいります。
248	全体		学齢期の支援と教育委員会の連携について事業がないが、立ち上げることはできないか？	C：計画案に盛り込み済みです。	特別支援教育センターが主催している特別支援連携協議会（年2回）、早期支援部会（年2回）、教育支援部会（年2回）、就労支援部会（年2回）に参加し、今後も教育と福祉が連携できるよう検討を進めてまいります。
249	大分野6		学校教育における障がい児の支援：静岡市に学校看護師の配置を希望します。すでに医療的ケア児が地域の学校へ通学している事例もあることから、子どもの療育・教育の観点から、親の付き添いはない方がよい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	静岡市では、平成30年度から小・中学校に通う医療的ケアを必要とする子どものために看護師の配置を行っています。引続き、制度の充実に努めてまいります。
250	大分野6		幼児期の早期療育と保護者の気持ちのケアについて：1歳半検診、3歳児検診を経て、早期療育の場はこの数年で発展してきたように思います。それに伴い、周囲からの理解を得る状況も整ってきたように思います。しかし、療育を受けるまでのハードルが保護者にとってはあまりにもハードルが高いのではないかと感じています。保護者の受容にもそれぞれのペースがあり、保護者の受容を待っている間にも、子ども達は、日々成長をしていきます。児童発達支援事業所を利用するにあたって、診断名が必要であったりと、早期の段階で短期間に行わなければならないことがおまりに多いことに反して保護者へのケアが不足しているように感じます。保護者のケアや、反対に早期療育のハードルを下げることで、保護者の受容のサポートも同時にできるので良いのではと思います。また、共働き、シングル家庭の保護者が、手厚い療育を受けることはかなり困難です。療育のために退職するわけにもいきません。受診、訓練、療育、生活を同時におこなうことは、時間や金銭面も含めて考えた際には、共生よりも孤立した育児に繋がるのではと考えます。そういった部分も含めて、サポート、援助が必要だと思えます。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	いただいたご意見を参考に、発達障害者支援地域協議会等でのご意見も踏まえて、保護者の方の気持ちのケアやサポートに繋がる施策を検討してまいります。
251	大分野6		加配による特別面接について：今年度の特別面接において、継続児については資料判定となりました。就労の為の入園で加配申請をしたのにも関わらず、児童発達支援事業所を利用する判定は、矛盾していて、不適切な対応だと考えます。仮に他施設が必要である場合に、今回のような資料だけで判定することではありません。①他施設の場合はドクターの判定を行う②放課後等デイサービスのような就労している保護者に向けた児発を設置する。の2つが必要だと思えます。	D：その他のご意見	清水区の特別面接・審査会会場が新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在園児及び転園児については資料判定での審査となりました。体験保育の記録や保護者の方に記載していただいた資料をもとに、お子さんにとってどの施設が望ましいかを行政が組織する入園審査会にて、嘱託医、希望園園長、行政職員で判定しました。児童発達支援事業所の中には、就労している保護者のため閉所時間を超えて延長療育を行っている事業所もあります。ご本人の特性に応じた事業所かつ保護者のライフスタイルの変化に応じた事業所を探すことが難しいことと思います。「児童発達支援事業所一覧」を各区子育て支援課、障害者支援課に配架していますのでご参考にいただければ幸いです。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
252	大分野6		発達の気になるお子さんの集団生活の支援について、公立こども園の加配制度を受けるために、特別面接を受けさせていただいているが、そのあとの決定に毎年疑問を抱いています。たった一日の、一時の児の表れで、他施設相当と判断されてしまったり、受け入れ側の諸事情で入園できなかったり、理不尽に思います。子育てに不安があり、療育の戸を叩いて下さった親御さんにどの支援がいいのかをもっとしっかりと見聞きできるようになればと思います。お子さん一人一人のできることへと目を向け、可能性を伸ばせる場へと身をおけるところからスタートできるようにならないでしょうか。これしかできないから・・・ではなく、こんなことができるかも知れない、と見方を少し変えてみてはどうかと思うのです。	D：その他のご意見	特別面接の前に行う希望される園での体験保育は、原則的に複数回お子さんの様子を見させていただいております。その際、保護者の方からの思いや要望等を伺っています。今後も保護者の方とコミュニケーションをとりながらお子さんにとってどのような環境で療育や保育をすることが望ましいか等、ご相談する機会を大切にしたいと考えております。
253	大分野6		早期発見・早期療育：0歳児から入園していて、年少になり加配制度を利用したいと申し込んだ結果、他施設相当になり、こども園は使えず児童発達支援事業所をすすめられるケースがある。その子にとって必要な場だと判断されることは理解できるが、保育所の様な長時間保育ではなくなり、働きづらくなっているように思う。児発が充実してきているが、長時間保育を担ってくれる事業所がないように感じる。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	いただいたご意見を参考に、発達障害者支援地域協議会等のご意見も踏まえて、今後の早期療育体制を検討してまいります。
254	大分野6		保育所等訪問支援事業：子育ての中で、1.6歳児検診、3才児検診等のスクリーニングで支援の流れに添えた子は充実したサービスが受けられているが、そこにはかからずそれでも育てにくさやこどもの成長に対する不安を相談できる場があると思う。子育て支援センターなどで、うちの子だけちょっと違うと感じているような保護者の方に気軽に相談できるシステムができると思う。	D：その他のご意見	子育て支援センターでは、子育てに関する悩みや相談を受け、保護者の方の了解のもと専門的な相談は専門家へ繋げています。更に支援先との連携を図っていきます。
255	大分野6		障がいのある児童生徒への学習支援：就学についての保護者の不安は大きく、特に軽度の方については、普通級に就学したいというのが本音です。現在の就学相談は支援級もしくは支援校を希望していないと受けられない為（教育相談では普通級を希望していてもできるが）、普通級か支援級かで悩んでいても就学相談を受けられるように相談員の配置を充実させていただきたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	小学校等では、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内支援体制の充実に努めています。子どもの日常の様子も把握していることから、まずは在籍校において「個別の教育支援計画」を作成、活用する中で、就学先についてのご相談も進めることができるよう、小学校等の校内支援体制を充実させてまいります。
256	大分野6		障がい児保育事業：就学については、就学支援委員会の判定に対し、保護者が不服申し立てをできるが、入園面接の判定については、そのような制度がないのは、共生都市理念から外れるのではないのでしょうか。	D：その他のご意見	障害児の入園に関して「就学支援委員会」に相当するものは、「静岡市障害児保育入園審査会」があります。入園面接の判定について不服がある場合は、静岡市長に対して審査請求をする制度があり、申し立てをすることができます。
257	大分野6		障がい児保育事業：こども園、保育園への入所は保護者の就労が条件になるが、障がいのある子の保護者の場合、通院やリハビリ、児童発達支援事業所への送迎等で、現在の就労条件に該当する働き方ができず、こども園、保育園への入園ができないこともある。障がいがあっても地域の希望する園へ入園し、地域の中で育ちあうことが共生社会の実現には必要であり、制度の見直しが必要ではないでしょうか。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	2・3号認定では、就労などの保育を必要とする事由について、本市では「月60時間以上就労」としておりますが、「月60時間未満の就労」の方でも、世帯の状況により就労以外の事由で認定を受け、入園の申込をすることができます。ただし、現時点では保育の必要性の事由に「障がい児預かり」の設定はありませんので、今後の取組の参考とさせていただきます。
258	大分野6	117	学校関係者にも法定サービス等の事業について知る機会を増やして頂きたいと思っております。中学、高校卒業間近になり、慌てて相談支援事業所がかかわるのではなく、在学中からの連携が円滑になるといいと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	特別支援教育進路指導協議会が実施する「進路懇談会」などの機会を通じ、必要な情報を得ることができるよう検討してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
259	大分野6(1)		公立のこども園では、障がい児の割合が決められており、希望してもいっぱいだと断られるケースが多いが、統合保育にふさわしい障がい児は、希望があれば公立で加配を付けて多く受け入れてほしい。現状は、私立の保育園、幼稚園の方が多く受け入れている。また、公立こども園を希望した障がい児が断られ入れなかった場合、その後のフォローを市で確実にしてほしい。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	現在こども園では統合保育の中で同年齢の子ども達と共に育ち合いながら社会性の基礎を培っています。共育ちに必要な安心できる環境を整えるために、公立こども園の障害児の受け入れを1号児では在園児のおおむね15%、2号児では在園児のおおむね10%とし、全園で障害児の受け入れをしています。入園できなかった場合、各区の子育て支援課の保育コーディネーターと連携しながら、お子さんにとってどのような環境で保育をすることが望ましいか等保護者のご希望を伺いながらご相談させていただいています。今後も引き続き、保護者に寄り添って対応してまいります。今後の取組の参考とさせていただきます。
260	大分野6(1)		最近では兄弟で障がい児を持つ家庭も多く、一人の障がい児が、学校やこども園、発達相談支援事業所、病院、訓練などを色々な機関を利用しているが、教育・福祉・医療が繋がって連携を取れるように、支援をコーディネートする行政の機関があるとよいと思う。それにより、家庭を丸ごと支援することができ、保護者の安心につながるよりよい支援ができると思う。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	静岡県発達障害者支援地域協議会にて情報提供しご本人だけでなく家族を含めた支援体制の整備について検討を進めてまいります。
261	大分野6・7		障がいがある子どもの将来プランが家族にはなかなか見えずらい。特に養護学校卒業後の進路など。A型、B型事業所、もしくは通所や施設入所、歳をとり、親亡き後の子どもはどうなるか等不安があるため、そうした人々の将来設計を家族にわかりやすく提示できるといい。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	事業所が自主的に集まり情報交換を行っている連絡会があります。静岡県では、児童発達支援事業所連絡会、放課後等デイサービス連絡会、就労支援移行支援事業所連絡会があります。今後は各連絡会が協働して幼児期～学齢期～成人期で就労に結びつくまでの支援体制を検討してまいります。
262	大分野6・7		障害者手帳を持つにおよばない軽度の子どもや、人々の支援が薄い。もっと地域や(感覚過敏、少し多動、スケジュールがないと落ち着かないなど…)人々の理解や働きやすい場を作れるといい。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障害者手帳を持っていない方は、障がいがあることの理解を得られにくく、課題であると考えています。地域での出前講座などの機会を捉え、障がいの多様性(手帳をもっていないグレーゾーンの方の存在など)について理解促進に努めてまいります。また、お子さんなどは、手帳所持者でなくてもサービスを利用できる場合があるため、制度の周知に努め、必要な支援が行き渡るようにしてまいります。
263	お子さんの療育・教育で困ることは…関連	10	児童分野では「早期発達支援」「医ケア児支援」に力を入れることはもちろんだが、実際のアンケート結果は、家族の悩みやレスパイトや仕事ができないという声が大きく、求めているものは家族支援や障害児を取り巻く環境の整備だということが読みとれる。障害児にかかる専門性、療育、教育も大切だが、障害児の親や家族が「安心」「安全」で使いやすいサービスの体制強化が必要だと思います。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご本人だけでなくご家族を含めた総合的な支援体制について静岡県医療的ケア児等支援協議会、静岡県発達障害者支援地域協議会で検討を進めてまいります。
264	保育所等訪問関連		受け入れ先の保育園やこども園、幼稚園、学校等でほとんどがサービスに関して知らなかったり、受け入れを承認していただけないケースが多いです。そこから説明し理解を求めていくことから事業者がしなくてはならないのが時間の無駄です。理解や周知を行政間で担当を置く等ご協力頂けないでしょうか。	A: 計画案に反映します。	こども園長会等にて周知や広報を行ってまいります。
265	児童分野関連		「早期発達支援」に力を入れることは大切ですが、行政窓口が「障害者支援課」ということに保護者の方々が拒否されたり、障害者扱いされているという感情がどうしても避けられないため、サービス利用前から苦情やサービス利用について困惑されるケースがあります。名称や申請窓口に配慮いただけたらと思います。	B: 計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	いただいたご意見を参考に、今後の早期療育体制を検討してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
266	目標達成のための取り組み関連	104	児童発達支援センターと小規模事業所の役割を明確にとあるが、保護者のニーズが反映されることが一番大事だと思います。その保護者のニーズ、思いや希望をどこまで受け入れられるかが課題だと思います。福祉サービスのすべてに共通することだと思いますが、私達事業者や当事者団体、各障害関係団体の意見も大切だと思いますが、好き勝手を言っている部分が大半です。出てきた意見から本当に必要な課題をもとに計画作成をお願いします。	D：その他のご意見	団体ヒアリングや、各協議会等の御意見はもちろんのこと、アンケート結果の分析、施策への反映をはじめ、「声なき声」についても意識した施策の実施に向けて、取組んで参ります。貴重なご意見誠にありがとうございました。
267	大分野6		1 児童発達支援所の施設が市内には十分になく、1人1人の特性に合った施設を選択するどころか、どこも空きがなく入所すら出来ないのが現状です。施設は障がい児の発達を支援するだけでなく、障がいを持つ親の心の拠り所となっています。専門員の確保は困難だと思いますが、施設を増設してより多くの障がい児が早期療育を受けられる体制を構築して頂きたいです。	C：計画案に盛り込み済みです。	御指摘のとおり、より多くのお子さまが早期療育を受けられる体制整備のため、施設を増設について、計画しています。
268	大分野6		2 現状、障がい児に対しては、様々な支援がありますが「きょうだい児」については殆どありません。きょうだい児が同じ境遇の方と思いや悩み、情報を共有できる場を今後設けて頂きたいです。親なき後、障がい児を支えていくきょうだい児の理解を深めるためにも、幼き頃からの支援やサポートが必要です。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	静岡市発達障害者支援地域協議会にて情報提供しご本人だけでなく家族を含めた支援体制の整備について検討を進めてまいります。
269	大分野6		ご両親が障害をお持ちのお子さんとのように関わっていったら良いかと悩まれていると感じる場面がとても多いです。児童発達支援や放課後等デイサービスなどで児童の療育を支援していますが、親への支援も何とかならないかいつも思っています。ご家庭への支援を実施するためには、その児童に関わっている関係機関の連携が自由用になってくると思いますので、福祉事業所、こども園・学校のつながりがなければと思います。1ヶ所のみならず、共に考えられる関係づくりをして欲しいと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご本人だけでなくご家族を含めた総合的な支援体制について、各関係機関、他課主催の会議、障害福祉サービス事業所連絡会、静岡市発達障害者支援地域協議会で検討を進めてまいります。
270	大分野6		支援が必要な子に対し、より適切な支援をするための支援者の配置および特別支援教育研修会開催の徹底： インクルーシブ教育が広まりつつある中で、障害がある子が地域の学校へ通うケースが増えてきました。しかし、現状は普通校の教員の人数に限りがあることや、支援級以外の教員は特別支援教育の知識が乏しい方が多いようで、障害がある子がせっかく地域の学校に通っても壁にぶつかってしまうことがあるようです。そのような状況を回避するため、現在は特別支援教育コーディネーターが配置され、コーディネーターの役割である学習面での支援や、障害についての悩み等の相談窓口など、担任だけでは賄えない細やかな支援が叶いつつあります。しかし、一方で進学や就職についての支援がまだまだ希薄だと関係機関から度々話を聞きます。もう一点気になることとして、たとえ支援級の担任であっても必ずしも特別支援教育の知識がある者とは限らない、ということです。 特に発達障害がある子は、まわりの関わり方でその後の成長に大きく左右されてしまう、という声を耳にします。教員ひとりひとりの発達障害がある子に対する支援のしかたが違えばきっと当事者やその家族、まわりの子ども達も混乱してしまうでしょう。「すべては学校との相性」、「担任のアタリハズレ」という言葉もよく聞きます。すべての教員が特別支援教育に対し、共通認識を持って支援にあたっていただくように特別支援教育研修会の開催を増やしていただくなどの配慮をお願いします。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	「特別支援連携協議会」などの場や日常での情報の共有に努め、関係する機関の連携、協力を進めてまいります。また、3区の連携につきましては、障害者相談支援調整会議などの場を活用して一層の連携を図ってまいります。
271	大分野6		・放課後等デイサービス等、支給されている日数より利用していない方がいる。サービスの使い方や必要性を聞き取り、適切な利用、日数を支給する必要がある。（児童クラブやこども園を利用するより、利用料が安いと言い、選択する方もいる） ・児童の保護者に対して、もう少し、サービスの内容、事業所の役割など伝えても良いと思う。サービスに対して過剰に期待している方もいる。	D：その他のご意見	引続き、適切な支給決定を行うとともに、サービス利用について丁寧な説明に努めてまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
大分野7					
272	第4章分野別の施策 大分野7 雇用・就労 P121 就労定着支援	21	P121 就労定着支援 活動指標欄 利用者数と累計利用日数/月を見比べると、前者より後者の方が少ない。 これは、1人の利用日数が1日未満という勘定をしているのか、それとも誤植なのか、ご確認をお願いしたい。	A：計画案に反映します。	利用者数について数値に誤りがございました。正しくは、利用日数の数値と同じとなります。
273	第4章分野別の施策 大分野7 雇用・就労		一応、静岡市では「就フェス」が仕事サポーターの育成などを行っているようだが、実際には軽微な身体障害者であっても実際その収入だけで生活できる一般就労に結びつくことはほとんどない。さらに知的に問題なくとも車椅子の身体障害者や、精神障害者では、能力に合わない障害者雇枠がせいぜいの現状、それすらも受け入れ企業が求人に対して前年度でたったの30社と圧倒的に少ない。障害者雇枠では生活が成り立たず、将来への不安はまったく解消されていない。富士市のように、もっと協力企業を増やし、就労希望者を確実に企業につなげる努力をして欲しい。（富士市に住みたいと思ってしまう）	C：計画案に盛り込み済みです。	本市ならではの取組である「就フェス」は、仕事サポーターの養成ではなく就労移行支援事業所と企業との連携を深め、就労移行支援事業所からの一般就労を促進するための取組として開催しております。今後も「就フェス」を活かして障がいのある方の一般就労のための取組を進めてまいります。
274	福祉的就労における工賃向上の支援		先ずは、利用者の工賃に関わる「実態調査」でニーズを明らかにすることが重要と考えます。（工賃の希望額、工賃の用途、作業内容、将来の希望等） ※実施済みの場合はご容赦ください。B型事業所は特に多様な特性や生活環境の方が多いため、一口に「工賃向上」といっても一律に実施することは難しいと考えますが、利用者からの要望であれば事業所も検討せざるを得ない状況となり、それを踏まえた上で、具体的なB型事業所の意識改革に繋げていけたらと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	実態調査については、令和元年度に市内就労継続支援B型事業所向けに行った中で事業所が抱える工賃向上に関する課題を拾い出しました。今後はその課題を元にB型事業所の意識改革に繋がるような取組を検討してまいります。
275	福祉的就労における工賃向上の支援		確かに（居場所）や（活動機会）の提供も重要ですが、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持はたらくこと＝（工賃の獲得）が利用者にとってモチベーションや生活の維持に大きく影響する前提を、事業所がしっかりと把握することが求められます。具体的には、①工賃向上による利用者意識向上のケース（成功例）の伝授（セミナー等）②支援サービス費（仕組み）や加算の理解促進を徹底させ、事業所が主体的に「工賃向上に取り組もう！」と思える環境構築が重要と考えます。その上で、具体的な戦略、制度の活用（優先調達）、工賃向上アドバイザー派遣など、段階的に実施する必要性を感じます。場合によっては前述した①では、s年こうしてモデルケースを作り上げる方策も有効かもしれません。	A：計画案に反映します。	工賃向上を進めていくには事業所自らが主体的に取り組んでいただくことが最も重要であると考えます。そのためにまずは主体的に取り組む意欲のある事業所に対して新規の授産製品の開発、既存の製品改良支援を行うためのアドバイザー派遣の実施を計画案に盛り込みます。将来的には派遣を受けていない事業所へも派遣による効果を普及させていき、事業所全体の意識の向上に繋げていければと考えております。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
276	就労について		身体・精神・発達障がい者の雇用は増えている一方、知的障がい者の現状は厳しいままです。障がい者枠内に知的障がい者も含めて欲しいです。（特に公的機関で率先して行ってほしいです。） また、採用している企業を認め、公表し、多くに広めることで、さらに多くの企業が採用枠（特に知的障がい者）を広げて欲しいと思います。	C：計画案に盛り込み済みです。	知的障がいのある方の雇用については、職員採用枠を設けている他、障害福祉企画課内に庁内の軽作業を担う「ワークステーション」を設置し、精神・知的障がいのある方を雇用し作業に当たっていただいています。今後も引き続き障がいのある方の雇用を進めてまいります。障がい者雇用を行っている企業情報の公表等については、ハローワーク等の関係機関とも連携しながら検討を進めてまいります。
277	大分野7 雇用・就労（2）	124	環境の変化に応じた就労の場とは、何か少し説明があるとわかりやすいと思う。	A：計画案に反映します。	環境の変化→社会情勢の変化に修正させていただきます。
278	静岡市ワークステーションの設置		各課への周知について、作業を初めて依頼される際に、「障がい者の方にどんな仕事を任せればよいか分からなかった。」といわれることがあります。「作業内容がわからないというより障がい者との関わり方がわからないのでどこまで任せればよいかかわからない」方が多いです。他自治体ではe-ラーニングを活用して全職員に「精神・発達障がい者ごととサポーター養成講座」を受講させる取組も見られます。普段の生活で障がい者と関わることのない職員もいらっしゃると思うので、取り入れていただけたらと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	静岡及び清水公共職業安定所との共催事業として、年に1回「雇用管理セミナー」内において精神・発達障がい者ごととサポーター養成講座を開催しております。 市職員への障がい者に関する理解促進にかかる取組については、効果的な手法等を関係課、静岡及び清水公共職業安定所と検討してまいります。
279	大分野7 雇用・就労（2）		就労したことで、帰宅時間が学生時代より早くなり、その為仕事を変えざるを得ない保護者がいます。事業所終了～保護者帰宅までを補完し、障がい者のQOLを向上させるシステムを作って欲しいです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	福祉型就労の場合、日中一時支援の利用が可能です。事業所終了後の日中一時支援の利用可能時間については切れ目なく利用できる見直しをしてまいります。
280	大分野7 雇用・就労（2）		以前より障がいのある方を雇用する企業さんは増えてきたと思いますが、まだまだ理解はしていただけないのが現実だと思います。雇用していただく方にも、障がいのことを深く理解していただきたいです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	特に昨今のコロナ渦において障がいのある方の雇用が厳しい状況に置かれる中、本市障害者自立支援協議会就労支援部会の活動として企業向けに障がいのある方の雇用の維持・推進に係る協力依頼をさせていただきました。引き続き、市として企業への障がい者雇用への理解促進に努めてまいります。
281	大分野7		農福連携の推進のみならず、官福連携の充実に向けた取組を期待します。	C：計画案に盛り込み済みです。	官福連携については、障がい者就労施設等からの優先調達の取組を進めているところですので、引き続き積極的に取り組んでまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
282	大分野7		就職面接会の開催：企業と就労を希望する障がいのある人の情報交換・面接の場をもっと増やして欲しいです。具体的には、学生向けの就職フェアや、合同企業説明会等、障がいのない人向けの情報交換・面接の場は多いが、障害者枠で、就労を希望する障害者向けの場は例年2会程度しかないため、仕事を失った後、数か月に渡りその様な場が無い場合もある。障害者雇用促進のために、ぜひ開催頻度を増やしていただきたいです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	静岡及び清水公共職業安定所との共催事業として、年に2回「障害者就職面接会」を開催しております。今後については、いただいたご意見を参考に、企業と就労を希望する障がい者との情報交換等の場の確保に向けて、関係課、静岡及び清水公共職業安定所と検討してまいります。
283	大分野7 雇用・就労(1)		障がい者の就労が国の方針として積極的にすすめられているが、障がい重い方が福祉的就労する場合は、多くの支援が必要であり、現在の就労B型の職員配置基準の中では、適切な支援が受けられないケースが多いと感じる。また、学校から一般就労した結果、適切なサポートがなく、離職しそのまま何年も引きこもりになるケースもあるため、就労を希望する方は、卒業後に、就労移行支援で十分なアセスメントや週路行のための準備を整えてから就労につなげるシステムを市として選択して欲しい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	特別支援学校卒業後の就労移行支援事業所への繋げ方については、就労移行支援事業所連絡会と特別支援学校との連携を深める中で検討していく予定です。
284	大分野7		農福連携の推進：事業所と仕事のマッチングは勿論だが、販売、販路についても同様に検討が必要。商品の品質向上は必要だが、品質が良いだけで売れるわけではない。販売、販路に苦しんでいる事業所も多く、福祉の狭い範囲でしか宣伝、消費されがちなので、地域や市場をまきこんで、生産から販売までつなげる取組が必要ではないか。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	いただいたご意見を参考に、生産から販売までを含めた取り組み等について検討してまいります。
285			事業所への通勤にヘルパー利用を認めてほしい	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	同行援護、行動援護、移動支援事業は、国から報酬、補助金を受けて実施しておりますが、通勤は対象となっていないのが現状です。今後の状況等を把握の上、検討してまいります。
286			短時間雇用で就職している方や、14時終わりのA型事業所の方などが、就労継続A型事業所との併用を認めてほしい	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	利用者の状態によって、その必要性を精査する必要があるため、個別ケースとして判断することとなります。各区の窓口にご相談ください。
287	大分野7		福祉の次の担い手を探すための政策が全く見えてこない。こんな実力のない市はありません。全て事業所まかせでダメダメばかり。人材に対する施策をもっと押し進めてください。	C：計画案に盛り込み済みです。	福祉人材の不足は、ご意見のとおり福祉全般にわたる課題であり、本市では平成30年度から様々な福祉資格の入口に位置づけられる介護職員初任者研修の受講料助成について、受講後に障害福祉サービスに従事した方についても助成対象としております。
288	大分野7		公共施設を活用した自主製品の販売支援：集客の為にイベント開催や柱や壁を利用したアート作品展の企画を行政の方と一緒に考えられたら良いと思います。(茶木魚やわ・ハハ) また、市役所職員への購入促進も行っていただきたいと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	現在、季節行事に合わせた市役所職員への購入促進に取り組んでいます。今後も、いただいたご意見を参考に、施策を検討してまいります。
289	大分野7		障がい者就労施設等からの優先調達促進：障害者施設の製品・情報収集はもちろんのこと、逆方向である市役所内でどんな物品、サービスが求められているかの情報を施設側に投げかけて欲しいと思います。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	市としてのニーズについては、庁内各課から情報を集約し、適宜施設側へお伝えする機会を設けられるよう、検討を行ってまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
290	大分野7		就労継続支援B型：・目標値の利用者数は大きく増加しているが、事業所が増えない目標になっているのはなぜか知りたい。	A：計画案に反映します。	御指摘の通り、数値に誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。
291	大分野7		就労継続支援B型：・工賃UPの課題もあるが、実際に手にする金額が重要。工賃金額が30000円であっても、昼食代、送迎交通費等と諸経費で減額され実際には20000円以下というケースもあるとのこと。実際手に届く金額に着目して欲しい。	A：計画案に反映します。	実際に障がいのある方が自由に使うことのできる金額の情報について、障害福祉サービス事業所とも情報共有をしつつ、真に必要な金額まで工賃を高めるため、次期計画においては、工賃向上アドバイザー派遣事業」を新規掲載し、製品開発、既存製品の質の向上等の支援を行うアドバイザーを派遣します。
292	大分野7		就労継続支援B型：・今回のコロナ禍のような状況で、雇用契約の無いB型の利用者は失業や休業に対する補填も無く、非常に不利な状態にある。雇用保険のようなシステムがあれば、困ったときに助かるのではないかと。助成等検討していただきたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	新型コロナ対応については、再起に向けて必要な費用を支援し、工賃確保を図るために、生産活動活性化のための補助事業を実施しております。また、静岡県により、工賃が減少している事業所利用者へ工賃支援の補助事業を行っております。さらに、工賃変動積立金の取り崩しによる工賃補填や、特例的に自立支援給付費を工賃補填に充てることも可能となっています。こうした支援策の周知を図ってまいります。
293	大分野7		108 静岡市役所での障がい者雇用について：現在の静岡市の障害者採用は35歳という年齢上限の設定がありますが、年齢制限の緩和をお願いしたいです。内閣府の障害者白書によると、身体障害者では40歳代以降の発生が6割強を占めるほか、精神障害者でも20～40歳の発生が4割を占め、障害を負う年齢は先天的なものよりは中間年齢層が多いです。 https://www.chugoku-np.co.jp/local/news/article.php?comment_id=672951&comment_sub_id=0&category_id=256 しかし、私もそうですが、若年層以外の年齢で障害を負った際、障害の特性に合わせて職業を変え、社会に貢献したいと思っても、行政でも民間でも雇用の受け皿がほとんどないのが現状です。 そこで、多くの障害者が年齢条件などで取りこぼされることなく社会に貢献し、共生できるよう、若年層以外にも採用の門戸が開かれてほしいと思います。国家公務員の障害者採用では年齢上限を59歳まで引き上げたほか、地方自治体としては例えば山口県などが年齢上限を59歳まで引き上げています。 https://www.chugoku-np.co.jp/local/news/article.php?comment_id=672951&comment_sub_id=0&category_id=256 私はこれまでの経験を生かして自治体に貢献できると考えていますし、私以外にも意欲や能力がある方が数多くいらっしゃると思います。そういった方々に挑戦する機会が与えられたらうれしいです。年齢条件の緩和について、ご一考いただけましたら幸いです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	年齢要件を含む受験資格につきましては、本市の採用計画を踏まえて検討しておりますので、本計画には反映しませんが、いただいた御意見は、今後の採用選考を行う上で参考とさせていただきます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
294	大分野 7		・清水区には就労移行事業所が1か所しかない。地元で就労に必要な知識やスキルを学べる場所があれば通いやすいと思う。	C：計画案に盛り込み済みです。	御指摘のとおり、清水区の就労移行支援事業所は1ヶ所のみとなっています（休止中を除く。）。身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、清水区の事業所数を増やす計画となっています。
295	大分野 7	122	就フェス開催事業：（内容）移行→企業への説明会というよりも、相互に雇用を促進するたもの情報交換の場という考え方です。移行⇄企業というイメージです。	A：計画案に反映します。	就フェスが企業と就労移行支援事業所相互の情報交換の場となるという内容が伝わるよう、計画案を修正させていただきます。
296	大分野 7	121	就労定着支援：就労定着支援については、就労移行支援を行っているところと一緒にいるケースが多いですが、就労移行支援事業所がB型等へ転換したり実質活動をしていないことも見受けられる中、令和3年度までに現在の事業所から倍増させることができるのか。	D：その他のご意見	見込利用者数が増加傾向にあるため、令和5年度末時点で20事業所が必要となっています。サービス基盤の整備に努め、受入枠を拡大してまいります。
297	大分野 7	121	就労移行支援の出口とそのあとの定着を強化させるためには、新規利用者を確保できるよう、特別支援学校をはじめとする学校、教育機関との更なる連携を深めていくことは重要なことだと思う。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	特別支援学校との連携については、静岡市障害者自立支援協議会就労支援部会及び就労移行支援事業所連絡会を中心に今後も積極的に進めていく予定です。
大分野 8					
298	大分野 8 文化活動・市民生活		知的障がいの様々な人との交流やイベントがほしいです。	C：計画案に盛り込み済みです。	例年実施しております「心のバリアフリーイベント」では、知的障がいのある人にも出演・出店していただいております。ぜひおこしくください。
299	スポーツ教室開催事業		参加者が増えているので、回数が増えたらよいと思いました。	C：計画案に盛り込み済みです。	平成30年～令和2年度までは4回だった開催数を、令和3年～5年度では6回に増加しております。
300	基本目標（2）及び（3）		例えばマイナンバーカードの普及の優先度を上げ、役所等での手続きや手当の申請の簡素化の他、サービスの利用や支援における複雑な制度の見直し、教育・福祉・医療の連携の強化を早急に整備していくことで、継続的な支援や相談に対応できるようにしてほしい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	現在、国においてもデジタル社会の加速化に向けて施策を積極的に打ち出しています。 マイナンバーカード関連施策も健康保険証機能連携を始め、日常生活の中でカードを利用する場面は増えていくものと考えます。 従って本市としてもカードの普及促進をより積極的に進めていくとともに、役所に来なくても手続きができるデジタル環境を関係部署と検討しながら進めてまいります。 障がい福祉分野においても、マイナンバー制度を利用した情報連携により、書類の添付を省略するなど、手続きの簡素化に取り組んでいます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
301			さらに、居住地の自治体レベルでも障害福祉関係を相談できるよう、人材の育成、確保や窓口の整備をお願いしたい。	C：計画案に盛り込み済みです。	障害福祉関係の相談については、各区に設置してある障がい種別に応じた委託相談支援事業所に対応しておりますので、そちらにご相談ください。
302	■行政におけるサービスの利用のしやすさの向上		・広報しずおか など、市が発行している広報物に、問い合わせ先として電話番号が記載されていますが、問い合わせのアクセシビリティとしては不十分です。 電話番号、FAX番号、eメールなどを記載し、利用者が適切な手段でサービスが利用できるようにしてください。	D：その他のご意見	限られた情報の中で多くの情報を伝えなければならないため、通常の広報紙はfax番号を省略しています。Faxでのお問い合わせについては、コールセンターに問い合わせをいただくようご案内しています。また、視覚障がい者向けには、点字広報(全文版・縮約版)や声の広報(広報紙の音読版)を作成しています。広報紙はHPやアプリに電子版の広報紙もアップしていますので、ご利用ください。
303	地域活動支援センター	136	改正社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」の考え方によれば、障がい等の属性を問わず「居場所」として期待されている事業と思われます。令和5年度以降のことを考えると現時点から、事業の価値を問い直す必要があると考えます。単に利用者数だけでなく、利用者像も問うていく取り組みを。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	静岡市においては、重層的支援体制の整備に向け、具体的な検討を始めたばかりであり、現時点で地域活動支援センターを属性を問わず、地域の居場所としていくべきかどうか結論が出ておりませんので、今後の参考とさせていただきます。 なお、重層的支援体制整備事業は、 ①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援（断らない相談支援） ②本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援（参加支援） ③地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援（地域づくりに向けた支援） の3つを一体として行うものであり、地域活動支援センターは、②の地域資源にあたると考えています。
304	大分野8		・短期入所事業所が少なく、定員が少ない為、利用する事が難しい。 ・短期入所を利用する際、保護者が高齢の場合、送迎が難しい。福祉サービスの利用はできないのか（特例）？	C：計画案に盛り込み済みです。	短期入所の利用については、地域生活支援ネットワークまいむ・まいむの機能強化による利便性向上や、社会福祉施設等整備事業所費補助金の活用等により、短期入所の受け皿増加を進めてまいります。また、送迎サービスを行っている事業所もごございます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
その他					
305	計画の対象	5	化学物質過敏症で日々困っている人がいると聞きました。この障がい幅広く知れ渡って欲しいです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障害者共生のまちづくり計画は、障害者手帳を持っている方だけでなく、「心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」も対象としていますが、障害者手帳を持っていない方は、障がいがあることの理解を得られにくく、支援が行き届かないことがあり、課題であると考えています。化学物質過敏症など多様な症状で困っている方がいることについても周知することができるよう検討してまいります。
306	計画の対象	5	電磁波過敏症で日々困っている人がいると聞きました。この障がい幅広く知れ渡って欲しいです。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	障害者共生のまちづくり計画は、障害者手帳を持っている方だけでなく、「心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」も対象としていますが、障害者手帳を持っていない方は、障がいがあることの理解を得られにくく、支援が行き届かないことがあり、課題であると考えています。電磁波過敏症など多様な症状で困っている方がいることについても周知することができるよう検討してまいります。
307	全体図（概要）		「概要欄」「対象」とはどういう意味なのか、わかりにくい。全ての市民がこうなっていくことを期待しているのですが。現実のこの記載が当てはまる市民は少ないと思いますが、これに該当しない多くの普通の市民は対象から外されるのですか？	A：計画案に反映します。	お見込みのとおり、全ての市民がこうなっていくことを期待しており、計画の対象は「静岡市に暮らす全ての市民」です。誤解を生じないように、全体図の該当箇所においては、「静岡市に暮らす全ての市民」が対象であることを強調させます。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
308	全体図（施策の体系）		「1 権利擁護・理解促進～認め合う・守る～」ここが弱いと感じました。	A：計画案に反映します。	「1 権利擁護・理解促進～認め合う・守る～」について、出前講座の回数や、合理的配慮に関するコラムの追記などパブコメ等の意見を踏まえ、記載を充実させました。事業の内容についても、益々充実できるよう、引き続き、検討して参ります。
309	基本理念・基本目標		理念目標ともにすばらしいもので、心から賛同いたします。近い将来何らかの形で障がい者となるであろう後期高齢者としてこの共生としての実現を願っております。	D：その他のご意見	賛同の御意見ありがとうございます。基本理念の実現に向けて、多機関と連携・協働しながら、一層努力して参ります。
310	次期計画の策定の案	8	あまりにも範囲の幅が広く、細部にわたっているので、ごく普通の主婦として、障がい者に関わっていない者にとっては、案を読ませていただきましたが、それに対する具体的な感想、提言を述べることは不可能であると感じました。この素晴らしい計画の実現を市民として心から願っております。	D：その他のご意見	賛同の御意見ありがとうございます。基本理念の実現に向けて、多機関と連携・協働しながら、一層努力して参ります。
311	基本目標		3障がいを同列に置くのではなく障がい異なる知的、身体、精神を分離しそれぞれの問題を解決していかなければ、根本的な解決にはなりません。	C：計画案に盛り込み済みです。	基本理念や総論など、障がいの種別にかかわらず共通して目指していくべき部分は共通としていますが、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」など、障がい種別の違いによって個別の支援が必要なものについては、独立した事業として取組んでおります。
312	施策の体系		医療と福祉、教育と福祉のお金の配分を考えていただきたい。	D：その他のご意見	限られた財源の中で、より当事者のニーズにより沿った支援ができるよう、引き続き当事者の方のご意見を聴きながら、検討を進めてまいります。
313	全体図		3 団体ヒアリングの～・障害福祉サービス等の充実：新規サービスとありますが、何のことでしょうか？入所、グループホーム以外に、8050問題でもあるように、高齢の親と障がいのある人と一緒に住める集団住宅のようなものでしょうか。	D：その他のご意見	自立生活援助、就労定着支援、日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）等の平成30年度から創設された新しいサービスです。
314			特にないです。資料をみただけでは内容がよく理解できませんでした。すみません。	A：計画案に反映します。	障がい分野に馴染みのない方にもお気軽に手に取っていただけるよう、計画冊子の「わかりやすい版」を作成します。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
315	静岡市ならではの取組み	応募要領チラシ 素案14ページ	ポイントとその説明、枠の記述の関係が、もう一つよくわからない。 そこで例えば、ポイントとその説明、枠（協働、交流、SDG's）を、 <u>点線で括ってその範囲内が関連していると明示すると分かり易い。</u> 具体例：別紙参照	A：計画案に反映します。	ご提案いただいたように、それぞれのポイントから点線を引き、関連する枠（協働、交流等）を枠で囲みました。SDG'sについては、全てのポイントに関連するため、囲いません。
316	数値目標の全体を通して		<u>素案や数値目標の提示が、パブリックコメント直前であり、特に説明がないため、その妥当性などについても資料だけでの判断となったので、パブリックコメントに対しては、具体的かつ丁寧、真摯に回答いただきたい。</u>	D：その他のご意見	パブリックコメントへの回答つきましても、計画に反映可能なものは可能な限り反映させ、それ以外のものについても可能な限り市の考え方を回答させていただいております。
317	全体のページ仕立て		<u>頁を開いたときに構成のどなのかが分からないので、各頁の欄外に「第〇章□」の表記を</u> まだ、頁レイアウトの最終形ではないかもしれないが、途中の頁を開いたときに、構成の中のどこかにいるかわからず、適切な項目が探せない。 例えば、「第〇章の□」、「第2章の3」などの表記が欄外（ヘッダーかフッターか）にあれば分かり易い。	A：計画案に反映します。	印刷校正の段階でレイアウトを調整します。
318	数値目標等について、コロナの影響がある部分の見直し		<u>コロナの影響で遅れている事業について、事実のまま記載する必要がある</u> 令和2年度は1年間にわたって影響を受ける事業があり、さらに3年度にも及ぶ可能性がある。その事実や予想を踏まえて、計画の数字を見直したり、達成期限を遅らせたりした目標を記載する方が、現実的である。計画を作る当初から、達成が難しい計画値ならば、何のための計画か問われかねない。	C：計画案に盛り込み済みです。	新型コロナウイルス感染症の影響の継続性については現在も不確定ではありますが、心のバリアフリーイベントなど大規模イベントについては、目標値を参加者数から実施回数に変更しています。その他講座の実施等は、オンライン開催を検討するなどの対応をしているものもあります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
319	第1章1	1	<p>障害者の権利条約の主旨に基づく、関係法令の制定・改正であったことの説明 原文では、事実を淡々と述べていますが、背景や関係が分かるようにしていただきたい 原文 国では、平成23年度の「障害者基本法」の改正以来、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者権利条約」の批准など、障がいのある人の権利の保護や尊厳の尊重を重視した取組が進められています。 静岡市では、障がいのある人もない人も・・・ 修正案 国では、平成23年度の「障害者基本法」の改正以来、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者雇用促進法の改正」などが進められてきましたが、これらは日本国憲法に次ぐ位置になる「障害者の権利条約」に整合させるための関連する法律を整備するものでした。26年1月の本条約の批准により、障がいのある人の権利の保護や尊厳の尊重を一層重視した取組が進められています。 静岡市でも、<u>障害者の権利条約の理念に沿って、障害のある人もない人も・・・</u>」 【参考】 第3期横浜市障害者プラン改訂版（平成30年度から32年度）から抜粋 国の動向 （1）共生社会の実現に向けて… 障害者施策に関わる主な動きとしては、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）の基本的な方向の検討を進め、平成22年6月に「第一次意見」、同年12月に「第二次意見」をまとめました。 その意見を受け「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」や「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。 そして、障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、「障害者基本法」が差別的禁止や防災及び防犯などを盛り込む形での改正となり、23年8月に施行されました。 また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行う仕組みの構築など。障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「障害者虐待の防止。障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待法」といいます。）が成立しました。そして、25年6月には、障害者への差別的取扱いの禁止について、自治体・民間事業者ともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、民間事業者には努力義務として盛り込んだ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました。 さらに、差別を解消するための具体的な対応として、政府全体の方針である差別の解消の推進に関する基本方針が策定（閣議決定）されたほか、国・地方公共団体等においては、当該機関における取組に関する対応要領（ガイドライン）が策定されました。このように、近年は「障害者基本法」のほかにも多くの制度改革が行われました。 そして、これらの制度改革を受け、19年9月に障害者権利条約に署名していた状況から、26年1月には批准をし、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための</p>	A：計画案に反映します。	「国の動向」の項目について、特に重要な事項である「障害者権利条約」を強調させ、「年度」欄に新たな矢印を追加し、批准前後のその前後の大まかな流れを明記することで、ご指摘の内容がよりわかりやすく伝わるような工夫を行います。
320	第2章3 前期の効果測定 成果目標に関する分析 【成果目標1】 福祉施設入所者の 移行について	12	<p><u>入所施設からの地域移行者数が自然減的な要因で達成したというのは、寂しい</u> 本来の地域移行は、施設入所となった理由が介護家族の高齢化などによるものだとすると、本人の意向が反映されているわけではない。入所施設の利用者に対し、第三者が本人の意向を聞き取り、地域生活の能力について適切にアセスメントして、GH等を含めて地域生活が可能人には地域移行を積極的にさせることが本筋。それを積極的に取り組んでいないことを反省すべきで、施設任せにすればこの意味での地域移行は進まない。さらに入所待機者には重度かつ高齢の障害者が多いので、入所施設は常に満床ではなく家族介護ができなくなったなどの要因に対して入所できるよう余地を残しておくことが本来の役割。</p>	A：計画案に反映します。	入所施設からの地域移行につきましては、次期計画期間においては、さらに実態の把握に努めるとともに、御意見の内容も参考にしつつ、「地域移行支援部会」において、具体的な対応策について検討していくことを明記します。
321	第2章4 4 SDGsの推進	17	<p><u>SDGsの17ゴールについて概要を説明する表を載せてほしい</u> SDGsについては、市民に啓発されつつあるが、まだ広く浸透しているとは言い難い。各論になったところで各事業にSDGsのマークを載せるのならば、その元となる説明を最初にしておいた方がいいと思う。よくある17ゴールを説明する表でもいいと思う。 この計画で重点的なゴールだと思われる説明はあるが（P17下段）、少なくともそれとマークの紐付けは、しておいていただきたい。</p>	C：計画案に盛り込み済みです。	SDGsについては、第3章4に説明を記載しています。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
322	第3章6 成果目標の考え方と目標達成に向けた主な取組み 【成果目標1】 福祉施設入所者の地域生活への移行について	21	<p>本人の希望による入所施設から地域移行も考えるべきで、成果目標も34人とすべき。</p> <p>予想している地域移行の平均人数は自然減ともいえ、現在の25人の目標は自然減しか反映されていないため、本人の希望や能力を判断しての地域移行を考慮しておらず、「地域で安心して自分らしく暮らす」ことに反するといえる。</p> <p>少なくとも、国の基準であり、6%（34人）を目標にすべき。</p> <p>これを達成するためには、①現在の自立支援協議会の地域移行部会は、精神科病院からの地域移行しかやっていないが、知的障害を扱う部門を設け、来年度から障害者団体等を入れて協議すべき。入所施の利用者への意向調査などから始めることを提案する。</p> <p>さらに、②入所待機者の入所の優先順位は、点数制になっているようだが、第三者の評価が入ることが前提であり、経験とノウハウの専門性がある入所施設には強度行動障害のある人の受け入れを前提としたい。</p> <p>③移行の入所施設の待機者は、まだ定員と同数程度はいるはずだが、その待機者が重度の障害者を受け入れることができる日中サービス支援型のグループホーム（GH）の利用を勧めることで待機解消をしようと考えているようだが、それには無理があり、それぞれの施設の特性を活かしていない。職員の数や質、経験、専門性から言っても、入所施設が担うべき役割であり、日中サービス支援型のGHも重度の人は定員の3割も受け入れられないのが実情だろう。無理を強いれば、結果、施設虐待が生じかねない。</p> <p>④家族介護の都合で入所施設に入った人を第三者が適切にアセスメントして、GH等地域生活が可能な人には地域移行を積極的にすすめることとさせることが本筋。それを施設任せにせず、積極的に取り組むことが施策としてすべきこと。入所待機者には重度かつ高齢の障害者が多いので、専門性のある入所施設への入所が必要なことは言うまでもない。</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>目標値については、現計画と同様の算出方法により算出しています。現計画期間において、市の目標値は達成しているものの、国の目標値は達成できておらず、現時点で次期計画の目標値を増加する根拠がないことから、原案のままとすることを考えております。</p> <p>なお、入所施設からの地域移行につきましては、頂いた意見を踏まえ、次期計画期間においては、「地域移行支援部会」などにおいて更なる実態の把握に努めるとともに、具体的な対応策について検討してまいります。</p>
323	第4章 分野別の施策について 計画の活動指標の見込み量について	24	<p><u>計画の活動指標の数値目標と現状との乖離があるものへの整合性ある計画を</u></p> <p>つまり、前期未達成だったもの、達成が難しいものはその現状を明らかにして、具体的にどう対応するかを記載すべきでは。</p> <p>以下の説明では、少し中途半端であり、具体的にどう対応するか記載がない。</p> <p>「このような推計から、利用者数や利用量が現在より増加する見込みの障害福祉サービス等で、現在の事業所数や定員数ではサービスの提供体制が不足してしまう恐れがあるものや、地域課題の解決のために必要であると考えられるものについて事業所数等を増加する活動指標を設定しています。」</p> <p><u>修正提案</u></p> <p>「～事業所数等を増加する活動指標を設定しています。<u>達成が難しい目標についてはその原因や状況を明らかにし、必要に応じて施策推進協議会での意見、自立支援協議会の各部会での意見を聞き、法人や事業者に対する説明会の開催するなど打開する施策を講じます。</u>」</p>	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	<p>このページの囲みの記載は、活動指標の算出方法について説明したページであるため、活動指標の設定方法について、より明確な記載に修正しました。</p> <p>各サービスごとの課題解決に向けた取組については、一概に説明することが困難であるため、各サービスの詳細ページにそれぞれ記載しています。</p>

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方																																																				
324	第4章1 障害福祉サービス等の提供基盤の整備について	141	<p>計画値の整合性がないため、令和2年度の途中実績値（例えば11月末現在）を挿入し、年度ごとの状況を明確にし、区毎の明細も表記し、累計も表示するようにすること</p> <p>現状、令和2年度中の実績は数値に盛り込まれていないが、結果としては反映されるので、その点を見込んだ数を載せない、票の整合性が保てない（不整合が出てくる）。</p> <p>【現状】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 1 実績</th> <th>R 3 計画</th> <th>R 4 計画</th> <th>R 5 計画</th> <th>3年計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護 葵区</td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>駿河区</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>清水区</td> <td>17</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【提案】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 1 実績</th> <th>R 2 実績</th> <th>R 3 計画</th> <th>R 4 計画</th> <th>R 5 計画</th> <th>R 5 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護 葵区</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>駿河区</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>清水区</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>理由</p> <p>①R2実績がないと、分野別の計画数値とこの項目の数値の整合性が保てない 生活介護はR2年度に駿河区1カ所にできており、このままでは計4カ所となる</p> <p>②例えば、計画相談の数字が当初から達成困難な計画であることが分かってしまうが、それを見えなくすることはもっと不誠実だと思われる。</p> <p>③3区の内訳は確定してはいるかもしれないが、方針として示す必要がある 上記では、駿河区の生活介護が現状少ないので増やそうとする意図は分かる</p>		R 1 実績	R 3 計画	R 4 計画	R 5 計画	3年計	生活介護 葵区	22					駿河区	12	1	1	1	3	清水区	17						R 1 実績	R 2 実績	R 3 計画	R 4 計画	R 5 計画	R 5 末	生活介護 葵区	22	0	0	0	0	22	駿河区	12	1	0	0	1	14	清水区	17	0	0	1	0	18	A：計画案に反映します。	御指摘のとおり、令和2年度の数値や累計値、そして区ごとの数値を可能な限り記載します。 なお、令和3～5年度における計画値については、区ごとの記載が困難なため、3区の合計値を記載します。
	R 1 実績	R 3 計画	R 4 計画	R 5 計画	3年計																																																				
生活介護 葵区	22																																																								
駿河区	12	1	1	1	3																																																				
清水区	17																																																								
	R 1 実績	R 2 実績	R 3 計画	R 4 計画	R 5 計画	R 5 末																																																			
生活介護 葵区	22	0	0	0	0	22																																																			
駿河区	12	1	0	0	1	14																																																			
清水区	17	0	0	1	0	18																																																			
325	第5章1 施策の推進について	143	<p>施策を推進する主体と方法について明記し、重点課題については経過報告をする</p> <p>「Do」について、「計画の内容を踏まえて各事業及びサービスを実施する」だけでなく、「特に未達成になっている目標や課題は、特に担当を作り、課題の分析、対策の立案、実施をして、施策推進協議会等に経過報告（いわゆる、「Check」）し、意見を聴取し、改善策を作り、目標達成に向け努力する（「Action」）」との記載を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前計画からの未達の項目の例 障害者差別解消支援協議会の立上げ、稼働 医療的ケア児支援コーディネーターの2名設置 重点課題の例 計画相談の相談支援専門員数のほぼ2倍（1.74倍）の増加 	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	当該項目の記載について、「評価（ひょうか）（Check）」欄に「課題の分析を行う」を追記、「改善（Action）」欄に「改善策の立案を行う」を追記しました。いただいたご意見を踏まえ、静岡市障害者施策推進協議会等への報告等を行ってまいります。																																																				
326	第3章4 SDGsの推進	17	<p>「共生のまちづくり計画」について、SDGsの取組を推進力として、①適切な医療の提供、②教育、職業訓練の機会の保障 ③雇用・就労の機会と、同一労働、同一賃金の達成、④公共交通機関や公共スペースを安全かつ容易に利用できるようにすることを掲げているが、施策の中身をSDGs関連ゴールに単純に当てはめた感が強い。【はっきり言うと、「だから何？」ということ・SDGsやってますみたいな・・・】</p> <p>むしろ、"誰ひとり取り残さない" No one will be left behind という</p> <p>SDGsの考え方自体が本市における「共生のまちづくり」計画の基本理念、基本目標と相通ずるものであることを強調すべきではないか。（すべての人のための目標の達成をめざし、もっとも脆弱な立場の人々に焦点をあてることを明確に記載する。）参考：https://www.unicef.or.jp/sdgs/concept.html</p>	A：計画案に反映します。	第3章4「SDGsの推進」の記載について、「誰一人取り残さない」というSDGsの趣旨が、本計画の理念・基本目標にも通じるものである旨を追記しました。																																																				

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
327	【成果目標2】 精神障がいにも 対応した地域包 括ケアシステム の構築	20 21	「精神障がい」はもとより、障害者全体についても、静岡市のいう「静岡型地域包括ケア」の効果が波及していないという認識は担当部局・関連部局全体で共有すべきではないか。【「静岡型地域包括ケア」と障がい者の関係を担当部局に伺うと、いつも「これから検討する。」というご返事である。】	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	令和2年社会福祉法の改正により、障がい者や高齢者といった対象者の分野を超えた複合的な支援を行うための事業（重層的支援体制整備事業）が創設され、それに伴い本市においても、市民を一体的に支える体制づくりを進めてまいります。静岡型地域包括ケアシステムの構築においても、地域共生社会の実現を目指して、障がい者・子ども・生活困窮者等の制度・分野の枠を超えた関係機関との協議をしていきます。
328	福祉サービス事業の推進について	88	全市的に不足している事業について、推進する側と、実地指導等で監督指導する側が同一の係である。いわばアクセルとブレーキが同じ係であるので、企画推進は障害者プラン（共生のまちづくり計画）を策定する担当係が、計画の進捗状況をPDCAサイクルで進行管理することが適切ではないか。または障害福祉企画課と障害者支援推進課との合同進行管理グループを作る等工夫をしていただきたい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ご指摘の件につきましては、市としても解決すべき課題であると考えています。いただいたご意見を参考に検討してまいります。
329			「共生社会の実現」理想像ですが、実際、生活上は、まだまだ世間の目は厳しい（実体験）	D：その他のご意見	実体験に基づくご意見ありがとうございます。少しでも、「共生社会が進んだ」と思っただけのようにするために、施策を実施して参ります。
330	静岡市ならではの取組 「これらを踏まえて作成した次期計画（案）の概要」		ポイント2の一文、障害をかかえた親への支援も取り組んでいるため、母子療育も、本市ならではの優れた取組みと感じています。	A：計画案に反映します。	第3章「計画の全体図」「静岡市ならではの取組」「ポイント2」文中に「母子療育」を追加しました。
331	概要について		ポイントのところは文字が多く読みづらい。端的で伝わりやすい構成がいいと思う。	A：計画案に反映します。	第3章「計画の全体図」「静岡市ならではの取組」「ポイント」について、記載内容を端的に箇条書きにしました。
332	次期計画（案）の概要 静岡市ならではの取組		SDGsは、（ ）書きでも良いので、日本語を使用した方がわかりやすい。	C：計画案に盛り込み済みです。	書面の限りがあることからすべてのSDGsに()書きで日本語訳を追加することは困難ですが、第3章4「SDGsの推進」について、詳細を説明しています。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
333	全体		「障がい」という字の根拠について：法律でも「障害」と漢字表記なのに、「障がい」とすることで差別を助長しているように感じ、逆に違和感がある。また、73ページの事業名は発達障害となっている。さらに障害福祉課は、漢字を使っている。根拠は法律で「障害」でよいのではないかと考えるが、根拠を問われたら健康福祉部としてどう答えるのか。行政として「心情」では説明にならないと考える。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	静岡県障がい者共生のまちづくり計画では、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合に、「害」の字を「ひらがな」で表記していますが、団体等の固有名詞や法令及び制度の名称に関するものは漢字としています。人や人の状態を示すに当たって、「害」という言葉を用いるのは適切でないという当市の判断に基づくものです。市役所の組織名については固有名詞であることから漢字を使用しています。
334	全体図（静岡市ならではの取組）		「安全・安心、将来に向けた支援体制を確保します」とあるが、緊急時（保護者の不幸など）に対応できる事業所が実際にはないため、もっと踏み込んだ計画が必要なのではないかと。（重度障害や、医ケアが必要な方の受け入れショートのある方を見直すなど具体的な項目）	C：計画案に盛り込み済みです。	緊急時の対応については、次期計画において、地域生活支援拠点の機能強化を中心に、体制の強化を進めていくこととしています。
335	市の課題3		アクセシビリティの向上について、大分野の「生活環境」の個別施策に記載されているが、主な指標に具体的な記載がなく、どう向上していくつもりなのかよくわからない。	C：計画案に盛り込み済みです。	計画本文の「大分野4 生活環境」の項目に、各施策の活動指標や目標りを掲載しております。
336	市民アンケート調査の結果（3）		介護施設と比べると障がい者の入所施設の数が少ないこと	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	入所施設の増加は現状では困難ですが、グループホームなど入所施設以外の選択肢の活用を検討するなどして、本当にサービスが必要な人が待機することなく施設に入所できるような体制を構築して参ります。
337	市民アンケート調査の結果（3）		様々な特性を持つ障がい者がいる中で最低限の躰が身につけていない障がい者もおられ、その躰を身につけてさせて欲しいと希望する保護者の方もおられますが、それは家庭で身につけさせるべきことではないかと。施設で身につけさせるのは遅いし、非常に大変である。	D：その他のご意見	日常生活における基本的な訓練等について、ご家庭や地域、福祉サービス事業所、その他関係機関等の当事者を取り巻く皆様が、それぞれの立場で関わっていただけるような地域共生社会を目指してまいります。

番号	項目	素案のページ	意見概要	意見の反映	市の考え方
338	基本理念について		地域で安心して自分らしく暮らすことの出来る「共生都市」の実現とありますが、この計画の立案に当たって立案される方が一度でも多く実際に障がい者の方々の生活環境を見に来られるべきかと思ひますし、現実を知らずして「共生都市」の実現はなしえないと感じます。	C：計画案に盛り込み済みです。	本計画から、「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用による市職員の人材育成」の項目を新設しました。研修の受講と合わせ、ひとりでも多くの職員が実際の障がい当事者との関わりや、現場を体感できるような環境づくりに努めてまいります。
339	基本理念		「共生都市」の実現と書いてありますが、私は、中学生の時から静岡市のボランティアに参加をしたことがあります、27年…共生が少しはわかりますが、もっと障がいの方々の意見を聞き入れてほしい。	D：その他のご意見	長年のボランティアへの参加、感謝申し上げます。障がいのある方が少しでも「共生が進んでいる」と感じられるようなまちにしていくため、障がいのある方の意見を聴きながら、益々取組んで参りたいと思ひます。
340	素案のページ		1.ルビの振り方：ひらがな、カタカナ、場所ずれ等。 基本的にしつこい位にあるが上下左右に同じ読みがあれば減らしてもよい気がするが冊子全体へ追加するだけでなく、要 不要、何のためにつけるのか精査したほうがよいかと。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	ルビについては、どこからでも読み進めることが出来るよう、原則全ての文字にふることとさせていただきます。一方で、本文のフォントをUD（ユニバーサルデザイン）フォントに変更し、なるべく文字が見やすくなるようにしました。
341	素案のページ		2.SDGsの扱いについて SDGsの説明はしっかりあるが読み方：エスディージーズ会話するときに必要なので触れておいた方がよいかと	A：計画案に反映します。	SDGsについては、ルビをふることとします。
342	素案のページ		3.市の事業の目標値について 市の事業の目標値について適切、妥当かどうか判断が難しい。 その事業が力を入れなければいけないのか、十分な成果があり継続していければいいのかいままでの結果指標(市がどうとらえているか)が欲しい。	B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。	紙面の都合上、計画本文に現状値を掲載することは困難ですが、PDCAサイクルを回す中で、実績値を評価して参ります。なお、令和元年度実績値と次期計画目標値の比較については、静岡市障害者施策推進協議会資料にてご確認いただけます。

A：計画案に反映します。
B：計画案には反映しませんが、今後の取組の参考とします。
C：計画案に盛り込み済みです。
D：その他のご意見